

陪審員については次の如く規定されて居る。即ち  
 一 帝國臣民である三十歳以上の男子で、二年以上引續き同一市町村に居住し、且二年以上引續き直接國稅三圓以上を納め、読み書きを能くする者は陪審員たるの資格がある。  
 二 禁治産者、準禁治産者、未だ復権せぬ破産者、聾啞者、盲者、六年以上の懲役又は禁錮、舊刑法の重罪の刑又は重禁錮に處せられた者は陪審員たるの資格はない。  
 三 國務大臣、在職の判檢事、陸海軍法務官、行政裁判所長、官及び評定官、宮内官吏、廳府縣長官、廳支廳長、警察官吏、刑務所官吏、裁判所書記長及び書記、收税官吏、税關官吏、專賣官吏、小學校教員、現役の陸海軍人、郵便電信電話鐵道及び軌道の現業員、船員、市町村長、辯護士、辨理士、公證人、執達吏、代書人、神官、僧侶、諸宗教師、醫師、齒科醫師、藥劑師、學生、生徒は陪審員となる資格がない。市町村長は毎年有資格者の名簿を調査し、地方裁判所長の通知に基き所要の候補者を定め、その中より地方裁判所長が陪審に附すべき事件毎に、三十六名の陪審員を選定されることになつて居る。

### 第三節 陪審の方法

陪審員は一事件について三十六名づゝ選定されるが、その中十二名で陪審を構成し、他の二十四名は公判庭に於て檢事及び被告人によつて忌避される。陪審を構成した陪審員は法廷に於て宣誓し、被告人の質問及び證據調べの終つた後、法律上の論點問題となるべき事實並に證據につき、裁判長より説示を受け、犯罪構成事實の有無に對する問書の交付を受けて評議室に退く。評議室では陪審員が評議の上で答申を決定し、調書に記載して裁判長に提出する。裁判所は公判庭で書記をして陪審の答申を朗讀せしめてから陪審員を退廷せしめる。この場合答申が不當と認められたときは他の陪審の評議に付せられる。陪審の答申を採擇して、事實の判斷を下した事件の判決については、大審院に上告することは出来るが、控訴することは許されない。

### 第四節 罰 則

本法に於ける陪審員に對する罰則は左の通りである。  
 一 故なくして呼出に應ぜぬとき。  
 二 宣誓を拒んだとき。  
 三 裁判長の許可を得ずして評議室から出で、又は他人と交通したとき。

四 故なくして退廷したとき。  
 五 答申前裁判所を退廷した場合、裁判長の指示に反したときは五百圓以下の科料に處し、評議の内容を他に漏らしたときは千圓以下の罰金に處せらる。

## 工場法

### 第一章 工場法の沿革

工場法は明治四十四年三月、法律第四十六號を以て公布せられ、大正五年九月から實施された。立法の趣旨は職工、特に女工、幼年工等の保護を目的とするものであるから、當時の適用範圍は十五人以上の職工を使用する工場、及び事業の性質が危険であつたり、衛生上有害と認められたものに限られてゐたが、その後大正十二年國際労働會議の議決に基いて一部の改正が行はれた。その結果適用の範圍を、十人以上の職工を常用する工場に適用することとなり、且從來は十二歳を限度とする工業労働者の最低年齢が、十四歳に繰上げられた外、幼年工や女工の就業に就ては周密的な保護が加へられることとなつた。

### 第二章 工場法の實際

### 第一節 適用の範圍

工場法適用の範圍は、同法第一條の規定により常時、職工十人以上を使用する工場、及び事業の性質が危険であつたり、衛生上有害なものとして認められる工場といふことになつて居る。而して事業の性質の危険なもの、有害なものとは左に列挙する、通りである。

- 一 毒劇物又は毒劇藥の製造。
- 二 動物の飼養。
- 三 水銀を用ひる計器の製造。
- 四 水銀ポンプを用ひる計器の製造。
- 五 鉛を用ひる鑪の製造。
- 六 珪酸鹽器又は珪酸鹽の製造。
- 七 塗料、飲料、印刷用インキ又は繪具の製造。
- 八 亞硫酸瓦斯、クロール瓦斯又は水素瓦斯を用ひる事業。
- 九 硫黃の精製、アンチ加甲又は硝酸鹽を用ひる金屬の熱處理。
- 一〇 フアクチナスの製造。
- 一一 脂肪油の製造。
- 一二 ボイル油の製造。

- 一三 乾燥油又は溶劑を用ひる擬革紙布又は防水紙布の製造。
- 一四 溶劑を用ひるゴム製品の製造。
- 一五 溶劑又はラバーセメントを用ひるゴム製品の貼合。
- 一六 溶劑を用ひる油脂の採取。
- 一七 溶劑を用ひる芳香油の製造。
- 一八 溶劑を用ひる野草の採集。
- 一九 溶劑を用ひる模造眞珠の製造。
- 二〇 溶劑を用ひるドライクリーニング（単に拂拭するものは除く）溶劑を用ひる絆創膏の製造。
- 二一 タンニン酸の製造。
- 二二 合成染料又は其の中間物の製造。
- 二三 セルロイドの製造、加熱加工又は鋸機を用ひる加工。
- 二四 硝化綿の製造。
- 二五 コロチウムを用ひる紙燃製品の製造、エーテルの製造。
- 二六 酒精の製造又は變性、グイスコーズの製造。
- 二七 テレピン油の蒸溜又は精製。
- 二八 礦油の蒸溜、精製又は精詰。
- 二九 アスファルトの精製。
- 三〇 濕質物を用ひる建築用のフェルト又は紙の製造。

- 三一 燐寸の製造。
- 三二 火藥、燐藥又は火工品の製造又は取扱。
- 三三 金屬の熔融又は精煉。
- 三四 電氣又は瓦斯を用ひる金屬の熔接又は切断、壓縮瓦斯又は液化瓦斯の製造。
- 三五 前項のものを用ひる製氷、動力による製材、電氣業、電球の製造、硝子の製造、腐蝕砂吹又は粉碎。
- 三六 金屬、骨、角又は貝殻の乾燥研磨、動力による金屬箔又は金屬粉の製造。
- 三七 動力による鑛石、土砂、貝又は骨の粉碎、電氣用カーボンの製造。
- 三八 石炭瓦斯又は骸炭の製造。
- 三九 カーバイトの製造、石灰の製造。
- 四〇 フェルト又は吹付ラシャの製造。
- 四一 起毛又は反毛の作業、製綿、麻の梳解、古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿糸、屑毛又は襪織類の選別、骨炭又は血炭の製造。
- 四二 毛皮の精製、製革又は製膠。
- 四三 毛髪又は羽毛の精製。

等で、その他特に内務大臣の命令を以て指定された事業にも適用される。尙常時職工十人以上を使用しても、次の如き事業は勅令を以て工場法の適用を除外されて居る。即ち

- 一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類、餅の製造。
- 二 行李、簾、籠、和傘骨、其他の柶柳、藤、竹の皮、輕木蔓莖又は藥を用ひる手工品の製造。
- 三 輕木眞田又は麥稈眞田の編製。
- 四 アタン、バナマ又はこれに類するものを以てする帽子其他の物の編製。
- 五 扇子、團扇、和傘又は提燈の製造。
- 六 紙、糸、綿、竹又は布帛を主たる材料とする玩具又は造花の製造。
- 七 型紙、紙函、元結又は水引の製造。
- 八 手工による被服、足袋其他の布帛類の裁縫。
- 九 手工に依る組紐の編製。
- 一〇 刺繍、レース、パールレース又はドローンウオーグの業。

を適用されることになつて居る。

### 第二節 時間の制限

工場法を適用せる工場では、工場主は十六歳未満の職工又は女工をして一日十一時間以上就業せしめることは出来ぬ。又午後十時から翌日の午前五時に至る時間に於て就業せしめることも出来ぬが、行政官廳の許可を受けるときは、就業時間を午後十一時まで延長せしめることが出来る。又天災地變のため或は事變の處あるため必要な場合に限り、主務大臣は事業の種類や地域を限り就業時間の延長や夜間就業の規定を停止することが出来るのである。

又事實上避くべからざる事由により臨時必要のある場合、工場主は行政官廳の許可を得て期間を限り、就業時間を延長し十六歳以下の女子をして夜間就業をなさしめ、休日や慶することをも出来るが、この場合は工場主はその都度行政官廳に届出ることを要し、且その延長の日数を一ヶ月に七日以内とし、一日の延長時間も二時間を超えることは出来ない。季節によつて繁忙な事業にあつては、工場主は一定の期間を限り、行政官廳の許可を得てその期間中一年につき、百二十日の割合を超えない

い範囲で、就業時間を一時間延長せしめることを得るが、これも延長する日数は一ヶ月七日を超えることは出来ぬ。尤も急速に腐敗したり、變質の虞ある材料や原料の損失を防ぐために必要な場合に限り、引續き四日以上にわたらず、一ヶ月七日を超えない範囲ならば、行政官廳の許可を要しないことになつて居るのである。

又工場主は十六歳未満の職工又は女工に對しては、少くとも毎月二回の休日と與へねばならぬ。又一日の就業時間が六時間を超える工場では、少くとも三十分、十時間を超えるときは、一齊に一時間の休養時間を與へねばならぬ、そしてこの休養時間は就業時間中になすものであるから、一日の就業時間が十時間の定めならば實際就業する時間は九時間となる譯である。夏期中一時間以上の休養時間を與へる場合は、工場主は行政官廳の許可を得て、一時間を超えない範囲で、その超過時間だけ就業時間を延長することが出来るのである。

### 第三節 年齢の制限

工場労働者の最低年齢は十二歳以上と規定せられ、尋常小學校を卒業した者を除いては、十四歳未満の者を工業に使用する

ことは出来ない。工場のみでなく鑛業、砂鑛業、石切業其他土地から鑛物を採取する事業、物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊又は解體し或は材料の變造をなす事業、土木、建築其他工作物の建設、改造、保存修理、變更、解體又はその準備若くは基礎工事、道路、軌道又は平水路に於ける旅客貨物の運送（人力による運送は除く）船渠、岸壁、波止場又は倉庫に於ける貨物の取扱業にも使用することを禁じて居るが、同一家庭に屬するものゝみを使用する事業、又は行政官廳の認可を受けた工業學校に於ける兒童になさしめる事業はこれを除外されて居る。

工場主は又十六歳未満の職工や女子をして、運轉中の機械、動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油検査、修繕等をなさしめたり、調査、調案の取付や取外しをなさしめたり、其他の危険な業務に就かしめることは出来ぬ。又十六歳未満の者や女子をして毒藥、劇藥其他有害料品、爆發性、發火性、引火性の料品を取扱ふ業務に就かしめたり、塵埃、粉末を飛散し又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務、其他危険や衛生上有害な場所に於ける業務に就かしめることは出来ぬ。

### 第四節 扶養其他

職工が業務上負傷したり、疾病に罹つたり又は死亡したときはその原因がその職工の重大な過失でない限り、工場主はその職工、遺族又は本人の死亡當時、その職工の収入で生計してゐた者を扶助せねばならぬものとして次の如く規定してゐる。

一 職工が療養のため業務に服し得ずして、賃金を受けられないときは、工場主はその療養中、一日につき賃金の百分の六十以上の休業扶助料を支拂ふこと、但同一の疾病又は負傷やこれによつて發した疾病につき、その支給が百八十日を超えたときは、支給額を一日につき賃金の百分の四十までに引下げることが出来る。

二 職工の負傷や疾病が治癒したときに於ては、工場主は  
イ 終身自由を辨ずると能はざる者には賃金五百四十分分以上  
ロ 終身勞務に服すると能はざる者には賃金三百六十分分以上  
ハ 従來の勞務に服すること能はざる者、健康が元の狀態に復すること能はざる者、又は女子の外観に醜痕を残した者等  
には賃金百八十分分以上  
ニ 身體を傷害して元に復することは出来ぬが、従來の勞務に

服し得る者には賃金四十日分以上  
然し職工が重大過失によつて負傷し又は疾病に罹り、且工場主が其事實につき、地方長官の認可を受けた場合には、休業扶助料又は臨時扶助料を支給しないことが出来る。

ホ 職工が死亡したときは、工場主は葬祭を行ふ遺族又は職工の死亡當時その収入によつて生計を維持して居た者に對し、賃金三百六十日分以上の遺族扶助料  
ヘ 職工の死亡當時その収入により生計を維持して居た者で、葬祭を行ふ者には賃金三十日分（其額三十圓に満たないときは三十圓）以上の葬祭料を支給せねばならぬ。

又工場法は衛生上有害と認める精神病、癩、肺結核、咽頭結核、丹毒、再歸熱、癩疹、流行性腦脊髄膜炎、其他これに準ずる急性熱病、梅毒、疥癬、其他傳染性皮膚病、膿漏性結膜炎、トラホーム、其他これに準ずべき傳染性眼病、肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、髓鞘炎、急性泌尿生殖器病、其他の罹病者にして、就業のため病勢を増悪するものや、産後四週間を経過せぬ女子に對しては、これを就業せしめることを禁じて居る。

### 第五節 罰則

一 工場主又は工場主に代るべき者が工場法又は同法に基いて發する命令や、又これに基いて行ふ處分に違反したときは千圓以下の罰金に處せられる。

二 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み又は忌避し、或はその訊問に對して答辯をしなかつたり、虚偽の申立をした場合、又は職工や徒弟の檢診を妨害した場合は、五百圓以下の罰金に處せられる。

三 工場主は地方長官の爲した扶助規則變更の命令に違反したとき、職工の雇入につき詐術を用ひたとき、給與賃金積立に關し、規定による許可の條件に違反したとき、不正に扶助義務を免れ又は免れんとしたとき、不正に賃金支拂の義務、職工の貯蓄金返還の義務又は第二十七條第一項の規定による義務を免れ又は免れんとしたとき、地方長官の認可を受けず、又は認可された方法によらずして職工の貯金を管理したとき、認可を受けずして尋常小學校を卒業せぬ學齡兒童を雇ひしたとき、徒弟及び未成年者又は女子の就業につき、工場法の規定による地方長官の命令に違反したとき等は、二百圓以下の罰金に處せられる。

四 工場主が職工名簿の調製又は備付を怠つたとき、扶助規則の

作製又は届出を怠つたとき、通貨でないものを賃金として支拂つたときは、百圓以下の罰金又は科料である。

### 選舉法

#### 第一節 選舉權及び被選舉權

選舉の純潔、選舉界の廓清は議會政治の要訣であり、情實政治、黃金政治は眞の政治ではない。それ故改正普通選舉法はこの點に種々の規定を設け、飽くまでも選舉の公正を期したもので、先づ選舉權に就ては、納税資格を撤廢し、帝國臣民にして、満三十歳以上の男子には一般に被選舉權を與へ、二十五歳以上の男子には、一般に選舉權を與へることとなり、國民の參政權は著しく擴大されたが、例外として

- 一 禁治産者及び準禁治産者。
- 二 破産者にして復権を得ざる者。
- 三 貧困により生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者。
- 四 一定の住居を有せざる者。
- 五 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せらし者。
- 六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章、第二十一章、第二十五章、第三十六章、第三十九章に掲ぐる罪を犯

し六年未滿の刑に處せられ、其執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至るまでの者(但其期間五年より短き者は五年)七六年未滿の禁錮の刑に處せられ又は前號に掲げる罪以外の罪を犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ、その執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者

- 刑法第二編 第一章 皇室に對する罪
- 第二章 外患に關する罪
- 第三章 放火及失火の罪
- 第十六章 通貨偽造の罪
- 第二十一章 誣告の罪
- 第二十五章 瀆職の罪
- 第三十六章 竊盜及び強盜の罪
- 第三十九章 贓物に關する罪

以上に該當するものに對しては選舉權も被選舉權も停止されることになつてゐる。

尙華族の戸主及び陸海軍々人で現役中の者、戰爭又は事變に際し召集中の軍人は、被選舉權も選舉權も有しない。兵籍に編入された學生、生徒、志願によつて國民軍に編入された者も同様である。

尙選舉に關係のある官吏及び吏員はその關係区域内に於て、在職の宮内官吏、判事、檢事、朝鮮總督府法院判事、臺灣總督

府法院判事、關東廳法院判事、南洋廳法院判事、朝鮮總督府法院檢事、臺灣總督府法院檢事、南洋廳法院檢事、陸海軍法務官、行政裁判所長官、同評定官、會計檢査官、收稅官吏、警察官吏等は被選舉權を有たない。

又官吏及び待遇官吏として國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、同參與官、内閣總理大臣秘書官、各省秘書官以外の者並に在職中の北海道會議員及び府縣會議員は、何れも衆議院議員を兼ねることは出来ない。

#### 第二節 選舉區制

選舉區に關することは選舉法中最も主要なことで、普通選舉法は、一人一區制の原則を改め、三人乃至五人の議員を一選舉區の定員として居る。即ち改正法の議員定数は百二十二の選舉區から四百六十五人を選出するから、一選舉區の平均議員数は四人弱となる。又獨立區である島嶼四區と市の七十二區を廢し、郡市共通の人口標準により、各府縣内の選舉區を作つたこともその特色である。

#### 第三節 選舉方法

選舉方法について、種々の改正が行はれた。その重なるもの

は同法第三章の選舉人名簿、第四章の選舉投票及び投票所、第五章の開票所、第七章の議員候補者及び當選人、第八章の議員の任期及び補缺、第九章の訴訟規定等で、選舉期日の一定制限候補者届出制限及び無投票選舉、不在者投票、盲人點字投票及び開票を各町村別としたこと、補缺選舉及び補充選舉等は特に著しい例である。

### 第四節 候補者及び當選人

改正法では候補者について届出の制度を採用して居る。これは泡沫候補者の輩出防止、當選の目的を有しない賣名候補者、又は他人の當選を妨害せんとする者を防止するために出来たものであるが、他面からいふときは無競争選舉を認めた制度でもある。候補者の届出は選舉期日前七日までに二千圓の保證金を供託して爲すべく、若し無競争の場合は届出の一事によつて、その届出人が當然當選者となる。次に議員の補缺に就ては同一選舉區で二人以上の缺員の生じた場合に限り、補缺選舉を行ふことになつたが、選舉の期日より一年内に缺員の生じた場合は、法定投票數を得た次點者を當選者とする。又當選承諾期間前の缺員は、法定投票數を得た次點者を當選者とする。

### 第五節 選舉運動

議員候補者、選舉事務長、選舉委員、選舉運動の爲めにする勞務者以外の者の運動は絶対に禁止せられ、たゞ演説と推薦状による運動のみが例外的に第三者に許されて居る。選舉運動をする者は、候補者自身であることは勿論だが、それ以外には選舉事務長、選舉委員、選舉運動のためにする勞務者がこれに當る。選舉事務長は候補者自らこれを兼ねる場合は別として、それ以外の場合は必ず選任せねばならぬ。選舉委員は一候補者につき五十人、勞務者は三十人を限りとして許されて居る。その選任は選舉事務長がこれを爲すべきものである。

### 第六節 選舉違反

選舉運動のための戸別訪問が絶対に禁じられたのも改正法の一特色である。又同様の目的を持つ個々の選舉人に對する連續的面接及び電話でする運動も禁じられて居る。選舉運動のため立札、貼札、ポスター其他の文書、繪葉書等は内務大臣が命令でこれを制限し、その制限の範圍を出ることを許さぬ。制限を加へる目的は選舉費用を節約し、且選舉の公正を期せんとする點にある。

## 書式

### 第一章 諸届諸願書及諸證書様式

人間誰でも一生に一度は必ず結婚をするから婚姻届が要る。結婚すれば當然子供が生まれるものと思はねばならぬ。又すぐ出生届が要る。親が死ねばすぐ死亡届が要る。轉居すればすぐ寄留届が要ると言つた風に、我々の日常生活には始終この戸籍上の諸届が附纏つてゐる。これほど何かにつけてすぐ必要に迫られるものはない。諸届や諸願書乃至金を借りるには證文を入れなければならず、また貸したらこれを取立てねばならぬ證書類、人に正式に物事を依頼するには委任狀、曰く何、曰く何と一々これを書立てれば限りが無い。

何人でも必ず密接な生活關係のあるべき是等諸届諸願書乃至諸證書の様式書き方については、必要上亦何人でも必ずこれを心得てゐなければならぬものであるのに、案外これを心得てゐる人は少ないものである。従つて官公署に對する諸届や諸願書等になると普通家庭では大抵代書人に代書料を拂ひ、貴重

な時間を潰して區役所や町役場等に出頭する。随分莫迦々しい話である。一體何のために學校に行き、何のために文字を學んだかと思きたくなる。茲に一々その全部の範例を擧げるのは遺憾ながら紙數がこれを許さないし、且亦一般家庭にはそれほど日常生活に關聯した必要のないものもあるから、その中で何人でも是非心得置かねばならぬものだけの書式範例を示して置く。

### 第二章 戸籍に關する諸届の心得

#### 第一節 届出一般の通則

届出は本人の本籍地、又は届出人の所在地の市町村長にこれをなすことになつてゐる。而して日本の國籍を有せざる者に關する届出はその寄留地、又は届出人の所在地の市町村長にこれをなし、又外國に在る日本人に付ては、その國に駐在する日本の大使公使又は領事に届出をなすのが原則である。

届出は書面又は口頭を以てなす事が出来る。而して届書には届出事件、届出の年月日、届出人の出生の年月日及び本籍を

記載し届出人に署名、捺印することが必要である。尙届出事件により届出事件の本人に随つて家を去り他家に入り、其他身分に變更を生ずる者ある場合に於ては、届書にその者の氏名、出生の年月日並に本籍及び身分變更の事由を記載しなければならぬ。届出人が届出事件の本人と異るときは、届書にその続柄を記載し、又届出人が若し家族なるときは、届書に戸主の氏名及び届出人と戸主との続柄を記載することを要する。

届書には戸籍法其他の法令に定めたる事項の外戸籍に記載すべき事項を明瞭ならしむるため必要なるものはこれを記載することを要する。その職業又は族稱の如きは各本條に規定なくともこれを記載すべきで、即ち事件當事者が華族又は士族なるとき若くは戸主と族稱を異にするときは常にその記載をなすべきである。

届出をなすべき者が未成年者、又は禁治産者なるがため親權を行ふ者又は後見人が届出をなす場合に於ては届書に尙ほ左の事項を記載することを要する。

届書には略字又は符號を用ひてはならぬ。従つて文字はこれを改竄してはならない。若し訂正、挿入又は削除をなしたときは、その字數を欄外に記載し、又は文字の前後に括弧を附し、届出人これに捺印し、その削除に係る文字は、尙明かに讀み得るやうにして置かねばならぬ。

一 届出をなすべき者の氏名、出生の年月日及び本籍。  
二 無能力の原因。  
三 届出人が親權を行ふ者又は後見人なること。  
四 證人を要する事件の届出に付ては證人は届書に出生の年月日及び本籍を記載して署名、捺印しなければならぬ。  
五 届出人、届出事件の本人、又は證人が本籍に在らざるときは届書にその所在を記載することを要する。

又届出の年月日は、一、二、三、十の文字を用ひず、必ず、壹、貳、參、拾の文字を用ふるこゝとなつてゐる。  
捺印すべき場合に於て印を有せざるときは署名するを以て足りるが、署名すること能はざるときは、氏名を代書せしめ捺印するだけで好い。若し署名することも出来ず、且印もないときは氏名を代書せしめ捺印するだけでよいが、この場合に於ては書面にその理由を記載せねばならぬ。

### 第二節 記載すべき事項

### 第三節 届出の義務者

届出すべき者が未成年者又は禁治産者のときは、親權を行ふ者又は後見人を以て届出義務者とするけれども、出生、死亡其他單純の事實に關する届出は、未成年者又は禁治産者でも亦これをなすことが出来る。又無能力者が法定代理人の同意を得ずしてなすことを得べき隠居、認知、廢家等に付ては無能力者だけでもこれを届出づることが出来る。けれども禁治産者が届出をなす場合に於ては、届書に届出事件を理解するに足る能力を有することを證すべき診斷書の添付が必要である。

### 第四節 二通以上を要する場合

一個所の市區役所又は町村役場に戸籍の記載をなす場合は届書は一通でよろしいのであるが、若しこれが二個以上の市區役所、又は町村役場に於て戸籍の記載をなす場合には、市區役所、又は町村役場の數と同數の届書を提出することが必要である。又本籍地外に於て届出をなすときは、右の外、尙一通の届書を提出する必要がある。二個所以上の市區役所又は町村役場に於て戸籍の記載をなす場合は、例へば甲村の男と乙

村の女と婚姻をなし、その届出を甲村長になすときの如き場合のことである。この場合に於ては甲乙各村に於て戸籍の記載を要するにより、甲村長は届書の一通を乙村長に送付する。従つて届書は二通の提出を要するのである。  
又本籍地外に届出を爲したる場合には、提出を受けたる役場にも亦届書一通を保有することを要するため、前例に於てその婚姻届を甲男の所在地たる丙村にてなしたるとは、甲乙村に送付すべき届書二通の外届出を受理した丙村に領置すべき一通即ち三通の届書を要するのである。又届出事件に付戸主、父母後見人、親族會其他の者の同意、承諾、又は承認を要するときは、届書にその同意、承諾、又は承認を證する書面を添付することが必要である。又届出に付官廳の許可を要するときは、許可書の謄本を添付するを要する。

### 第五節 届出の期間

届出の期間は届出事件發生の日よりこれを起算し、又裁判確定の日より期間を起算すべき場合、裁判が送達又は交付前確定したるときは、その送達又は交付の日よりこれを起算する。届出の期間を定むるに月を以てしたる場合は曆に従ひてこれを起

算する。月の始めより期間を起算せざる時は、その期間は最後の月に於てその起算日に應當する日の前日を以て満了とする。但最後の月に應當日なきときはその月の末日を以て満期とする。而して届出期間經過後の届出と雖も市町村長はこれを受理することを要するものとなつてゐる。尙届出人は届出の受理又は不受理の證明書を請求することが出来る。但受理の證明書を請求する場合は手数料一件十錢を納付せねばならぬ。正当の理由なくして期間内に爲すべき届出又は申請を爲さざる者は十圓以上二十圓以下の過料に處せられるのである。

### 第三章 出生に關する届出

#### 第一節 嫡出子の出生

嫡出子とは正式に婚姻をなし、これを届出たる男女の間に生れたる子をいふ。正當に婚姻をなしたる夫婦間に妻の懐胎したる子は夫の子と推定せられ、又婚姻成立の日より二百日後又は婚姻の解消（離婚及び夫の死亡）又は取消の日より三百日以内に生れたる子は、婚姻中に懐胎したるものと推定されるから、その子も亦嫡出子である。然し正當の婚姻中に生れたる子と雖も實際夫の胤に非らざることあるから、法律はかゝる場合に於

て夫はその子が自己の子に非らざること主張し、裁判所へ嫡出子否認の訴を起すことを得るものとされてある。

#### 第二節 庶子と私生子

庶子とは正當の婚姻關係なき男女間に生れたる子で父の認知したるものをいひ、私生子とは正當の婚姻關係なき男女間に生れたる子で父の認知なきものをいふ。従つて父母が婚姻の儀式を挙げたが未だ婚姻の届出を爲さざる者は法律上夫婦でないから、その子は庶子又は私生子であるが、父がこれを認知したる後その男女が婚姻の届出をなしたるときは、その子は父母の婚姻によりて嫡出子たる身分を取得し、又父母が婚姻したる後にその前に生れたる私生子を認知したるときは、その認知の時より嫡出子たる身分を取得するものとなつてゐる。婚姻が解消したる後六箇月以内に女が再婚を爲し、子を分娩したる場合に於て協議上その父を定むることが出来ないときは裁判所に於てこれを定むことになつてゐるから、従つてその子は裁判により前夫又は後夫の嫡出子となり或は他の男の庶子となることがある。家族の庶子及び私生子は、戸主の同意がなければその家に入ることが出来ないで、戸主の同意なきときは庶子は母の家に入

り、私生子は一家を創立することになつてゐる。

#### 第三節 届出期間

嫡出子の出生ありたる時は、その日から起算して十四日以内にその届出をなすことが必要で、出生の届出をなす前にその子が死亡したるときは、死亡届と共に出生届をなすことを要する。又嫡出子の出生届はその本籍地又は届出人の所在地、若くは出生地の市、區、町、村長にこれをなすべきもので、汽車若くは航海日誌を備へざる船舶中で嫡出子の出生ありたるときは、その到着地に於ても亦出生の届出をなすことを得るものとされてある。而して本籍地に於て届出をなすときは届書は一通にて足るが、其他に於て届出をなす場合には届書は二通を要するのである。

#### 第四節 届出入

嫡出子の出生届出は父よりこれをなすのであるが、左の場合に於ては母よりこれをなすこととなつてゐる。

- 一 父が届出をなすこと能はざる場合。
- 二 父が子の出生前に離婚又は離縁によりその家を去りたる

場合。

- 三 父母共にその子の出生前に離縁によりてその家を去りたる後、その子の出生前に母が實家に復籍したる場合。
- 四 父の未定なる場合、例へば母が前夫と婚姻の解消したる後六箇月以内に他の男と再婚を爲したる場合に於て子を分娩しその子の父を定むること能はざるため、裁判所がその子の父を定むべき場合。
- 父又は母が出生届出をなすこと能はざる場合には、左に掲げたる者が、その順序に従ひ、その届出をなすことを要するものである。
- 一 戸主。
- 二 同居者。
- 三 分娩に立會ひたる醫師又は産婆。
- 四 分娩を介抱したる者。
- 又病院、監獄、其他の公設所に於て子の出生ありたるも、父又は母より届出をなすこと能はざるときは、公設所の長若くは管理人より出生の届出をなすことになつてゐる。

#### 第五節 出生届の書式例

先づ出生届を始めとし、吾人の日常生活に最も必要な書式例を左に示すことにしたが、此の場合もこれに準じて最寄の市町村役場で尋ねるとすぐ分るから、一々代書人の手を煩はす必要はないのである。

出生届 (戸主の嫡出子本籍地に届出をする場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主職業

父 (無職業) 氏  
母 (無職業) 氏  
出生子長男(女) 氏  
名 名 名

出生ノ時 年 月 日(午前)後 時  
出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右出生及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
届出人 氏  
年 月 日生 名

出生届 (戸主の嫡出子寄留地に届出をなす場合)  
本籍地 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
所在地 府、縣、郡、市、區、町、村番地

父 (無職業) 氏  
母 (無職業) 氏  
出生子 何男(女) 氏  
名 名 名

出生ノ時 年 月 日(午前)後 時  
出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右出生及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
届出人 氏  
年 月 日生 名

注意 戸主の嫡出子届出に戸主未成年者のときは親権者よりこれを届出で、又父未成年者、又は禁治産者に付本籍を異にする後見人から届出する場合は、届出人を左の例による。  
右父何某未成年(昭和 年 月 日生)ニ付  
親権者父  
届出人 氏  
年 月 日生 名

市、區、町、村長 何 某殿  
右父何某( 年 月 日生)未成年者ニ付  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
後見人 届出人 氏  
年 月 日生 名

出生届 (家族の嫡出子本籍地に届出をなす場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主何某男職業

父 (無職業) 氏  
母 (無職業) 氏  
出生子長男(女) 氏  
名 名 名

出生ノ時 年 月 日(午前)後 時  
出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右出生及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
届出人 氏  
年 月 日生 名

出生届 (家族の嫡出子寄留地に届出をなす場合)  
本籍地 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
所在地 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主何某男職業

父 (無職業) 氏  
母 (無職業) 氏  
出生子 何男 氏  
名 名 名

出生ノ時 年 月 日(午前)後 時  
出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右出生及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
届出人 氏  
年 月 日生 名

第六節 庶子及私生子届出の書式例

庶子出生の届出は父がこれをなし、私生子出生の届出は母がこれをなすことになつてゐるけれど、父から庶子の出生届をなすことが出来ず、又母から私生の出生届をなすことが出来ないときは、嫡出子届出と同様の方法による。左に記したの是最も普通の書式例である。其他はこれに準じて役場に問合はすとすぐ分る。

出生ノ時 年 月 日(午前)後 時  
出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右出生及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
届出人 氏  
年 月 日生 名(父)

出生届 (婚姻中懐胎し離婚後出生したる嫡出子の場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主職業

父 (無職業) 氏  
母 (無職業) 氏  
出生子長男(女) 氏  
名 名 名



出生届 (出生前認知したる戸主の庶子出生の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

母 氏

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右某出生前認知セラル

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(戸主) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

出生届 (出生前認知なき戸主の庶子出生の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

母 氏

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(戸主) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

出生届 (家族の庶子出生庶子が父の家に入る場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

母 氏

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(父) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

右庶子ノ入籍ニ同意ス

戸主 氏 年 月 日生

出生届 (家族の庶子出生庶子が母の家に入る場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

母 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

父及ヒ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ住所ニ一家創立

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(父) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

出生届 (女子出生の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主職業 母 氏

私生子 男(女) 氏 氏

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(母) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

出生届 (家族の出生子庶子が一家を創立する場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主何某職業 父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(母) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

出生届 (家族の出生子庶子が一家を創立する場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主何某職業 父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(母) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

第四章 婚姻に關する届出

第一節 婚姻の届出

出生届 (家族の出生子庶子が一家を創立する場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主何某職業 父 氏

府、縣、郡、市、區、町、村番地

出生ノ時 年 月 日 (午前)後 時

出生ノ場所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

父ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ母ノ家ニ入ル

右出生及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 氏 名(父) 年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

右庶子ノ入籍ニ同意ス

戸主 氏 年 月 日生

出生届 (女子出生の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主職業 母 氏

私生子 男(女) 氏 氏

婚姻は縁組と同じく任意の行爲で届出によりてその效力を生ずる。届出に付ては固より一定の期間はないが、婚姻の取消の裁判が確定したるときは、訴を提起したる者は、裁判確定の日から十日内に裁判の謄本を添付して婚姻取消の届出をなすことを要し、又婚姻無効なるときは、裁判所の許可又は裁判確定の日から一箇月内に裁判の謄本を添付し戸籍訂正の申請をなすべきものとなつてゐる。婚姻の届出は夫の本籍地又は所在地の市町村長に届出をなすことを要し、入夫婚姻又は婿養子縁組の場合に於ては、妻の本籍地又は所在地に於てその届出をなすことになつてゐる。而して本籍地に届出をなす場合に於て當事者の本籍地が、同一市町村長の管内なるときは届書は一通でよいが、その本籍地が異なるときは届書は二通を要する。又所在地に届出をなす場合に於て當事者の本籍地がその管轄を異にするときは三通の届書を必要とする。婚姻の届出はその當事者及び成年の証人二人以上よりこれをなすべきもので、婚姻の届書には左の事項を記載することを要する。

一 當事者の氏名、出生の年月日及び職業。  
二 父母の氏名及び本籍。  
三 當事者が家族なるときは戸主の氏名、本籍及び戸主との關係。

第二節 婚姻届出の書式例

左記の書式は同意者が届書に附記した例で、別に同意書を添附する場合は「何々同意證書相添云々」と記入して同意證書を添附するのである。

婚姻届 (普通の場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主何某何男職業  
父何某 何男  
母何某 何男  
夫何某 何男  
氏何男  
年 月 日生

府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主何某何女無職業  
父何某 何女  
母何某 何女  
妻何某 何女  
氏何女  
年 月 日生

府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主何某何女無職業  
父何某 何女  
母何某 何女  
妻何某 何女  
氏何女  
年 月 日生

右婚姻候間(同意證書を別に添附の場合は「何々同意書相添」と此處に記入して同意證書を別に添附する。以下これに倣ふ)此段及御届候也  
昭和 年 月 日

右届出人  
氏何男 名(夫) 氏何男 名(妻) 氏何男 名(証人) 氏何男 名(同) 氏何男 名(同)  
市、區、町、村、長 何 某 殿  
右婚姻 = 同意ス  
某(夫の名)ノ實父 氏何男 名  
戸主 氏何男 名  
年 月 日生

入夫婚姻届 (入夫婚姻の場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主職業  
父何某 何女  
母何某 何女  
妻何某 何女  
氏何女  
年 月 日生  
府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主何某弟職業  
父何某 何男  
母何某 何男  
夫何某 何男  
氏何男  
年 月 日生  
府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主  
父何某 何男  
母何某 何男  
氏何男  
年 月 日生  
府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主  
父何某 何男  
母何某 何男  
氏何男  
年 月 日生  
右入夫婚姻及御届候也  
昭和 年 月 日



右協議上離婚及御届候也  
昭和 年 月 日

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主何某何女  
父 氏 年 月 日生 名  
母 氏 年 月 日生 名  
妻 無職業 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
某(妻の名)ノ復籍 氏 年 月 日生 名  
ス(キ家)ノ戶主 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

右届出人 氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名

右離婚ニ同意ス 某殿 氏 年 月 日生 名  
某(夫の名)ノ父 氏 年 月 日生 名  
同 母 氏 年 月 日生 名

市、區、町、村長 何 某殿 氏 年 月 日生 名  
右離婚ニ同意ス

入夫離婚届 (入夫離婚の場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主職業  
父 氏 年 月 日生 名  
母 氏 年 月 日生 名  
妻 氏 年 月 日生 名  
何女 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主何某何男  
父 氏 年 月 日生 名  
母 氏 年 月 日生 名  
職業 氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
某(夫の名)ノ復籍 兄(父) 氏 年 月 日生 名  
ス(キ家)ノ戶主 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

右離婚及御届候也  
昭和 年 月 日

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

右届出人 氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名

右離婚ニ同意ス 某殿 氏 年 月 日生 名  
某(夫の名)ノ父 氏 年 月 日生 名  
同 母 氏 年 月 日生 名

市、區、町、村長 何 某殿 氏 年 月 日生 名  
右離婚ニ同意ス

離婚届 (裁判上の離婚の場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
何某何男職業  
父 氏 年 月 日生 名  
母 氏 年 月 日生 名  
夫 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主何某何女  
父 氏 年 月 日生 名

離婚届 (養子が離縁を爲し  
て離婚をなす場合)  
府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主何某婿養子職業  
夫 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
父 氏 年 月 日生 名  
母 氏 年 月 日生 名  
妻 氏 年 月 日生 名  
何女 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地 戶主  
證人 氏 年 月 日生 名

右昭和 年 月 日  
添へ及御届候也  
昭和 年 月 日

起訴者 氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名

市、區、町、村長 何 某殿 氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名  
氏 年 月 日生 名

右離婚及御届候也  
昭和 年 月 日

證人 氏 名  
年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿  
右離婚ニ同意ス

右届出人 氏 名(夫) 氏 名(妻) 氏 名(證人) 氏 名(同) 氏 名  
夫ノ養父 氏 名 夫ノ實父 氏 名 妻ノ養母 氏 名 妻ノ實母 氏 名  
年 月 日生 年 月 日生 年 月 日生 年 月 日生

### 第六章 家督相續に關する届出

#### 第一節 届出上の注意

家督相續は左の事由によつて開始するのである。  
一 戸主の死亡、隠居又は國籍喪失。  
二 戸主が婚姻又は養子縁組の取消によりその家を去りたるとき。

三 女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚。  
家督相續の届出は戸主となりたる者が、その事實を知りたる日から一箇月内にこれをなすことを要する。又戸主となりたる者が外國に在る場合に於ては、三箇月内に届書を發送すればよい。たゞ茲に注意すべきは入夫婚姻により戸主となつた場合に於ては、婚姻届にその旨を記載せねばならぬから、相續届はこれをなすことを要しない。尙亦家督相續回復の裁判が確定したときは、裁判確定の日から一ヶ月内に相續届をなすことを要する。又家督相續人が胎兒なるときは、その母が相續の開始あつたことを知つた日から一箇月内にその届出をなさねばならぬ。さうしてその届出をなしたる後、その胎兒が死體で生れたときは、母は一ヶ月内にその旨を届出することを要し、若し母がその届出をなさざるときは、家督相續人は死産の事實を知りたる日から一箇月内にその旨を届出でなければならぬ。家督相續の届出は被相續人の本籍地の市町村長にこれをなすので、その届書は一通でよろしいが、若し他家に在る者が相續をなす場合、その相續人が被相續人と本籍地を異にするときは届書は二通を要するのである。

#### 家督相續届 (死亡又は隠居により長男)

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
前戸主何某長男

昭和 年 月 日 前戸主何某死亡(隠居)ニ依り家督相續戸主ト爲ル  
右家督相續及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿  
右届出人 氏 名  
年 月 日生

注意 此は戸主の死亡による普通の相續届で、又戸主が失踪の宣告を受けたる場合は本例に準じ、その相續の原因及び戸主と爲りたる年月日を「昭和 年 月 日(期間満了の日時)」

前戸主何某失踪宣告ニ依り家督相續戸主トナル」と記入し、又相續人が未成年者又は禁治産者で、その親権者又は後見人より届出をなす場合は左の例に依ればよい。  
右何某未成年者(禁治産者)ニ付キ後見人(親権者)  
右届出人 何 某殿

この場合後見人が本籍地を異にしてゐた場合は届書にこれを記載しなければならぬ。

二 家督相續回復の裁判確定したるときはその訴を提起したる者。三 胎兒が家督相續人なるときはその母。四 胎兒が家督相續人となりその届出をなしたる後その胎兒が死體にて生れたる場合に於ては、その母又は家督相續人がこれをなすことになつてゐる。家督相續届には左の事項を記載することが必要である。  
一 家督相續の原因及び戸主となりたる年月日。  
二 前戸主の氏名及び前戸主との続柄。  
三 戸主となつた者が選定に因る家督相續人なるときは、届書に選定に關する書面を添附することを要し、又家督相續回復により相續届をなすには裁判の謄本を添附することを要する。尙亦家督相續人が胎兒なるときは、左の事項を記載した醫師の診断書を添へその届出をなすことが必要である。  
一 家督相續の原因及び相續開始の年月日。  
二 家督相續人が胎兒なること。  
三 前戸主の氏名及び前戸主と家督相續人との続柄。  
又家督相續人たる胎兒が死體にて生れたる場合に於て、その旨を届出するには醫師又は産婆の検案書を添附することを要する

#### 第二節 相續届の書式例

家督相續届 (死亡により養子が家督)

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
前戸主何某養子

氏名  
年月日生

昭和 年月 日前戸主父某 (名のみにてよし) 死亡ニ依リ  
家督相續戸主ト爲ル

昭和 年月 日  
右家督相續及御届候也

家督相續届 (指定又は選定に依り其家)

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
前戸主何某弟

氏名  
年月日生

昭和 年月 日前戸主某(名)死亡指定(又は選定)ニ依リ家  
督相續戸主ト爲ル

昭和 年月 日  
右家督相續及御届候也

市、區、町、村長 何 某殿  
右届出人 氏 名  
注意 選定に依り家督相續の届出を爲す場合には選定を證する

書面を添付することが必要で、又選定又は指定によつて他家を相續する場合には、右に準じ自己の本籍地、父母及び前戸主との續柄を記載し、「右府、縣、市、郡、區、町、村何某何男昭和年月日前戸主何某死亡以下右ニ同シ」と記載する。

第三節 家督相續人の廢除、指定取消

推定家督相續人の廢除は裁判所に請求して廢除の裁判を受けその推定家督相續人廢除の裁判確定したとき、その日から十日以内に判決謄本を添附してこれを届出で、又被相續人が遺言でこれを廢除する意思を表示したときは、遺言執行者からこれを届出づるものとする。

又家督相續人の指定は何時でもこれを取消すことが出来る。又遺言を以て取消す意思を表示したときは、遺言執行者から届出で、この場合は普通届出の外に被相續人死亡年月日を記載し、指定取消遺言の謄本を添附することを要するのである。

第四節 廢除、指定取消の書式例

推定家督相續人廢除届  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
何某何男職業

後見人が遺言で指定されたものは届書にその遺言に關する謄本を添附することが必要である。

後見に關する届出は被後見人の本籍地又は所在地の市、區、町、村役場にこれをなし、後見開始の届出は後見人就職の日から十日以内にこれをなすことゝされてゐる。被後見人に家族あるときは、戸主の氏名、職業及び本籍地を記載することが必要である。

後見人更迭の場合は後見人選任に關する證明書を添附し、前同様就職の日から十日以内に届出ることゝなつてゐる。後見人の任務終了は左の場合に限られてゐる。

- 一 成年に達した場合。
  - 二 禁治産が取消された場合。
  - 三 後見人が任務を辭した場合。
  - 四 後見人たる資格を失つた場合。
  - 五 後見人の死亡した場合。
  - 六 未成年者たる被後見人が死亡した場合。
  - 七 禁治産者たる被後見人が死亡した場合。
- 以上の場合により任務終了したときは十日以内に、被後見人の本籍地又は所在地に届出で、その後見人死亡の際には後見監督

右何某家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ依リテ刑ニ處セラレタルカ爲メ(又ハ被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シタルニ因リ)昭和 年月 日推定家督相續人廢除ノ裁判確定致候間別紙判決ノ謄本相添此段及御届候也

昭和 年月 日  
被相續人 氏 名  
市、區、町、村長 何 某殿

家督相續人指定取消届

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
何某何男職業

氏名  
年月日生

右ハ昭和 年月 日家督相續人ニ指定候處今般取消候間此段及御届候也

昭和 年月 日  
指定取消人 氏 名  
市、區、町、村長 何 某殿

第七章 後見に關する届出

第一節 届出の心得

人から届出ることになつてゐる。

### 第二節 後見に関する書式例

右の中開始届は遺言指定の場合又は親族會によつて選任されたものならばこれに指定、選任に關する證明書を添附しなければならぬ。

#### 後見開始届

府、縣、郡、市、區、町、村番地職業  
被後見人 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地戶主職業  
後見人 氏 年 月 日生 名

右何某ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ昭和 年 月 日後見開始、同月何日ヨリ就職致候間別紙後見人指定ニ關スル遺言ノ謄本相添此段及御届候也

昭和 年 月 日 右後見人 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

後見人更迭届  
府、縣、市、郡、區、町、村番地戶主職業  
被後見人 氏 名

前任後見人 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地戶主職業  
住所 同  
後任後見人 氏 年 月 日生 名

右何某ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ昭和 年 月 日後見開始、同年何月何日前任者ト更迭就職候間別紙何々書面相添此段及御届候也

昭和 年 月 日 後任後見人 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

#### 後見任務終了届

府、縣、郡、市、區、町、村番地戶主職業  
被後見人 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地戶主職業  
後見人 氏 年 月 日生 名

右ハ昭和 年 月 日就職ノ處昭和 年 月 日何々ニ依リ任務終了致候間此段及御届候也

昭和 年 月 日 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

## 第八章 隠居及び失踪に關する届出

### 第一節 隠居届

裁判上の隠居は家督相續人の承諾と相俟つて、これを所轄裁判所に申請し、許可の裁判があつてから始めて效力を生ずる。従つてこれを届出するには裁判の謄本及び家督相續人の承認書を添附しなければならぬ。左にその一例を示す。

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戶主、職業 隱居者 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
何某何男職業 家督相續人 氏 年 月 日生 名

右何某病氣ニ依リ家政ヲ執ル能ハサルニ付裁判所ノ許可ヲ得テ隠居致候間別紙裁判ノ謄本及ヒ家督相續人ノ承認書相添へ此段及御届候也

昭和 年 月 日

### 第二節 失踪届

七年間所在不明でその生死の分らぬときは、利害關係人は裁判所に請求して失踪の宣告を受けることが出来る。右宣告を請求した者は裁判確定の日から十日以内に裁判の謄本を添附して届出る。尤も失踪者が家族のときは戸主の氏名、續柄及び戸主と失踪者との續柄を記載することを要する。

市、區、町、村長 何 某殿 右 氏 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
失踪者 氏 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
宣告請求者 氏 年 月 日生 名

右何某ニ對ル昭和 年 月 日失踪宣告ノ裁判アリ同候也

昭和 年 月 日 市、縣、郡、市、區、町、村番地

市、區、町、村長 何 某殿 年 月 日生 名

### 第九章 死亡に関する届出

#### 第一節 届出の心得

死亡者があつたときは届出義務者がその死亡の日から五日以内に、醫師の診断書又は検案書若しくは警察官の検視調書の謄本を添附して市區町村長に届出づるものである。死者届出義務者とは左の者をいふのである。

一 戸主。

三 同居者（父母、兄弟、姉妹其他の家族）。

三 家主、地主又は土地若しくは家屋の管理人。

以上の順位であるから、戸主が死亡した際は同居者から届出で、同居者がないときは第三者から届出るのが順序で、又同居者が死亡したときは戸主から届出で、戸主に於て届出でることが出来ない場合は、第三位の人が届出る順序である。

死亡の届出は死亡地又は死亡者の本籍地若しくは寄留地の市區町村長即ち市、區、町、村役場に届出づることになつてゐるのである。

#### 第二節 死亡届の書式例

### 死亡届

府、縣、郡、市、町、村番地戸主職業

何某何男 氏 年月 日生 名

右何某昭和 年 月 日午前(後)何時何處ニ於テ死亡候間別紙

醫師ノ診断書相添此段及御届候也

昭和 年 月 日 右 戸主 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿 戸主 氏 名

### 第十章 入籍、就籍、離婚に関する届出

#### 第一節 入籍の心得

民法に入籍すべき場合として規定されたものは左の如くである。

一 家族の庶子及び私生子が戸主の同意を得てその家に入るとき。

二 戸主の親族で他家にあるものが、戸主の同意を得てその家に入るとき。但しその者が他家の家族であつたときは、その家の戸主の同意を得ること。而して未成年者ならば親権を行使し父兄又は母若しくは後見人の同意を得ること。

右入籍候間(別紙戸主ノ同意證書相添) 此段及御届候也  
昭和 年 月 日 右 氏 名(入籍者) 名(戸主) 名

市、區、町、村長 何 某殿 戸主 氏 名(戸主) 名

#### 入籍

届(他家より入籍の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主職業

入籍スヘキ家ノ戸主 氏 年月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主職業

廢家ノ上入籍 氏 年月 日生 名

右入籍候間(別紙戸主ノ同意證書相添) 此段及御届候也

昭和 年 月 日 右 氏 名(入籍者) 名

市、區、町、村長 何 某殿 戸主 氏 名

右入籍ニ同意ス 戸主 氏 名

#### 第三節 就籍届の心得

就籍届は裁判確定の日より十日以内に、その裁判の謄本を添へて、就籍すべき地の市町村長に届出づるので、これにつき注意

三 自己の親族を婚家、養家又は自家の家族とすることも出来る。

右は何れも左記の同意を得なければならぬから、その同意の旨を届書の末尾に附記するか、又は別に同意證書を添附し、これに署名捺印することになつてゐる。

一 前項第一の場合は戸主の同意。

二 前項第二の場合は戸主の同意が要り、さうして未成年者ならば親権者又は後見人の同意。

三 前項第三の場合は戸主、父又は母若しくは後見人等の外、尙配偶者、養親の同意。

#### 第二節 入籍届の書式例

その書式は左記の例による。別に同意證書を添附する場合は括弧内の字句を記載する。

入籍 届(私生子入籍の場合)

府、縣、郡、市、區、町、村番地

入籍スヘキ家ノ戸主 氏 年月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地

廢家ノ上入籍 氏 年月 日生 名



すべき要件は左の如くである。

- 一 就籍すべき者が前に本籍を有したときはその舊本籍。
  - 二 就籍すべき者が家族なるときはその旨。
  - 三 就籍すべき者が家族なるときは家族の氏名、職業及びその者と戸主との続柄。
  - 四 就籍すべき者が戸主及び家族なるときは、戸主、家族の別及び家族と戸主との続柄。
  - 五 就籍すべき者が他家より入りて戸主、又は家族となりたる者なるときは、その原籍地、原籍の戸主の氏名、その戸主と就籍すべきものとの続柄。
- 尚以上の外三四の場合に於て、就籍すべき家族が他家より入りて、他の家族の配偶者となりたるものなるとき、又は他の家族を経て家族との親族関係を有するものなるときは、届書にその者と家族との続柄のみを記載することを要する。又就籍許可の裁判を得た家族が届出をなさい場合は、戸主がこの届出をなすべきものである。

### 第四節 就籍届の書式例

就籍許可申請

府、縣、郡、市、區、町、村、番地

右ハ届出ノ缺漏ニヨリテ本籍ヲ有セザリシ處今般届書ノ地ニ就籍致度候間御許可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

何區裁判所監督判事 何 某殿 右 氏 名

#### 就籍届

府、縣、郡、市、區、町、村、番地

何某何男 氏 年 月 日生 名

右父 氏 年 月 日生 名

右母 氏 年 月 日生 名

市、區、町、村、長 何 某殿 右 氏 名

本籍 府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
所在 府、縣、郡、市、區、町、村、番地

年以内にこれをなすとき。

右の場合離籍された家族は一家を創立する。夫が一家を創立した場合は妻はこれに従つてその家に入り、家族が養子をしたときは、その養子は養親に従つてその家に入る。左に一例を示す。この書式例に準じて離籍原因を記入するのである。

#### 就籍届

府、縣、郡、市、區、町、村、番地

何某(戸主)弟職業 氏 年 月 日生 名

何某(離籍すべき者の名)ト共ニ家ヲ去ル妻 年 月 日生 名

右何某ハ昭和 年 月 日戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ爲シタルニヨリ(又ハ一養子ヲ爲シタルニヨリ)等離籍の原因)離籍致候間此段及御届候也

昭和 年 月 日

右 氏 名(戸主) 年 月 日生

市、區、町、村、長 何 某殿

### 第六節 復籍拒絶届

復籍拒絶は左の場合に生ずる。

前戸主 氏 名  
父亡氏名、母亡氏名  
何年月日 夫 氏 名  
就籍者 前戸主ノ死 亡ニ因リ 年 月 日生 名

本籍 實家 府、縣、郡、市、區、町、村、番地  
戸主 氏 名  
父亡氏名、母亡氏名  
就籍者 何年月日 妻 氏 名  
婚姻ニ因リ 年 月 日生 名

右昭和 年 月 日就籍許可ヲ得候ニ付裁判ノ謄本ヲ添附シ及御届候也

昭和 年 月 日

届出人 右 氏 名

市、區、町、村、長 何 某殿 同 氏 名

### 第五節 離籍の心得

離籍をなし得る場合は左の如くである。  
一家族が戸主の同意を得ずして居所を轉じ、居所を指定して催告しても應じない場合。  
二家族が戸主の同意を得ずして婚姻又は縁組をした場合一ヶ

一戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組で他家に入つたものが、實家に復籍せんとするとき、その戸主は婚姻、縁組の日から一ケ年内に復籍を拒むことが出来る。

二婚姻又は養子縁組で、他家に入りたる者が、實家戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組をなしたるときは、その戸主は婚姻又は養子縁組の日から一年内に復籍を拒むことが出来る。

而して復籍を拒絶された者が、離婚又は離縁でその家を去つたときは、當然一家を創立しなければならぬし、又實家へ復籍すべきものが、實家の廢絶によつて歸るべき家のないときも亦同じである。茲にその前者と後者の届出例を示して置く。

復籍拒絶届

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
何某養子 職業

氏 名

右某(名)のみにてよし)昭和 年 月 日 戸主ノ同意ヲ得

スシテ養子トナリタルニ依リ復籍拒絶致候此段及御届候也  
昭和 年 月 日

府、縣、郡、市、區、町、村番地職業  
何某實父 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

年月 日生

復籍拒絶ニ關スル一家創立届

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主職業  
拒絶者 氏 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地職業  
何某(拒絶者の名)妹

一家創立者 氏 名

年月 日生

右ハ離婚ニ依リ實家ニ復籍致スヘキノ處何某(名)のみにてよし)昭和 年 月 日廢家ヲナシ他家ニ入りタルカ爲メ復籍スルト能ハサルカ爲メ一家創立致候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿 届出人 氏 名

第十一章 廢家、絶家、分家

に關する届出

第一節 廢家の届出心得

廢家は二種類ある。一つは任意上の廢家で一つは裁判上の廢家である。

家である。

任意上の廢家とは新たに一家を創立したものが自由にその家を廢して他家に入ること、この場合には家督相續によつて戸主となつたものでない事の證明書を添附して届出づることを要するのである。

裁判上の廢家とは裁判所の許可を得て家を廢することをいふ。元來家督相續によつて戸主となつたものは、その家を廢することは出来ないが、本家の相續又は本家の再興其他正當の理由があるときは、裁判所の許可を得てこれをなすことが出来る。この場合には廢家許可の裁判牒本を添へることは勿論である。茲には前者の例のみを掲げて置く。

第二節 廢家届の書式例

廢 家 届

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主職業  
廢家人 氏 名

何某妻 年 月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主何業  
何某ノ入ルヘキ 氏 名

家ノ戸主 年 月 日生 名

年月 日生

右廢家致候間別紙家督相續ニ依リテ戸主トナリタルモノニ非サルコトノ證明書相添此段及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿 届出人 氏 名

第三節 分家の届出心得

家族が分家をなさんとするときは、本家戸主の同意を得なければならぬ。だから届書にはその同意證明書を添附するか、或は又同意の旨を附記して署名捺印しなければならぬ。

若し分家をなす者が、未成年者であつたら、親權を行ふところの父母又は後見人の同意を得なければならぬ。故にその場合は親權を行ふもの又は後見人が同意の證書又はこれを附記する要あることは前者と同じである。書式の一例として戸主の弟が分家する場合を示す。

第四節 分家届の書式例

分 家 届

府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主 本家ノ戸主 氏 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
分家ノ戸主トナルヘキ者  
何某弟 氏 年月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右父 氏 年月 日生 名  
右母 氏 年月 日生 名

分家ノ家族トナルヘキ者  
何某妻 氏 年月 日生 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右父 氏 年月 日生 名  
右母 氏 年月 日生 名

右分家致候間(別紙戸主ノ同意證書相添)此段及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿 届出人 氏 名

右分家ニ同意ス  
本家ノ戸主 氏 名

### 第五節 絶家再興届と絶家及び一家創立届の心得

絶家再興届の諸手續は分家と同様にすればよいのである。絶家及び一家創立は戸主を失つた家で、家督相続人のないときは

絶家するので、その際家族は各々一家を創立する。而してその子は父に従ひ、父の知れないとき或は死亡したとき又は他家にあるときは母に従つてその家に入る。又夫が一家を創立したときは、その妻はこれに従つてその家に入るの勿論である。右の届出はその事實を知つた日から十日以内にすべきである。

### 第六節 絶家再興届の書式例

左の絶家再興届書式は戸主同意證書を添附するもの。絶家及び一家創立届は戸主死亡により絶家し、戸主の弟が一家を創立する例である。

#### 絶家再興届

府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主  
絶家最終ノ戸主亡氏名  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
戸主何某何男  
平民職業  
絶家再興者 氏 年月 日生 名

右何某家督相続人ナキニ因リ昭和 年 月 日絶家候處今般同家ヲ再興候間別紙戸主ノ同意證書相添此段及御届候也  
昭和 年 月 日

### 絶家及一家創立届

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主何某  
絶家最終ノ戸主亡氏名  
府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
何某弟

一家創立者 氏 年月 日生 名  
何某妻 氏 年月 日生 名

右何某(最終戸主の名)ハ家督相続人ナキニ依リ昭和 年 月 日絶家致候ニ付キ一家創立致候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿 届出人 氏 名

### 第十二章 轉籍、寄留に關する届出

#### 第一節 届出の注意

轉籍は市町村長の管轄外に轉ずる場合と否とを問はず、常に轉籍地にその届出をなすことを要する。又その届出は同一市

町村内に轉籍するに於ては届書は一通でよいが、同一市町村長の管轄外に轉ずる場合には届書は二通を要する。轉籍の届書には、その旨を届出づるだけでよいが、市町村長の管轄外に轉ずる場合には、戸籍の謄本を添へなくてはならぬ。

#### 第二節 轉籍届の書式例

##### 轉籍 届 (他の市町村に轉籍する場合)

原籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
新本籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地 氏 年月 日生 名

某(名のみにてよし)妻 氏 年月 日生 名

何男 氏 年月 日生 名

右轉籍致候間別紙戸籍ノ謄本相添御届候也  
昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿 届出人 氏 名

##### 轉籍 届 (同一市町村で轉籍する場合)

原籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主  
新本籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地 氏 年月 日生 名

右轉籍及御届候也

昭和 年 月 日

年 月 日生

市、區、町、村長 何 某殿

届出人氏

名

### 第三節 寄留届の心得

寄留届は各市、區、町、村役場の適宜書式によるもので一定の書式はない。然し何れにしても寄留届は二通要る。即ち一通は寄留地役場に止め置くもの。一通は本籍地へ送附するものである。届出期間は寄留後十日以内に差出すべきもので尙借家人にあつてはその家主又は管理人の連署捺印を要する。寄留退居届及び寄留變更届も亦右に準ずる。その一例として借家寄留の書式を擧げて置く。これが借家でなかつたら家主の連署を省けばよいのである。

### 第四節 寄留届の書式例

寄 留 届 (住所寄留の場合)

本 籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地平民

寄留住所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主 氏 名

年 月 日生

右住所寄留及御届候也

昭和 年 月 日

父 年 月 日生  
母 年 月 日生  
妻 年 月 日生  
長男 年 月 日生

世帯主 氏 名  
承諾者家主 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

寄 留 届 (居所寄留の場合)

本 籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地

寄留居所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

戸主 氏 名

年 月 日生

右居所寄留及御届出候也

昭和 年 月 日

府、縣、郡、市、區、町、村番地

世帯主 氏 名

府、縣、郡、市、區、町、村番地

承諾者 家主 氏 名

市、區、町、村長氏 名殿

## 第十三章 戶籍謄、抄本交附請

### 求願及戶籍簿閱覽

#### 第一節 謄本、抄本の下附請求

各市町村長に請求するものであつて、謄本は一枚毎に十五錢、抄本は一通毎に十錢の手數料を納付しなければならぬ。又書信を以て請求する場合は、手數料を小爲替又は郵券代用で送料を加へて送りさへすればよい。大抵は各役場に用紙が備付てあつて署名捺印さへすればよいやうになつてゐるが、郵便で請求する場合もあらうから、左に書式例を擧げて置く。

#### 第二節 謄、抄本下附願書式例

戶籍謄本下附願

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主

名

右戶籍謄本(抄本)御下附相成度此段相願候也

昭和 年 月 日

申請人

名

市、區、町、村長 何 某殿

寄留者退居届

本籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地

寄留地 府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主

氏 名

私儀全家何市、區、町、村番地ニ寄留致居候處昭和 年 月 日退去致候間此段及御届候也

昭和 年 月 日

市、區、町、村長 何 某殿

届出人 氏 名

寄留變更届

本 籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地

原寄留住所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

新寄留住所 府、縣、郡、市、區、町、村番地

夫 氏 名

年 月 日生

妻 氏 名

年 月 日生

右昭和 年 月 日住所寄留地變更

右住所寄留地變更致候ニ付及御届候也

昭和 年 月 日

寄留者 氏 名

名

府、縣、郡、市、區、町、村番地

家主 氏 名

名

市、區、町、村長 何 某殿

### 第三節 閱覽願

これはどうしても役場へ行かなければ出来ない事で、その願書用紙は役場に備付けてあるから、それへ署名捺印して手数料を納付さへすればよい。随つて茲には書式例は省いて置く。

## 第十四章 改名届

### 第一節 届出の心得

改名するには、改名しなければならぬ理由、例へば亡父の襲名とか、同一町村に同名者があつて、營業上其他に支障ある場合などに、その事由を具して所轄府縣知事の許可を仰がねばならぬ。さうしてその許可があつたら、許可書の謄本を添へて届出るのである。

### 第二節 改名届の書式例

#### 改名届

改名前ノ氏名 氏 氏 名 名  
改名後ノ氏名 氏 氏 名 名  
右ハ何々(改名ノ原因)ニ依リ昭和 年 月 日府縣知事ノ許可ヲ得テ前記ノ通り改名候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御届候

昭和 年 月 日

届出人 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿

## 第十五章 兵事に關する願届

兵事に關する諸願 諸願書の書式例の中、なるべく一般的のものだけを選んで左に摘記して置く。

諸願及び諸願に必要な書類の添附は書式例の文面を見れば判るから一々これを擧げない。

### 在學徵集延期願

一 本 人 氏名及出生年月日  
二 本 籍 地 府縣郡市區町村番地  
三 現 住 所 何々  
四 在學ノ學校 何學校第 學年  
五 入學ノ年月日 何年何月何日  
右ノ通り在學中ニ付兵役役法第四十一條第一項ニ依リ徵集延期相成度候也  
昭和 年 月 日 本 人 氏 名

何聯隊區徵兵官殿  
兵役法第四十一條第一項 中學校又ハ中學校ノ學科程度ト同

等以上ト認ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ學校ノ修業年限ニ應シ年齢二十七年ニ至ル迄徵集ヲ延期ス

### 徵兵検査不參届

一 本 人 氏名  
二 本 籍 地 府縣郡市區町村番地  
三 現 住 所 何々  
四 不參ノ事由 年月日ヨリ何病ニテ靜養中(所在不明)(何々)  
五 事故繼續推定日數 何日  
右及届出候也  
昭和 年 月 日 届出人(本人、何々)氏 名

### 何府縣兵事官(何支廳長、何市區長)殿

注意 この届出には疾病の場合には醫師の診斷書、所在不明の場合には警察官又は憲兵の證明書、其他の場合には市町村長の證明書を添附すべきものである。

### 兵役免除願

一 本 人 氏名  
二 本 籍 地 府縣郡市區町村番地  
三 本人ノ現住所 何々  
四 免除ノ事由 (兩眼盲、啞等令第六十九條ニ掲グル事故ヲ記スベシ)  
右ノ事由ニ因リ兵役ヲ免除セラレ度所要書類相添へ及願届候也

### 第四編 法律知識

### 書式 第十五章

### 兵事に關する願届

昭和 年 月 日

届出人(本人、何々)氏 名

### 何聯隊區徵兵官殿

兵役法施行令第六十九條 兵役法第三十七條ノ規定ニヨリ兵役ヲ免除スルコトヲ得ル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常左ノ如シ  
一 全身畸形  
二 不治ノ精神病ニシテ監視又ハ保護ヲ要スルモノ  
三 癩  
四 兩眼盲(眼前三分ノ一メートルニ於テ視標〇・一ヲ視別シ得ザルモノ)  
五 兩耳全ク聾シタルモノ  
六 啞  
七 腕關節又ハ足關節以上ニテ一肢ヲ缺ケタルモノ  
兵役法第三十七條 徵兵検査ヲ受クベキ者勅令ノ定ムル所ニヨリ兵役ニ適セズト認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明スベキ書類ニ基キ身體検査ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

### 何々ノ爲到著遅延届

到著日時 何年何月何日午前(後)何時  
召集部隊 何兵何聯隊  
本籍地 府縣郡市區町村番地  
徵集年役種官等級 氏 名  
右何々ノ爲到著期日ニ到著地ニ至リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添及届出候也

昭和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
右 氏 名

到著遅延事故止届

召集部隊 何兵何聯隊  
到著日時 何年何月何日午前(後)何時  
到著地 何々  
本籍地 何々

右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召不致候處今般事故止ミ候ニ付及届出候也

昭 和 年 月 日  
市區町村長殿  
右 氏 名

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 何々  
本籍地 何々

本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
右 氏 名

に、市區長又は町村長及び警察署長を經由して差出すのである。

簡閱點呼不參願

參會日時 何年何月何日午前(後)何時  
點呼場所 何々  
不參ノ事由 父某死亡(母某危篤等)  
本籍地 何々

右簡閱點呼ヲ命ゼラレ候處何々ニ因リ不參許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添此段及願出候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
右 氏 名

注意 簡閱點呼の不參願書を差出した者でも、別に指令がないときは指定の日時に參會しなければならぬのである。

寄留地演習召集應召願

寄留年月日 何年何月何日

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付キ許可相成度及願出候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
右 氏 名

演習召集延期願

本籍地 何々  
徵集年役種官等級 氏 名  
右何年度演習ニ召集セラレベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)(別紙左記)理由ニヨリ何 年 月 日ヨリ何 年 月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市區町村長(何々長)ノ證明書相添此段及願出候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
右 氏 名

注意

- 一 召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ明示スベシ
- 二 寄留地應集ヲ許可セラレタル者ナキトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添附スベシ

演習召集到着期日延期願

到着日時 何年何月何日午前(後)何時  
到着地 何々  
召集部隊 何兵第何聯隊  
延期ノ事由 父某死亡(母某危篤等)  
本籍地 何々

右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ因リ到着期日ヲ延期相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添此段及願出候也

昭 和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

犯罪(所在不明)ノ爲不願召届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時  
到着地 何々  
召集部隊 何兵第何聯隊  
本籍地 何々

徵集年役種官等級 氏 名  
右犯罪(所在不明)ノタメ到着地ニ到リ難ク候ニ付憲兵(警察官)ノ證明相添ヘ及届出候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
召集通報人 氏 名  
(戸主又ハ家事擔當者)

轉 籍 届

舊本籍地 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
新本籍地 府、縣、郡、市、區、町、村番地  
右轉籍致候間此段及御届候也

昭 和 年 月 日  
何聯隊區司令官殿  
氏 名 變更 届  
本籍 府、縣、郡、市、區、町、村番地

右氏名變更致候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 徵集年役種官等級 氏 名

### 第十六章 其他一般書式

#### 第一節 一般の書式例

諸届、諸願書を一々茲に網羅する必要もあるまいと思ふから以下吾人の日常生活上缺くべからざるものゝみを摘記して參考に供することにする。

- 一 刑罰ヲ受ケタルコトナシ
  - 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ
  - 三 何々
- 右ノ件ニ付御證明相成度此段及御願候也

身元證明願 住 所、職 業 氏 名 年 月 日 生

#### 印鑑證明願

印 鑑

右印鑑御證明相成度此段及御願候也  
昭和 年 月 日 住 氏 名

市、區、町、村長 何 某殿 氏 所 名

#### 埋(火)葬認可願

府、縣、郡、市、區、町、村番地戸主 何某父(母) 氏 名

右ハ昭和 年 月 日午前何時何病ニテ前記肩書ノ地ニ於テ死亡致候ニ付何府縣郡市區町村番地何寺へ埋葬仕度候間認許證御下附相成度醫師ノ診斷書相添へ此段及御願候也  
昭和 年 月 日 右 氏 名

市、區、町、村長、何 某殿 戸主 氏 名  
注意 死亡者が本籍と現住所を異にせる場合は両方共記載すべきである。

#### 傳染病患者届

住 所 氏 名

昭和 年 月 日 何、市、區、町、村長 何 某殿 氏 名

印 鑑 届

私儀今般印鑑調製爾後使用致度此段及御届候也  
住 所 (何某長男)

昭和 年 月 日 市、區、町、村長 何 某殿 氏 名

改 印 届

印 鑑

私儀從來使用致居候印鑑ハ磨滅(又ハ何處ヨリ何處マテノ間ニ於テ遺失)致候間前記ノ如ク改印致候ニ付此段及御届候也  
昭和 年 月 日 住 所 氏 名  
市、區、町、村長 何 某殿 氏 名  
注意 磨滅に原因した届書には、前の印鑑をも併せて押捺しなければならぬ。又借家人でこの届を出すときは、遺失に限り家主の保證を要するから、これに保證人として連署してもらはねばならぬ。

右ハ昭和 年 月 日發病致候ニ依リ直ニ醫師何某ノ診察相受ケ候處何病ニ罹リタルモノトノ診斷ニ候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日 右 氏 名

#### 種痘延期願

住 所 何某何男 氏 名

右ハ來ル何月何日種痘ヲ行フヘキ管ニ候得共目下何病ニ罹リ治療加養中ニ付キ當日ハ種痘ヲ行フコト能ハス依テ別紙醫師ノ診斷書相添此段及御届候也  
昭和 年 月 日 右何某父戸主 氏 名

#### 種痘濟届

住 所 戸主何某何男 氏 名

右ハ何月何日種痘濟ニ有之候別紙醫師ヨリ種痘濟證ヲ受領致候

ニ付此段及御届候也  
昭和 年 月 日

右何某父戸主  
市、區、町、村長 何 某殿 氏 名印

### 第二節 警察に関する届出

警察に關する届出の書式例には一定した書式といふものはないから、便宜判り易く簡單で要領を得たものでさへあればよいのである。

盗 難 届  
員數  
一金何圓也  
但シ何圓紙幣何枚  
何拾錢銀貨何枚  
何錢銅貨何枚

右本月何日午前(後)何時頃居宅何々ノ場所ヲコヂ開ケ窃盜忍ヒ入り何々ニ仕舞ヒ置キタル前記ノ金品ヲ盜取セラレ候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

住 所  
身分職業 氏 名印  
何警察署長 何 某殿

遺失(紛失)届  
一何々々 何個  
此見積代價金何拾何圓也  
一何々々 何個  
但シ何々々

此見積代金何圓也

右本月何日午前(後)何時頃何郡市區町村番地邊ト何郡市區町村番地何通り邊ノ間ヲ通行ノ際遺失(又何郡市區町村自宅ニ於テ紛失)仕候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

住 所  
何警察署長 何 某殿 氏 名印

家屋建築許可  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
一何造何葺何階(平家) 壹棟  
此建坪 何坪

右家屋建築致度別紙圖面並ニ仕様書ノ通り昭和 年 月 日迄ニ落成ノ見込ニ有之候間實地御檢分ノ上御許可相成度此段及御届候也  
昭和 年 月 日

住 所  
何警察署長 何 某殿 氏 名印

家屋建築落成届  
府、縣、郡、市、區、町、村番地  
一木造瓦何葺何階(平家) 建家屋 壹棟  
此建坪 何坪

右ハ昭和 年 月 日新築ノ御許可相受候處今般落成仕候ニ付此段及御届候也  
昭和 年 月 日

住 所  
何警察署長 何 某殿 氏 名印

家屋取毀届  
府、縣、郡、市、區、町、村番地所在  
一何造何葺何階(平家) 建家屋 壹棟  
此建坪 何拾何坪  
右ハ拙者所有ノ家屋ニ有之候處腐朽甚シク到底住ムニ堪ヘス今般全部取毀候間此段及御届候也  
昭和 年 月 日

住 所  
何警察署長 何 某殿 氏 名印

### 第十七章 一般證書の書き方

諸契約に於ける證書の種類は可なり澤山あるが、茲には吾人

の日常生活上最も必要な金銭貸借、家屋、土地の質貸借及び委任状等の書式に止めて置く。

### 第一節 金銭貸借の證文

金銭貸借に要する證文にも種類がある。簡單に信用貸と擔保付と保證人や連帯人のある場合等によつて、書き方を異にするのは當然である。左にその例を示さう。

#### 一 保證人のある證文

つまりこの證文は萬一債務者が辨済しないときには、保證人が代つてその責に任ずると云ふことを書込むのが例である。注意 諸契約に於ける證書類には、何れも收入印紙を貼付して消印し、殊に債權債務に關しては、その金額に應じてこれを貼付しなければならぬ。

#### 金員借用證

一金何圓也 但利子年何割ノ定(又ハ一ヶ月何程)  
右金員借用候處確實也然ル上ハ昭和 年 月 日限り元利金取揃へ遲滞ナク返済致スヘク候萬一期日ニ至リ債務者返済ノ義務ヲ履行セサルトキハ保證人ニ於テ無相違返済可致候仍テ爲後日證書如件  
昭和 年 月 日

住 所



住 債務者 氏 名  
 住 債務所 氏 名  
 住 保証人 氏 名

金員月賦借用證

一金何圓也 但利子一ヶ月何程ノ定  
 右金員借用候處實正也然ル上ハ昭和 年 月 日限り元金何圓  
 宛ノ外借用金現在額ニ對スル利子相添へ毎月何日限り連滞ナク  
 返済可致候若シ一回タリトモ履行ヲ怠リ候節ハ保人證ニ於テ之  
 ヲ引受ケ必ス辨濟可致候尙此ノ場合ニ於テハ貴殿ヨリ本契約ニ  
 拘ハラス期限ノ利益ヲ抛棄シ一時ニ元利金取揃へ返済スヘキ請  
 求ニ應スヘク仍テ爲後日借用證書如件

昭和 年 月 日

住 債務者 氏 名  
 住 債務所 氏 名  
 住 保証人 氏 名

二 連帶債務と連帶保證

連帶債務とはその證書に連帶した者が借主と同じく債務全部  
 を負擔することであつて、信用貸借の證文には大抵この連帶人  
 を作るのが安全である。  
 連帶保證とは普通の保證人と違ひ、保證人兼連帶人としての

住 連帶人 氏 名  
 住 連帶所 氏 名  
 住 連帶人 氏 名

金員借用證 (連帶保證の場合)

一金何圓也 但シ利子年何割ノ定  
 右金員借用候處實正也然ル上ハ來ル昭和 年 月 日限り元利  
 共無相違返済可仕候萬一期限ニ至リ返済セサルトキハ連帶保證  
 人ニ於テ辨濟可致候仍テ爲後日連帶保證借用證書如件

昭和 年 月 日

住 債務者 氏 名  
 住 債務所 氏 名  
 住 保証人 氏 名

第二節 動産擔保

質屋で金を借るのは別として、住々家財、調度品を擔保とし  
 て金を借ることがある。本来その場合品物は債權者の占有圈内  
 に置くべきであるが、品物によつて面倒な場合もあるもので、表  
 面債權者に差入れた形式で、更に債務者と質貸借したやうに裝  
 つて別に貸金證文を取つて置き、期限内金を返済すれば證文を  
 返し、品物を債務者に譲渡す體にすることが行はれてゐる。さ  
 うして表面品物は讓渡契約になつてゐるので、若し債務者が勝  
 手にこれを處分したら横領罪で告訴すると威嚇して置く例が少  
 くない。ところが最近の判例によつて、右様の假裝賣買であつ  
 た際には、債務者とその物品を他へ轉賣しても横領罪にならぬ  
 との判決があつた。これは、今後大いに注意すべきことで、動  
 産擔保で金を貸すときは、出來得る限り品物を債權者は占有し  
 て置く必要があるのである。

住 質入借人 氏 名  
 住 質入借所 氏 名  
 住 質入借人 氏 名

動産質入金圓貸借契約證書(双方が取交す場合)  
 何年何月何日貸主何某ト借主何某トノ間ニ動産質入金圓貸借契  
 約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
 一金何圓也 但シ利子年何割何分(又ハ一ヶ月何程)

一前記金圓ハ貸主何某ヨリ借主何某ニ之ヲ貸渡シ本證書ニ調印ト同時ニ其引渡ヲ了セリ  
 一前記金圓ハ何年何月何日限り貸主何某方ニ於テ元利共取揃ヘ無遅延返済スルコト  
 一債務ノ擔保トシテ借主何某ヨリ其所有ニ係ル左記動産ヲ貸主何某ニ引渡シタリ  
 一何々 何程  
 一何々 何點

一擔保物ハ貸主ニ於テ之ヲ使用シ得ルモ之レカ爲メニ損傷ヲ生シタル場合ニハ貸主ニ於テ之レヲ賠償又ハ修理シテ現状ヲ保持セシムルコト  
 一右擔保物ノ保管ニ要スヘキ費用ハ貸主ニ於テ全部負擔スヘキコト(又ハ當事者双方ノ負擔)  
 一債務辨濟前ニ於テ右擔保物ヨリ生スル利益全部ハ貸主之ヲ受領シ利子又ハ元金ノ内ニ繰入ル、コト  
 一辨濟期限ニ到リ借主ニ於テ辨濟ヲ爲ササル場合ニ於テハ貸主ハ該物件ヲ賣却シ其ノ代金ヲ以テ辨濟ニ充當スルコト  
 一借主カ債務ノ辨濟ヲ了シタルトキハ貸主ハ即時ニ擔保物ヲ返還スルコト  
 右契約ノ條々双方ニ於テ確實ニ可相守仍テ爲後日本證書ニ通ヲ作リ各其一通ヲ保管スルモノ也  
 昭和 年 月 日

住	所	住	所
借	主	借	主
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎
住	所	住	所
貸	主	貸	主
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎

### 第三節 不動産擔保

土地又は家屋を擔保として金圓を貸借するときは、大抵は登記所で抵當登記をするものであるから、茲には地所抵當の一例のみに止めて置く。

#### 地所抵當金圓借用證書

一金圓也 但利子年何割何分(又ハ一ヶ月何程)  
 府、縣、市、郡、區、町、村何番地  
 一宅地(田) 何坪(何町何段何畝歩)  
 右拙者所有ノ地所抵當トシテ頭書ノ金圓借用候處實正也返済ノ儀ハ何年何月何日限り元利金取揃ヘ無相違御返済可仕候萬一期日ニ至リ返済不致候節ハ右抵當地御賣却候テモ決シテ苦情申ササルハ勿論此上尙不足ヲ生シ候節ハ保證人ニ於テ引受ケ辨濟可仕候仍テ爲後日證書如件  
 昭和 年 月 日

住	所	住	所
債	務	債	務
者	者	者	者
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎
住	所	住	所
保	證	保	證
人	人	人	人
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎

### 第四節 物品貸借

物品とは衣類、道具、商品の如きもので、その證文の書式は

大抵左の例に準ずればよろしい。

#### 物品貸借證書

一何品 何個(何枚)  
 但何々(物品の品質、數量、種類等を詳記すること)  
 此見積價格金何圓也  
 賃貸料一ヶ月(又ハ一日)金何圓何錢也  
 右物品賃借候處實正也然ル上ハ何年何月何日限り無相違返済可仕仍テ爲後日保證人連署證書如件  
 昭和 年 月 日

住	所	住	所
賃	借	賃	借
人	人	人	人
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎
住	所	住	所
保	證	保	證
人	人	人	人
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎

### 第五節 借家證文

これは借家證と書いても家屋賃借證書と書いてもよい。

府、縣、市、區、町、村番地  
 一何造何番何階建 壹棟  
 此建坪 何坪  
 一右家屋附屬物左ニ(附屬物は別紙に明記しても宜し)  
 一何々(疊建具造作の類を詳記す)  
 一何々

住	所	住	所
借	主	借	主
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎
住	所	住	所
保	證	保	證
人	人	人	人
何	何	何	何
某	某	某	某
◎	◎	◎	◎

右貴殿所有ノ家屋今般拙者住居ノ爲メ借用候處實正也就テハ左記事項ヲ契約シ於度履行可仕候  
 一家屋並ニ附屬物ノ損傷ニシテ使用上自然ニ生スルモノ、外ハ借主ニ於テ修繕ノ義務ヲ負フコト  
 一家屋内部ノ修繕、増設其他ノ變更等ハ貸主ノ承諾ナクシテ借主ニ於テ隨意ニ爲シ得サルコト  
 一借賃ハ一ヶ月金何圓ト定メ毎月二十五日(又は毎日日掛何十錢)限リ納付スヘキコト  
 一賃借料延滞ノ節ハ保證人ニ於テ之ヲ引受ケ辨濟可致事  
 一右家屋入用ノ節ハ御通知ヲ受ケ次第直チニ明渡シ可申轉宅ノ際寸毫モ苦情申ササル事  
 一家屋明渡シノ節ハ借入當初ノ原狀ヲ以テ返還スル(造作等ハ其儘)事  
 一家主ニ差入レタル敷金何圓ハ家賃未納ノ場合ニ之レト相殺シ尙火災等ニテ右家屋ノ焼失シタルトキハ敷金ハ借家人ノ損トシ家主ヨリ返還ノ義務ナキ事  
 一借主ニ於テ右契約ニ關スル義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ保證人代リテ之ヲ辨償スル事  
 右契約諸項無相違履行可仕仍テ保證人連署證書如件  
 昭和 年 月 日

### 第六節 借地証文

借家證と大した變りはないが、借地にあつては賃借權設定の登記をして置く方が安全である。

府、縣、郡、市、區、町、村番地

一宅地(田) 何坪(何反何畝何歩)

此賃貸價格金何圓也

一前記貴殿所有ノ地所今般拙者ニ於テ來ル何年何月何日ヨリ何年何月何日迄賃借料一ヶ年(一ヶ月)金何圓ノ割ニテ借入候事

一借地人ハ地主ノ承諾ナクシテ他ニ轉貸シ又ハ賃借權ヲ讓渡セサル事

一借地人ハ借地ニ對シ著シク形狀ヲ變更シ永久ノ損害ヲ生スヘキ工事ヲ施ササル事

一借地人ハ地主ニ對シ毎年十二月二十五日限り(又ハ毎月二十五日)借地料ヲ支拂フヘク若シ支拂時期ニ及ビ支拂ヲ怠リタルトキハ地主ハ本契約ノ解除ヲ爲ス權利アルヘク借地人ハ土地返還ニ應スル義務アル事

一借地料ハ地租率ノ増加若クハ諸物價ノ騰貴ニ依ル場合ニハ値上スル事ニ付キ借地人ニ於テ異存ナキ事

一土地返還ノ際ハ契約當初ニ於ケル原狀ニ復シテ之ヲ引渡ス事

右契約事項堅ク相守可申仍テ爲後日證書如件

昭和 年 月 日

住 借地人 何 某

### 第七節 委任狀の書き方

委任狀は頼む方から頼まれる方へ渡す證文であつて、物品購入、賣却、債權取立等あらゆる事件の委任に對して法律上の効果を發生せしめるのである。

白紙又は對紙の半切に認め、二錢の収入印紙を貼付し消印するのである。

#### 委任 狀

拙者儀何府縣郡市區町村番地何某ヲ代理人ト定メ左記權限一切ヲ委任致候事

一何々ノ件(明瞭ニ記ス)

右代理委任狀仍テ如件

昭和 年 月 日

住 所 何 某

注意 世の中には白紙委任狀といつて、白紙に委任狀と書いて委任者の住所氏名に捺印し、肝腎な委任要件を記載しない人が澤山ある。こんなのは詐欺にかゝる場合が多いから、懇意の中でも白紙委任狀だけは避けたがよい。

## 第五編 財政知識

### 財政

#### 第一章 總論

國家がその存立を維持するには、年々少なからざる經費を必要とするから、政府はこの必要に應じて國家の歳出入を計らねばならぬ。即ち歳出については各省に於て毎年豫算案を作製しこれを大藏大臣に廻付するが、大藏大臣は大藏省に於て作製した歳入豫算案に基づき、各省から提出された歳出豫算を増減して政府案を作り、帝國議會の協賛を経た上御裁可を請ひ、茲に初めて實行豫算が成立する順序となる。

財政とは是等歳出入の總稱で、國政を處理運用する經費であるが、財政に要する經費は、主として租税となつて、國家を組織する國民各個の負擔となるのである。

#### 第二章 國家の經費及收入

#### 第一節 國家の事業

國家の事業を大別すると治安と福利との二つになる。國民をして安んじて生活せしむるため、國防を充實し、國民の生命、財産の安全を計るため警察を設け、秩序と公正とを保つため、裁判を行ふのが治安で、國民の生活を向上せしむるため社會政策を行ひ、社會の改良を計り、其他産業の振興、教育の普及、交通の發達、衛生設備の完成、貨幣制度の設定等を行ふことが福利である。國家としては是等の事業を遂行するためには莫大な經費を要するのである。

#### 第二節 國家の經費

國家の經費を大別するときは憲法費、國政費、財政費の三つになる。憲法費は皇室費及び議會のための議事費を含み、國政費は國防費、法律を司る費用、直接に國民の利益を計る諸經費、教育費等を意味し、財政費は租税の賦課徴收の費用、公債上の入費、經理上の費用等が含まれる。又國家の經費を時の上から區別すると、經常費と臨時費となり、物の上から區別すると、物件費と人件費となる。

#### 第三節 經費の負擔

經費の負擔については、國に於て負擔すべきものと、府縣、市町村及び植民地等に於て負擔すべきものとがある。國全體にわたる事業に要する經費は國庫から支辨し、一地方に於ける交通、教育、産業等に關する經費は、その地方に於て負擔するが、その必須額の或程度までは國庫から補助することになつて居るものが多い。

### 第四節 收入の種類

國家の收入を大別すると、臨時收入と經常收入となる。前者は風水害の復舊、大震災の復興費等の如く、國家が臨時の事業を遂行するに際して借入れたり、國家の財産を賣却して得る收入であり、後者は一定の收入を豫定して收むるもので、これには色々の種類がある。

公經濟的收入 租税は國家の經常收入の中、國民と最も深い關係を持つもので、これに直接税と間接税とがある。直接税は田畑宅地等の土地に賦課する地租、製造、販賣等の收益に對して賦課する營業收益税、資本の利子に賦課する資本利子税及び個人の所得に對して賦課する所得税の類をいふ。間接税は酒税、砂糖税、織物消費税、關稅等の如く、税金がその物

品の中に含まれて居り、物品を消費することによつて、間接に國家に租税を納める種類のものをいふ。租税は國稅のみでなく、府縣稅、市町村稅などのやうに、地方によつて賦課徵收するものもあるが、それは何れもその地方に於ける經營の諸費となるのである。租税以外に登記、訴訟等には印紙税として特別の手數料を徵收し、何れも國家の收入となる。是等の手數料と租税とを總稱して公經濟的收入といふ。

私經濟的收入 國家が個人と同様な立場から、經濟行爲をなし得る收入を私經濟的收入といふ。例へば郵便、電信、電話等の通信事業、鐵道の國營、煙草、鹽等の專賣、製鐵、製紙、印刷、兵器製造等の事業によつて得る官業收入、動産や不動産の運用によつて得る官有財産收入等がこれに屬する。

### 第五節 剩餘金

國家の財政は一ヶ年に限つて年度を定め、豫算によつて行はれるから、實際の支出がその豫算に充たないときは、當然收入

に剩餘を生じて來る。この剩餘を剩餘金と稱して臨時費、公債償還、財源又は新事業經營の經費に振り當てられ、或は次年度に繰入れられるのである。

## 第三章 豫算と決算

### 第一節 豫算

豫算は國家の經費を一年を劃して見積つたもので、政府に於て編成し、議會の協賛を経た上、御裁可を請ふことになつて居る。豫算の編成については、各省大臣は毎年度所管經費の需要高を算定して、これを前年度の定額と比較し、豫定經費要求書を調製した上で、今年の九月三十日まで大藏大臣に廻付する。大藏大臣は歳入の景況を調査し、各省の豫定經費要求書に基き、歳入歳出總豫算を調製し、今年の帝國議會集會の始めにこれを提出する順序となるのである。豫算に編成される歳入とは、國政運用のために、國民から徵收される租税、官有財産による收入、政府の經營する事業の收入等で、この歳入の豫算によつて國政を運用し、事業計畫を實行するために支出するものが歳出である。歳出にはその支出の方法によつて、經常と臨時とに區分されて居る。又必要缺くべからざる經費や、法律又は契

約に基く經費に不足を生じた場合は、追加豫算を計上して議會の協賛を経ることになつてゐるのである。

### 第二節 豫備金

豫算には第一豫備金と第二豫備金とが加へられる。第一豫備金は必要缺くべからざる豫算の不足を補ふために設けられるもので、毎年度勅令を以て定め、若し支出を要する場合は大藏大臣の承認を得た上、會計検査院に通知せねばならぬ。第二豫備金は豫算外に必要な生じた場合これに充當するもので、支出に際しては勅裁を仰ぎ、大藏大臣はその理由、金額及び計算の基礎を明かにした書類を添へ、會計検査院に通知し且つその事項及び金額を官報を以て公告することになつてゐる。

### 第三節 決算

前年度の決算の調製は、各省大臣が今年の七月三十一日まで、その所管に屬する經費の決算報告書を調製して、これを大藏大臣に廻付する。大藏大臣はそれに基づき、歳入歳出の總決算書を作り、會計検査院の検査を経て歳入豫算額、調定歳入額、收入済歳入額、不納缺損額、收入未済歳入額、歳出豫算額、豫算決定後増加歳出額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額等

を明記し、會計検査院の検査報告と共に、これを帝國議會に提出するのであるが、歳出入總決算書には、歳入決算明細書、各省決算報告書及び國債計算書が添付されることになつてゐる。國債計算書には、當該年度末に於ける國債の種類及び現在高を示した計算、當該年度に於て償還し、又は支拂濟となつた各種國債の元利金の計算、最近五ヶ年間に於ける各種國債増減の状況を示す計算等を記載するもので、これは大藏大臣によつて調製されるのである。

### 第四章 貨幣

#### 第一節 本位貨幣

我國の貨幣制度は、明治四年に創めて制定せられ、圓を基本單位として錢厘に分ち、十進法によつて單位を異にすることとなつてゐるが、制定當時は法貨として、銀貨を無制限に發行した結果、國際貿易上他の金貨國との比價に禍されて少なからぬ不利益を被つた。そのため明治三十年幣制を改正し、純然たる金貨本位制を採用し、銀貨、白銅、青銅を補助貨幣とするに至つたのである。

#### 第二節 現行貨幣の品位

現行の我貨幣法では純金の價格二分餘を單位として一圓と定めて居るが、他の貨幣の品位量目等もこれに準じて次の如くなつて居る。

#### 本位貨幣

金貨 五圓(一匁一一一)、十圓(二匁二二二)、二十圓(四匁四四四)、性合は何れも純金九と參和銅一の割合。

#### 補助貨幣

銀貨 十錢(〇匁四〇〇〇)、二十錢(〇匁八〇〇〇)、性合は純銀七二と參和銅二八の割合、五十錢(一匁八〇〇)、性合は純銀八と參和銅二の割合。

#### 白銅

五錢(白銅一匁一四〇〇)、性合はニッケル二五と參和銅七五の割合。

#### 青銅

一錢(青銅一匁)、性合は銅九五〇と錫四〇と亞鉛一〇の割合。

### 第五章 國稅

#### 第一節 國稅の種類

國稅は個人又は法人の納める直接國稅と、消費者が間接に納める間接國稅との二種に分れる。地租、所得稅、營業收益稅、相續稅、取引所稅、礦業稅、資本利子稅、兌換銀行券發行稅等は前者に屬し、酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅、關稅等は後者に屬して居る。

#### 第二節 地 租

地租は田、畑、宅地、原野、山林其他の土地に賦課徵收する國稅で、稅率は總て地價の百分の三・八である。而して有租地と免租地と災害免租地と自作農免租地とがある。

有租地 有租地とは地租を納むべき土地のことで、第一類と第二類とに分れて居る。

第一類 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

第二類 池沼、山林、原野、牧場、雜種地

免租地 免租地とは租地の賦課徵收を免ぜられた土地のことで、これに屬するものは、

一 國、府縣、市町村其他勅令を以て指定する公共團體が、公用又は公共用に供する土地(但有料借地を除く)。

二 府縣、市町村其他勅令を以て指定する公共團體が、公用又は公共用に供すべきものと定められたその所有地(但その決定をした日より一年内に、公用又は公共の用に供しないものを除く)。

三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地(但有料借地を除く)。

四 墳墓地。

五 公衆用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地。

六 用無水路、溜池、堤塘、井溝。

七 保安林。

災害地免租 北海道又は府縣の全部又は一部に亘る災害、天候不順によつて、收穫皆無となつた田畑に對しては、その年分の地租を免除する。

自作農地免租 地租を納めてゐるものが現在住んでゐる市町村、又はその隣接市町村内に所有せる田畑の賃貸價格の合計金額が、現在一緒に同居してゐる家族の分と合計して二百圓未満のときは、その土地の地租を免除される(但小作に附してゐる田畑を除く)。

納稅義務者 地租の納稅義務者は、質權を設定して擔保に取つた土地はその質權者、百年以上永續期間の定めある地上權の目的である土地に於ては地上權者、其他の土地に於ては土地の所有者である。

納稅期 宅地の納稅期は二期に分れ、第一期は其年の七月一日より同月三十一日まで、第二期は翌年の一月一日より同月三十一日まで、各地租額の二分の一宛を分納するのである。

田畑の納稅期は四期に分れ、第一期は翌年の一月一日より

三十一日まで、第二期は翌年の二月一日より同月末日まで、第三期は翌年三月一日より同月末日まで、第四期は翌年の五月一日より同月末日までに、地租額の各四分の一づつを分納するのである。

其他の土地の納税期は二期に分れ、第一期は其年の九月一日より同月末日まで、第二期は其年の十一月一日より同月末日までに、各地租額の二分の一づつを分納するのである。

### 第三節 營業收益稅

營業收益稅は物品販賣業、銀行業、無盡業、金貨貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貨業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業等に課税する税金である。

#### 一 課税標準

一 法人會社の純益は各事業年度の總益金から、總損金を控除した全額を標準にして課税される。  
二 法人が事業年度中に解散又は合併によつて消滅した場合は、その事業年度の始めから、解散又は合併に至るまでの期間を一事業年度と看做して課税される。

これを原料とする製造。(特に營業場を設けてなす製造販賣を除く)  
八個人の純益四百圓に充たぬ營業。  
以上は營業收益稅の納付を免ぜられる。又勅令を以て指定する重要産物の製造業を営む者に對しても、勅令の定める所によつて、開業の年及びその翌年から三年間、營業から生ずる純益に對して賦課されぬことになつてゐる。

税率及納期 税率はその營業によつて得る純益に對し、法人は百分の三・四、個人は純益金額千圓以下のときは百分の二・二、千圓を超ゆるときは百分の二・六の割合により、法人の營業收益稅は事業年度毎に徴收し、個人の營業に對しては年額を二分し、第一期は其年の八月一日から同月末日まで、第二期は其年の十一月一日から同月三十日までに分納する。

申告 納税の義務ある法人は勅令の定める所によつて、純益金額を政府に申告し、個人は毎年三月十五日までに、純益金額を政府に申告せねばならぬ。

### 第四節 所得稅

#### 一 納税義務者

一 所得稅法施行地に住所を有し、又は一年以上所得稅法施行地

三 甲乙兩會社が合併して一つの會社になつた場合、又は甲乙兩會社が解散して一つの新設會社となつた場合の法人は、その合併によつて消滅した法人の純益につき、營業收益稅を納める義務を負ふのである。

四 個人の純益は前年中の總收入金額から、必要の金額を控除した金額を標準とするが、前年一月一日から引續いて行つたのでない營業については、その年の豫算によつて計算する。  
五 相續した營業に對しては、相續人が引續いて營業したものと看做してその純益を計算する。

六 資本利子税を賦課される資本利子に對しては、これを純益に算入しないのである。

#### 二 免租及び猶豫

一 政府の發行する印紙、切手類の賣捌。  
二 度量衡の製作、修覆又は販賣。  
三 自己の採掘又は採取した礦物の販賣。  
四 新聞紙法に依る出版。  
五 本法施行地外に在る營業場で行ふ營業。  
六 法人の漁業及び演劇興行。  
七 自己の收穫した農産物、林産物、畜産物、水産物の販賣又は

に居所を有する者は何れも納税義務者である。

二 上述の資格のない者でも、本法施行地に財産又は營業を有する者、公債、社債又は銀行預金の利子若しくは貸付信託(金銭を信託會社に預けること)の利子の支拂を受ける者、本店又は主たる營業所を有する法人から、利益又は利息の配當、剰餘金の分配又は利益、剰餘金の處分による賞與、又は賞與の性質を有する給與を受ける者等はすべて所得稅の納税義務者である。

#### 二 所得算定法

所得稅を賦課すべき所得は左の三種に區別されて居る。即ち第一種は法人の普通所得(甲)、法人の超過所得(乙)、法人の清算所得(丙)

第二種は本法施行地に於て、支拂を受ける公債、社債、銀行預金の利子又は貸付信託の利益(甲)、又前記納税義務者の規定に該當せぬ者にして、本法施行地に本店又は主たる營業所を有する法人から受ける利益、利息の配當、剰餘金の分配又は利益、剰餘金の處分による賞與、賞與の性質を有する給與(乙)

第三種は第二種以外の個人の所得となつて居る。而して是等第

一、第二、第三種の所得税の算定法は左の通りである。

第一種算定法

一 法人の普通所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額。

二 法人の普通所得が、當該年度の資本金額に對し、年百分の十の割合を以て算出した金額を超過した場合は、その超過金を以て法人の超過所得とする。

三 法人の各事業年度の資本金額は各月末に於ける支拂株式金額、出資金額、基金、積立金額の月割平均を以て計算する。

四 法人が解散した場合、その残余財産の價格が、解散當時の拂込株式金額又は出資金額に超過するときは、超過金額を以て清算所得とする。

第二種算定法 ではその支拂を受ける金額による。

第三種算定法

一 營業で無い貸金の利子、第二種の所得に屬しない公債、社債及び預金の利子は前年中の収入金額。

二 山林の所得は、前年中の總収入金額から必要の經費を控除した金額。

三 賞與又は賞與の性質を有する給與は、前年三月一日からその年の二月末日までの収入金額。

四 法人から受ける利益又は利益の配當、剰餘金の分配は、前年三月一日から、その年の二月末日までの収入金額からその十分の四を控除した金額。

五 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料其他是等の性質を有する給與は、前年中の収入金額とするが、前年一月一日から引續き支給を受ける者については其年の豫算金額。

六 上述以外の所得は、前年中の總収入金から必要の經費を控除した金額とするが、前年一月一日から引續いて所有してゐない資産、營業又は職業の所得については其年の豫算金額。

三 所得算定額の控除

一 上記第三種の規定によつて算定した所得總額が、一萬二千圓以下である場合は、その所得中、上記の三(賞與など)及び五(俸給、給料、年金など)の勤勞所得につき

イ 所得總額が六千圓以下ならば勤勞所得の十分の二。

ロ 所得總額中勤勞所得以外の所得が、六千圓以上であるときは、勤勞所得の十分の一。

ハ 所得總額六千圓を超え、勤勞所得以外の所得が六千圓未満

のときは、勤勞所得中勤勞所得以外の所得と合算して、六千圓に達するまでの金額の十分の二と、其他の金額の十分の一を控除する。戸主及びその同居家族の所得はこれを合算し、その總額についてこの規定が適用される。

二 上記の規定に依つて算出した所得總額三千圓以下の場合には所得を有する者の申請により、その所得より其年三月一日現在の同居の戸主、及び家族の年齢十八歳未満六十歳以上の者、又は不具發疾者一人につき百圓を控除する。

三 自己又は家族若しくはその相續人を保險金受取人とする、生命保險契約のために拂込んだ保險料は、年額二千百圓を限り、命令の定める所により、本人の申請によつてその所得から控除されるのである。

四 所得税の免除

一 北海道、府縣、市町村、其他命令を以て指定した公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及び民法第三十四條の規定によつて設立した法人に對しては所得税を免除されるのである。

民法第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又は財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

二 又第三種の所得にして左記の所得は免除されてゐる。

五 所得税率

所得税率については、第一種甲(法人の普通所得)に對しては、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する者に對しては百分の五、第一種乙(法人の超過所得)に對しては、超過所得

金の階級に應じ

- 一 普通所得金額中資本金額に對し、年百分の十の割を以て算出した金額を超えるものには百分の四。
- 二 同百分の二十の割を以て算出した金額を超えるものには百分の十。
- 三 同百分の三十の割を以て算出した金額を超えるものには百分の二十。
- 第一種丙(法人の清算所得)に對しては
  - 一 積立金又は本法其他の法律により、所得税を課せられた所得から成る金額には百分の五。
  - 二 其他の金額には百分の十の割合を以て賦課徴収する。
- 第二種の公債の利子に對しては百分の四、其他のものに對しては百分の五、本法施行地外からの所得に對しては百分の七、五の割合を以て徴収する。
- 第三種の所得については
  - 千二百圓以下 の金額には百分の〇・八
  - 千二百圓を超える金額には百分の二
  - 千五百圓を超える金額には百分の三
  - 二千圓を超える金額には百分の四
  - 三千圓を超える金額には百分の五

- 五千圓を超える金額には百分の六・五
  - 七千圓を超える金額には百分の八
  - 一萬圓を超える金額には百分の九・五
  - 一萬五千圓を超える金額には百分の十一
  - 二萬圓を超える金額には百分の十三
  - 三萬圓を超える金額には百分の十五
  - 五萬圓を超える金額には百分の十七
  - 七萬圓を超える金額には百分の十九
  - 十萬圓を超える金額には百分の二十一
  - 二十萬圓を超える金額には百分の二十三
  - 五十萬圓を超える金額には百分の二十五
  - 百萬圓を超える金額には百分の二十七
  - 二百萬圓を超える金額には百分の三十
  - 三百萬圓を超える金額には百分の三十三
  - 四百萬圓を超える金額には百分の三十六
- の割合を以て所得税を徴収するが、特に山林の所得税は山林以外の所得と區別し、その所得を五分した金額に對し、この税率を適用して算出した金額を、五倍したものを税額と定められてゐるのである。

六 所得の申告

第一種の所得について納税の義務を負ふ者は、命令の定むる所によつて財産目録、貸借對照表、損益計算及び清算書、合併に關する計算書、其他本法の規定によつて計算した所得及び資

本金額の明細書を添へ、その所得を政府に申告せねばならぬ。本法施行地に本店又は主たる營業所を持たない法人は、本法施行地に於ける資産又は營業に關する損益を計算した所得及び資本金額の明細書を添へるのである。第三種の所得について納税の義務を負ふ者は、毎年三月十五日までに、所得の種類及び金額を明細にして政府に申告せねばならぬ。

七 納税の期日

- 所得税の納税の期日は左の通りである。
- 第一種 は毎事業年度に、所得税を徴収する(清算所得については、清算又は合併の際徴収する)。
  - 第二種 はその金額支拂の際、支拂者がその所得税を徴収し、これを翌月十日までに政府に納入する。
  - 第三種 は所得税の年額を四分し、第一期は其年の七月中、第二期は其年の十一月中、第三期は翌年の一月中、第四期は翌年の三月中を納期とするが、納税義務者や納税管理人が、申告をなさずして本法施行地外に、その住所又は居所を移す場合は、直に政府はその所得税を徴収することが出来る。

第五節 資本利子税

資本利子税はこれを甲乙兩種に分つ。即ち

- 甲種 公債、社債、産業債券、銀行預金の利子、貸付信託の利益。
- 乙種 第三種の所得について納税義務ある者の所得中、營業でない貸金又は預金利子。

に對して課税されるが、甲種の資本利子は其の支拂を受くべき収入金額を標準とし、乙種の資本利子は前年中の収入利子を課税の標準とする。又被相続人の収入金額はこれを相続人の収入金額と看做される。

税率 資本利子税の税率は、一般は收益金の百分の二であるが、信託會社が引受けた貸付信託の信託財産につき納付した資本利子税は、命令の定める所によつて、當該貸付信託の利子に對する資本利子税額から控除し、控除すべき資本利子税はその貸付信託の利益に加算して課税するのである。

免稅 甲種の資本利子にして、所得税法其他の法律により第二種所得税の賦課を免れて居る者の受ける利子、貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子に對しては、資本利子税を賦課しない。

納期 甲種の資本利子税は、その金額支拂の際支拂者がこれを徴収し、翌年の十月までに政府に納入し、乙種の資本利子税はその税額を二分し、第一期はその年の八月中、第二期はそ



の年の十一月中を納期とされて居る。  
申告 乙種の資本利子税を納付する義務ある者は、命令の定め  
る所によつて毎年三月十五日までに、支拂を受ける資本利子  
額を政府に申告せねばならぬ。

### 第六節 兌換銀行券發行税

日本銀行で發行する兌換銀行券發行税には發行税と制限外發  
行税とがあり、前者は兌換券發行毎に、每一ヶ月平均發行高に  
對し一ヶ年千分の十二半の割合、後者はその發行額に對し一ヶ  
年最低百分の五の割合で徵稅するが、政府の特命によつて一ヶ  
年千分の十若くは、それ以内の利息又は無利息を以て、政府又  
は其他に貸付けた分に對しては課税を免除する。

### 第七節 狩獵免許税

狩獵免許を受ける者は左の税金を徵收される。  
一 所得税二百圓以上を納める者又はその家族は五十圓。  
二 所得税を納める者又はその家族は三十圓。  
三 右一、二以外の者は十五圓をその免許税として徵收される。

### 第八節 取引所税

取引所税は取引營業税と取引税とに分れ、前者は賣買手數料

の收入金額の百分の十五を課税される。後者は三種に分れ  
第一種 は地方債證書、社債券の定期賣買に對しては各約定金  
高の百分の〇・六乃至一。  
第二種 は有價證券の定期賣買に對しては各約定金高の百分の  
一・五乃至二・五。  
第三種 は商品の定期賣買に對しては各約定金高の百分の一・二  
五乃至二・五。

である。然し取引營業税は、會員組織の取引所には賦課しな  
い。又取引税は賣買を解約した場合でも免除しないが、轉賣、  
買戻及び國債證券の定期取引には取引税を賦課しない。

### 第九節 相続税

相続税は、被相続人が本法の施行地に住所を有する場合には  
左の一、二に對しては課税されぬことになつてゐる。  
一 本法施行地にある動産及び不動産。  
二 本法施行地にある不動産の上に有する權利。  
三 上記以外の財産權に對して課税し、若し被相続人が、本法施  
行地内に住居を有しない場合は、前記一と二に對してのみ課  
税する。又課税の標準については、相続財産の價格に、相続

開始前一年内に被相続人がその財産についてなした贈與の價  
格を加へ、その中から公課、被相続人の葬式費用、債務、そ  
の財産にかゝる公課、その財産を目的とする留置權、特別の  
先取特權、質權又は抵當權を以て擔保される債務、その財産  
に關する贈與の義務を控除したものに對し課税される。

#### 一 相続税の免除

一 課税價格が家督相続では五千圓、遺產相続では一千圓に充た  
ないものに對しては相続税を免除される。  
二 軍人、軍屬の戦死又は戦争のために受けた傷病が、原因と  
なつて、死亡したために相続が開始された場合には相続税を  
賦課しないが、この場合に於て負傷又は發病後、一年を経過  
した時は課税される。

#### 二 家督相続税

一 相続人が、被相続人の家族である直系卑屬の場合と  
二 相続人が、被相続人の指定した者の場合と、民法第九百八十  
二條により選定された者の場合と、被相続人の家族である直

系尊屬又は入夫である場合と  
三 相続人が、民法第九百八十五條によつて選定された者である  
場合とにより、その課税率に下の如き等級がある。即ち課税  
價格

五千圓以内	對しては	二	千分の六	三	千分の八。
五千圓を超える金額	對しては	一	千分の六	二	千分の七
一萬圓を超える金額	對しては	一	千分の七	二	千分の八
二萬圓を超える金額	對しては	一	千分の八	二	千分の十
三萬圓を超える金額	對しては	一	千分の十	二	千分の十五
四萬圓を超える金額	對しては	一	千分の十五	二	千分の二十
五萬圓を超える金額	對しては	一	千分の二十	二	千分の三十
七萬圓を超える金額	對しては	一	千分の二十五	二	千分の四十
十萬圓を超える金額	對しては	一	千分の三十	二	千分の五十
一十萬圓を超える金額	對しては	一	千分の四十	二	千分の六十
一十萬圓を超える金額	對しては	一	千分の五十	二	千分の七十。

二十萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の五十 二 千分の六十 三 千分の八十。  
 三十萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の六十 二 千分の七十 三 千分の九十。  
 四十萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の七十 二 千分の八十 三 千分の百。  
 五十萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の八十 二 千分の百 三 千分の百十。  
 七十萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の九十 二 千分の百十 三 千分の百二十。  
 百萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の百 二 千分の百十 三 千分の百三十。  
 二百萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の百十 二 千分の百二十 三 千分の百四十。  
 三百萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の百二十 二 千分の百三十 三 千分の百五十。  
 五百萬圓を超える金額に對しては  
 一 千分の百三十 二 千分の百四十三 三 千分の百六十。

**民法第九百八十二條** 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其ノ家ニ被相続人ノ父アル時ハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

一 配偶者但家女ナルトキ  
 二 兄弟  
 三 姉妹

四 第一號ニ該當セサル配偶者  
 五 兄弟姉妹ノ直系卑屬

**民法第九百八十五條** 前條ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ親族會ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス

親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

**三 遺産相続稅**

一 相続人が、直系卑屬である場合と  
 二 相続人が、配偶者又は直系尊屬である場合と  
 三 相続人が、前記一、二の者である場合とによつて、その課稅率に下の如き等級がある。即ち課稅價格

千圓以下の場合は  
 一 千分の十 二 千分の十二 三 千分の十七。  
 千圓を超える場合は  
 一 千分の十二 二 千分の十四 三 千分の二十。  
 五千圓を超える場合は  
 一 千分の十四 二 千分の十七 三 千分の二十五。  
 一萬圓を超える場合は  
 一 千分の十七 二 千分の二十 三 千分の三十五。  
 二萬圓を超える場合は  
 一 千分の二十 二 千分の二十五 三 千分の四十五。

三萬圓を超える場合は  
 一 千分の二十五 二 千分の三十五 三 千分の五十五。  
 四萬圓を超える場合は  
 一 千分の三十五 二 千分の四十五 三 千分の六十五。  
 五萬圓を超える場合は  
 一 千分の四十五 二 千分の五十五 三 千分の七十五。  
 七萬圓を超える場合は  
 一 千分の五十五 二 千分の六十五 三 千分の八十五。  
 十萬圓を超える場合は  
 一 千分の六十五 二 千分の七十五 三 千分の九十五。  
 十五萬圓を超える場合は  
 一 千分の七十五 二 千分の八十五 三 千分の百五。  
 二十萬圓を超える場合は  
 一 千分の八十五 二 千分の九十五 三 千分の百十五。  
 三十萬圓を超える場合は  
 一 千分の九十五 二 千分の百五 三 千分の百二十五。  
 四十萬圓を超える場合は  
 一 千分の百五 二 千分の百十五 三 千分の百三十五。  
 五十萬圓を超える場合は  
 一 千分の百十五 二 千分の百二十五 三 千分の百四十五。  
 七十萬圓を超える場合は  
 一 千分の百二十五 二 千分の百三十五 三 千分の百五十五。  
 百萬圓を超える場合は  
 一 千分の百三十五 二 千分の百四十五 三 千分の百六十五。  
 二百萬圓を超える場合は  
 一 千分の百五十 二 千分の百六十 三 千分の百八十。

三百萬圓を超える場合は  
 一 千分の百六十五 二 千分の百七十五 三 千分の百九十五。  
 五百萬圓を超える場合は  
 一 千分の百八十 二 千分の百九十 三 千分の二百十。

**第十節 酒造稅**

酒造稅は酒類を製造する者に對し、その造石高一石に應じて賦課徵收する稅金で、左の四種に分れて居る。

第一種は酒精分二十三度以下の濁酒で、造石稅は三十六圓。  
 第二種は酒精分二十三度以下の清酒、白酒及び酒精分三十度以下の味醂、燒酎で造石稅は四十圓。  
 第三種は酒精分三十度以上四十度以下の燒酎で、造石稅は酒精分三十度迄は四十圓であるが、酒精分三十度を超える毎に一度について一圓五十錢を加へられるのである。  
 第四種は酒精分二十三度を超える清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超える味醂。酒精分四十五度を超える燒酎は、稅金は酒精分一度毎に一圓八十錢である。又酒精及び酒精含有飲料物は酒精分一度毎に一圓八十錢であるが、造石稅は四十二圓を下ることは出来ぬ。麥酒は一石につき二十五圓。而して清涼飲料に對する稅金は左の三種に別たれて居る。

第一種（玉ラムネ、燻詰物）は一石につき七圓。  
 第二種（其他の燻詰物）は一石につき十圓。  
 第三種（燻詰以外の物）は炭酸瓦斯使用量一疋につき三圓。

### 第十一節 織物消費稅

織物消費稅は織物の價格の百分の十に相當する金高を徵收することになつて居るが、綿織物にして全量中九十五パーセント以上の綿を原料とし、絹を交へない物に限り免稅となつて居る。人造絹絲、金屬絲、金屬箔、漆絲、漆洋は絹と同一に取扱はれて何れも課稅される。

### 第十二節 砂糖消費稅

砂糖は課稅標準を左の五種に分つて居る。  
 第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖は  
 一 機入黒糖百斤につき九十錢。  
 二 機入白下糖にして分置した物及び白下糖以外の砂糖に加工した物、又全部或は一部の新式機械により製造したものを除いて、百斤につき二圓八十錢。  
 三 其他のものは百斤につき二圓二十五錢。

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖は、百斤につき四圓五十錢。  
 第三種 砂糖色相第二十二號未滿の砂糖は、百斤につき六圓七十五錢。  
 第四種 同二十二號以上の砂糖は、百斤につき七圓七十五錢。  
 第五種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他これに類似のものは、百斤につき九圓五十錢。

而して糖蜜の課稅標準は左の二種に分かれてゐる。  
 第一種 氷砂糖を製造する時に生ずるものは  
 一 糖分を蔗糖として計算した重量が、全重量の七十パーセント未滿の物は、百斤につき二圓七十錢。  
 二 其他の物で糖分を蔗糖として計算した重量百斤につき七圓七十五錢で算出した金額。  
 第二種 其他の糖蜜にして  
 一 糖分を蔗糖として計算した重量が、全重量の六十パーセント以下の物は、百斤につき九十錢。  
 二 其他のものは百斤につき二圓二十五錢の割で課稅される。又糖水は一般に、百斤につき六圓七十五錢である。

### 第十三節 骨牌稅

骨牌稅として骨牌一組母に、麻雀は三圓、其他の物は何れも五十錢づゝ課稅されるのである。

### 第十四節 印紙稅

#### 一 有稅文書

一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書、消費貸借に關する證書、請負に關する證書、運送に關する證書、船舶契約書等は記載金額五十圓以下のものは二錢。百圓以下のものは三錢。五百圓以下のものは十錢。四千圓以下のものは十錢。一萬圓以下のものは十錢。一萬圓以上のものは一圓。  
 二 委任狀、約束手形、爲替手形、銀行預金證書、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書、産業組合聯合會、漁業組合、同聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、輸出組合、同聯合會等の發する出資證券、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷證券、保險證券、株式債券、相互保險會社の發する基金證券、株式申込證、社債

申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證書、使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書、信託行爲に關する證書、無盡に關する證書、定款及び組合契約書、權利の變更に關する證書、追認又は承認に關する證書、物品切手、受取書、質權、抵當に關する證書、預金通帳等は何れも一通につき三錢である。  
 三 前記以外の通帳は五錢、判取帳は五十錢の印紙稅を徵收する。

#### 二 無稅文書

印紙稅を納める必要のないものは、官署又は公署の發する證書及び帳簿、官廳又は公署に奉職する者が職務上發する證書及び帳簿、國庫金の取扱に關して發する證書、慈善又は公共事業のためにする寄附に關して、官廳又は公署に提出する證書、小切手、産業組合の發する出資證券又は住宅組合の發する出資證券、記載金高十圓未滿の約束手形及び爲替手形、貯蓄銀行法第一條の貯金又は積立金について發する貯金通帳、積立通帳及び積立金證書、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金通帳にして記載金高十圓以下のもの、記載金高一圓以下の物品切手、賣買仕切書、物品又は有價證券の賣買契約書、送狀、記載金高十圓以下又は記載金高のない受取書又は營業に關する受

取書、主たる債務の證書に併記した擔保契約書、手形及び證券の裏書又は之を併記した受取書、株券又は債券に記載した譲渡の證明書、手形の引受及び保證、手形又は證券の拒絶證書、手形及び證券の複本及び謄本、農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券、質札又は質物通帳で質屋營業者の發するもの、勤務通帳、乗車券、乗船券、各種入場券等は何れも無稅である。

第十五節 登録税

登録税は財産的價値の保存又は移動に關し、官の帳簿に登録するに當り徴せられる租稅である。普通收入印紙を以て納付するの原則となつて居るが、一口五百圓以上の場合に限り、現金を以て納めることが出来る。

一 所有權の登録税

所有權による一般の登録税は左の通りである。  
一 相續による所有權の取得に對しては、不動産價格の千分の五  
二 遺言、贈與其他無償にて得る所有權の取得に對しては、不動産價格の千分の四十五。神社、寺院、祠宇、佛堂及び民法第三十四條により設立された法人が、無償又は寄附行為により所有權を取得した場合に對しては不動産價格の千分の二十五

民法第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得  
三 上記以外の原因による所有權の取得に對しては、不動産價格の千分の三十三。  
四 所有權の保存に對しては、不動産價格の千分の五。  
五 共有物の分割によつて受ける所有權の取得に對しては、不動産價格の千分の五。

二 權利の登録税

一 地上權、永小作權又は賃借權の取得に對しては、その存續年限によつて左の如く登録税が徴收される。  
十年以下のものは 不動産價格の千分の一。  
二十年以下のものは 不動産價格の千分の二。  
三十年以下のものは 不動産價格の千分の四。  
五十年以下のものは 不動産價格の千分の七。  
七十年以下のものは 不動産價格の千分の十。  
百年以下のものは 不動産價格の千分の十五。  
百年を超えるものは 不動産價格の千分の二十。  
尙年限の定めなきものは千分の一。更に存續年限の定めなきもので、民法第二百六十八條、二百七十八條の規定と借地法第二條第一項の規定を適用するものに對しては千分の四。相續による取得で年限三十年を超えるものに對しては千分の五。

民法第二百六十八條

設定行為ヲ以テ地上權ノ存續期間ヲ定メサリシ場合ニ於テ別段ノ慣習ナキトキハ地上權者ハ何時ニテモ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得但地代ヲ拂フヘキトキハ一年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未タ期限ノ至ラサル一年前ノ地代ヲ拂フコトヲ要ス  
地上權者カ前項ノ規定ニ依リテ其權利ヲ拋棄セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ依リ二十年以上五十年以下ノ範圍内ニ於テ工作物又ハ竹木ノ種類及ヒ狀況其他地上權設定ノ當時ノ事情ヲ斟酌シテ其存續期間ヲ定ム。

民法第二百七十八條

永小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス、若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス、永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得、但其期間ハ更新ノ時ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス、設定行為ヲ以テ永小作權ノ存續期間ヲ定メサリシトキハ其ノ期間ハ特別ノ慣習アル場合ヲ除ク外之ヲ三十年トス。

借地法第二條

借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ六十年、其他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年トス、但シ建物カ此ノ期間ノ滿了前朽腐シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス、契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其他ノ建物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地權ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス。

二 地役權の取得に對しては、要役地價格の千分の一。

三 華族世襲財産の設定に對しては、不動産價格の千分の二十五。  
四 先取特權の保存又は取得に對しては、債權金額又は不動産工  
事費用豫算金額の千分の五半。  
五 質權、抵當權の取得に對しては、債權金額の千分の五半。  
六 所有權の信託登記に對しては、不動産價格の千分の四。  
七 所有權以外の權利に對しては價格の千分の二。

三 強制執行登録料

強制執行による登録税は左の通りである。  
一 競賣、強制管理の申立に對しては、債權金額の千分の五半。  
二 假差押、假處分の申立に對しては、債權金額の千分の四。  
三 抵當權ある債權の差押申立に對しては、債權金額の千分の五半。

四 其他の登録税

其他一般の登録税は左の通りである。  
一 相續財産を分離して各自が取得するときは、所有權に對しては、不動産價格の千分の五半、所有權以外の權利に對しては、價格の千分の一。  
二 税金の滞納處分以外のもので、特に法律に掲げてゐないもの處分に對しては、債權金額の千分の四。  
三 抹消した登記の回復については、不動産一個毎に四十錢。

四 假登記は不動産一個毎に四十錢。  
 五 附記登記は不動産一個毎に二十錢。  
 六 登記の更正、變更又は抹消は不動産一個毎に二十錢。但一件につき税額金二圓を超えるときは二圓とする。

### 第十六節 有價證券移轉稅

有價證券移轉稅は昭和十二年三月法律第七號を以て、新たに設けられた租稅で、同年四月一日から施行されて居る。  
 課稅物件 有價證券といふのは、國債證券、地方債證券、社債證券、產業債券、商工債券及び株券並に外國又は外國法人の發行する是等の性質を有する證券で、その賣買、交換、贈與、遺贈其他の原因による移轉のあつた場合に賦課する税金である。又甲種國債登錄簿に登録した國債に付ての名義變更、及び會社の社員の持分の移轉はこれを有價證券の移轉と看做すのである。  
 納稅者 有價證券の移轉稅は有價證券を取得する者、例へば買受人、受贈者等がこれを納めるのである。  
 稅率 有價證券の移轉稅は次の區別に従ひ取得者がこれを納めるのである。

**第一種 有價證券**  
 仲買人を買受人とする賣買取引による移轉  
 國債證券 取得價額の萬分の一。  
 其他の有價證券 取得價額の萬分之二。  
**第二種 第一種以外の移轉**  
 一 取引所の實物市場に於ける賣買取引による移轉  
 國債證券 取得價額の萬分之二。  
 其他の有價證券 取得價額の萬分之二。  
 二 其他一般の賣買取引による移轉  
 國債證券 取得價額の萬分之二。  
 其他の有價證券 取得價額の萬分之二。  
**免稅**  
 有價證券移轉稅の免除は左の如く分れて居る。  
 一 營利を目的としない法人で、所得稅法其他の法律によつて、所得稅を課せられない者は有價證券移轉稅の適用を受けないことになつてゐる。  
 二 又次の有價證券に對しても有價證券移轉稅を課せられないことになつてゐる。  
 一 一年内の期限内で發行する國債證券  
 二 地方債證券、勸業債券及び命令で指定する社債券で、額

面金額十圓以下のもの。

三 尚次の各號の一に當る有價證券の移轉に對しても有價證券移轉稅を課せられないことになつてゐる。  
 一 相続、法人の合併又は保險業法第十三條の五の規定に依る保證契約の全部の移轉による有價證券の移轉。  
 二 日本銀行を賣買の當事者とする國債證券の移轉。  
 三 信託の場合に於ける、委託者より受託者への有價證券の移轉。  
 四 信託終了の場合に於ける受託者より委託者、又はその相續人への有價證券の移轉。  
 五 消費貸借及びその終了の場合に於ける、無記名有價證券の移轉。  
 六 短期清算取引に於ける、受渡調節のための賣買取引を業とする會員又は取引員の代りに因る有價證券の移轉。  
 七 第一號及び第三號の場合の外、會社が自己の株式を取得する場合に於ける有價證券の移轉。  
 八 賣出の方法により發行する場合の有價證券の移轉。  
**納稅方法** 有價證券移轉稅は、有價證券の移轉毎に移轉當事者が命令の定むる所により、作成する有價證券移轉書に印紙を

貼用してこれを納めるのである。  
 然し有價證券仲買人の取扱による有價證券の移轉に對しては、移轉書に印紙を貼用しない。この場合は移轉の際有價證券仲買人がその税金を徴收して置いて、翌月十日迄にこれを政府に納めるのである。

### 第六章 臨時租稅增徴法

軍事費が非常に膨脹して、從來の歳入では歳出を賄ひ得なくなつたので、政府は昭和十二年第七十回帝國議會に臨時租稅增徴法案を提出し兩院の協賛を得て、同年三月三十日御裁可を仰ぎ同法を公布するに至つた。  
 本法の内容は當分の中所得稅、法人の營業收益稅、資本利子稅、相続稅、贈與稅、酒稅、砂糖消費稅、取引所稅及臨時利得稅を増徴し、金銀及び銀鏡に特別贈與稅を課することになつてゐる。而して同法は昭和十二年四月一日から施行さるゝに至つたのである。

#### 第一節 所得稅

**第一種 所得稅の中、法人の普通所得及び清算所得に對する所得稅に對しては、所得稅法第二十一條に規定する稅率百分の**

五を百分の十、百分の十を百分の二十、とした場合の差増額に相當する税額を増徴するのである。

第二種 所得税の中、第二種(第五章第四節二項参照)の所得に對する所得税に對しては、所得税法第二十二條第一項の規定に拘らず、左の税率によつて所得税を課せらるゝのである。

Table with 2 columns: Income level (e.g., 一萬圓以下, 十萬圓以下) and Tax rate (e.g., 百分の四十, 百分の四十五).

第二節 法人の營業收益税

法人の營業收益税に對しては、營業收益税法第十條に規定す

る税率百分の三・四を百分の四とした場合の差増額に相當する税額を増徴するのである。

第三節 資本利子税

資本利子税に對しては、資本利子税法第六條に規定する税率百分の二を百分の四とした場合の差増額に相當する税額を増徴する。但貯蓄銀行の所有する國債の利子に對する資本利子税に對しては税額を増徴しないことになつてゐる。

第四節 相續税

相續税に對しては課税價格の階級に従ひ、左の割合の税額を増徴せらるゝのである。

Table with 2 columns: Assessment price (e.g., 一萬圓以下, 三萬圓以下) and Tax rate (e.g., 百分の二十, 百分の三十).

べき權利の價額の合計が、相續財産の價額の二分の一を超ゆるときは、相續税法第十七條第一項但書の期間はこれを十年間とするのである。

第五節 鑛産税

鑛産税に對しては鑛業法第八十五條に規定する税率百分の五を百分の六とした場合の差増額に相當する税額が増徴される。

第六節 酒 税

酒税中清酒、白酒、味醂及び焼酎の造石税は、酒造税法第四條の規定に拘らず左の税率によつて増徴せらるゝのである。

たる金額。但連続式蒸餾機により製造したものに對しては、四十七圓の外に酒精分三十度を超える一度毎に一圓八十錢を加へたる金額、

三 酒精分二十三度を超える清酒及び白酒、酒精分三十度を超える味醂並に酒精分四十五度を超える焼酎に對しては、一石に付酒精分一度毎に二圓十五錢。

酒税中麥酒税に對しては麥酒税法第三條に規定する一石の税率二十五圓のものを三十五圓に値上げした場合は、その差増額に相當する税額を増徴される。又酒精及び酒精を含有する飲料の造石税に對しては酒精及び酒精含有飲料税法第二條に規定する一石の税率一圓八十錢のものを二圓十五錢に、四十二圓のものを五十圓に値上げた場合は、その差増額に相當する税額を増徴されるのである。

第七節 砂糖消費税

砂糖消費税は砂糖消費税法第三條の規定に拘らず、左の税率によつて増徴されるのである。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖に對しては一樽入黒糖及び樽入白下糖(但分蜜したもの) 黒糖及び白糖

以外の砂糖に加工して製造したもの、並に全部又は一部を新式機械によつて製造せるものを除いた以外のものに對しては百斤に付一圓。

二 其他のものに對しては百斤に付二圓七十錢。

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖に對しては百斤に付六圓五十錢。

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖に對しては百斤に付八圓。

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似のものに對しては百斤に付十圓。

二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜に對しては

一 糖分を蔗糖として計算した重量が全重量の百分の七十を超えないものに對しては百斤に付三圓五十錢。

二 其他糖分を蔗糖として計算したものに對しては重量百斤に付八圓。

第二種 其他の糖蜜

一 糖分を蔗糖として計算したる重量が全重量の百分の六十を超えないものに對しては百斤に付一圓。

二 其他のものに對しては百斤に付二圓七十錢。  
糖水に對しては百斤に付六圓五十錢。

第八節 取引所税

取引所税に對しては、左に定める税額が増徴せられる。  
一 取引所營業税に對しては、取引所法第一條に規定する税率百分の十五を百分の十六・五とした場合の差増額に相當する税額が増徴せられる。

二 第二種有價證券の賣買取引に對する取引税に對しては、取引所法第五條に規定する税率萬分の一・五を萬分の二・七、萬分の二・五を萬分の四・五とした場合の差増額に相當する税額が増徴せられる。

第九節 臨時利得税

臨時利得税に對しては、臨時利得税法第十四條に規定する税率百分の十を百分の十五、百分の八を百分の十とした場合の差増額に相當する税額が増徴せられる。

第十節 附加税の制限

北海道、府縣、市町村其他の公共團體に對しては、臨時租稅

増徴法に依つて増徴する税額(臨時租稅増徴法第七條及び第二十二條の規定により増額となる部分に含まない)又は同法によつて課する特別鑛産税に對しては附加税を課することは出来ないものである。

第七章 地方税

第一節 特別地稅

特別地稅は、地租法第七十條の規定によつて、地租を徵收しない土地に對しても賦課される。即ち家族の分をも合せて土地の賃貸價格が二百圓未滿の田畑を所有して之を自作する者に對しては、地租法第八條の賃貸價格を標準にして賦課する。その課税率は賃貸價格の百分の三・一以内である。

特別地稅の附加税に對しては、市町村内外の公共團體に賦課すべき附加税は、上記規定の制限の百分の八十以内であるが府縣費の全部の分賦を受けた市は、賃貸價格の百分の二・五の外に、その分賦金額以内に限り、北海道、府縣は百分の八十以内に達するまで、特別地稅を賦課することが出来る。

第二節 家屋税

家屋税の課稅標準は、家屋の賃貸價格により、その税率、賦

課の制限、家屋の賃借価格の算定、調査委員の組織等は、勅令によつて定められるのである。但し一時の使用に供する家屋、賃借価格一定額以下の家屋、公益上其他の事由により課税を不適當とする家屋等に對しては、家屋税を賦課しないことになつてゐる。

### 第三節 營業税

營業税は營業收益税の賦課を受けない營業者及び營業收益税を賦課しない營業を爲す者に對して賦課し、課税の標準並にその附加税の賦課の制限等は勅令を以て定める。公益上其他の事由により課税を不適當と認めらるる者には營業税を賦課しない。

### 第四節 雜種税

雜種税の納税者は勅令を以て定める者及び内務大臣、大藏大臣の許可を受けた者に限られて居る。

### 第五節 市町村戸數割

市町村戸數割は一戸を構へる者及び一戸を構へなくても獨立の生活を営む者に對して賦課されるのである。その課税標準は納税者の資力を標準とし、納税義務者の所得額、資産の状態に

よつて定められる。税率及び賦課の制限等は、納税義務者の資産状態によつてこれをなし、その税額其他納税義務者の資力算定に關しては勅令を以て定められるのである。公益上其他の事由により課税を不適當と認めらるる者に對しては免除されることになつてゐる。

### 第六節 營業收益税附加税

營業收益税附加税は、營業税を収める者に賦課し、その税率は北海道、府縣は營業收益税の百分の四十六、其他の公共團體は百分の六十六と制限されて居る。

### 第七節 所得稅附加税

北海道及び各府縣に於ては、所得稅百分の二十四以内の範圍で所得稅附加税を賦課徴收することが出来る。北海道及び府縣以外の市町村は、府縣費の全部又は一部の分賦を受けた場合を除くの外、所得稅を納める者の所得に對し、所得稅附加税を課することは出来ない。

戸數割を賦課することの出來ぬ町村は、内務大臣及び大藏大臣の許可を受け、所得稅附加税を課することを得るが、その税率は所得稅額の百分の七を超えることが出来ないのである。

## 第六編 經濟知識

### 第一章 經濟學

經濟學は社會的の見地から、國民の經濟生活に伴ふ諸現象を研究する學問で、物質的の方面から國民の共同生活を研究するものである。故に經濟學は廣義の國家學の一種といふべきである。國家は人類の共同生活の最も進歩發達した状態で、國家を構成する所の人類は、單にその生存を希望する計りでなく、國家の一分子として共同生活をなさねばならぬ。而して人類の共同生活状態は色々の方面より研究することが出来るのであるが、經濟學は重にこれを物質上から研究して、國民の物質的幸福を増進するを目的とするのである。従つてその論ずる所は、常に國民經濟の立場からなすので、個人經濟の立場からなすものではない。

然るに古來の經濟學者は、これを富の學問といつて、富の増殖と分配に關する法則のみを研究するに止め、人類全體の幸福や、社會の發達はこれを第二位に置いたのである。例へば自由競争の結果、社會の間に貧富の二階級を生じ、富者は益々富

### 第二章 現代の經濟社會組織

現代の經濟社會の組織は、如何なる機構によつて成立してゐるかといふに、自由主義、價格主義、資本主義の三基礎のもとに打ち立てられて居るのである。

#### 第一節 自由主義

現代の經濟社會では、各個人の生産も労働も消費も各自の自由である、従つて職業や營業の自由も認められ、如何なる労働或は如何なる物品を他人に提供し、又は他人から提供さるゝとも各個人の自由である。この點から見て今日の經濟組織は、自由主義に立脚して居るものといはねばならぬ。

國家は國民の經濟生活に干渉するを避け、各人の好むがままに經濟活動をなさしめて居るから、財貨に對する需要供給の變動は寸時も止まることがない。ために絶えず價格の變動があるもので、その將來を慮つて財貨を蓄積し、これを資本化するのも



又國民の自由である。茲に於て始めて私有財産制度や相続制度が生れたのである。唯この自由主義に對する統制とも認め得るものは、國家及び地方團體が國民に對して租税を賦課徴收する點である。

### 第二節 價格主義

現代の經濟社會では、價格を提議しない者は財貨を得ることは出来ぬ。價格の高いものを提供する者は、多くの財貨をその對價として獲得することが出来る。他の財貨に比較して、その數量が著しく不足すると思はれるものに對しては、多くの代價を提議してこれを得やうとする者が増加するので、自然價格は騰貴する、そこで又これを提供する者が増加する。これと反對の場合には、價格は下落して、提供する者は減少する。斯くして價格が今日の經濟生活に於ける均衡調節の作用をなすのである。これを價格主義といふのである。

### 第三節 資本主義

今日の經濟社會に於ける經濟活動の目標は營利が根本目的であるから、これを稱して資本主義といふのである。これは自由主義、價格主義を基調とする結果である。

#### 第一節 利益ある點

- 一 社會人各自が互ひに緊張して、自己の手腕才能を十二分に發揮して生産に従事するから、個人としての収入、所得等が比較的多い點。
- 二 自然（土地や河川、山水、草木の如き）、労働、資本等を活用するがために、社會的に生産が多くなる點。
- 三 生産上の技術が進歩して經營方法が改良され、社會文明の促進を促すと同時に、經濟生活を安定せしめる點等にある。

#### 第二節 弊害ある點

- 一 競争が激烈な結果、不正の競争が行はれ、社會道徳を低下せしめるから、これを法律で取締らねばならぬ弊がある。
- 二 競争が激烈な結果、小生産者や資本の乏しい者は、大資本を擁する者に壓倒されて、經營の獨立を維持することが出来なくなつたために、中産階級は崩壊を來し、社會は益々貧富の懸隔が甚しくなるの弊がある。
- 三 労働者其他の無産階級は、經濟上極めて微力であるから、資本家、企業家のために不利益な労働條件に服さなければならぬが、資産階級は勞せず裕福な生活を営むので、不公平

營利とは即ち需要供給を圖つて、價格の變動を察し、元本となる資本を使用し、成るべく収入を支出に超過せしめて、利潤を得るを目的とする謂ひである。

價格主義經濟の發達と共に經濟市場が漸次擴大して激烈なる競争の結果、最も廉價に生産した物を、最も多くの利益を得るがために、企業家は巨額の資本により、機械力を應用し、分業を巧みに應用するに至るのである、かくして企業家は散在せる資本を吸収し、大規模の企業を經營するために株式會社組織によるのである。而して企業家が互ひに競争の激化を防ぎ、益々利潤を多からしむるために、遂には企業合同、企業聯合等の獨立組織をする傾向を來したのである。こゝに於て労働以外の財貨である資本を支配する人々が、企業の支配的地位に立ち、資本主義の實現となつて來たのである。

### 第三章 現代の經濟社會

#### 組織の利害

現代の經濟社會組織には、幾多の長所があると同時に、又幾多の短所や缺點がある。其の利害の主なものを示すと次の通りである。

の問題が起り、所謂社會問題や労働問題などを惹起する弊がある。

### 第四章 現代經濟社會組織に對する新思想

労働問題を中心にして、現代の經濟社會組織の缺陷を攻撃し、これを覆へして新たな經濟社會を建設しやうと叫ぶ者が少なくない。彼の社會主義や共產主義などは即ち是れである。

#### 第一節 社會主義

社會主義は現代の私有財産制度に反對し、土地、工場、機械等の生産機關を社會の共有にし、これを利用して得た物は、各人の私有を認めるといふのである。この主義に科學的の基礎を與へたのは、獨逸のカール・マルクスである。彼は資本家は生産機關を持つて居るのを幸ひとし、安い労働で労働者を使つて不當な利益を占めるから、労働者は漸くその日々の生活に逐はれ、貧富の懸隔は益々甚だしく、社會は不公平、不調和となつて人類の進歩を著しく妨げる。故にこのやうな社會組織は斷然打破しなければならぬといふのである。つまり資本家は労働

者の剩餘價值を搾取して、不當の利益を負つて居るといふのであるが、この主義には一理はあつても幾多の缺點があるのに、到底これを是認することは出来ないが、この主義が唱へらるゝに至り資本家の反省を促し、國家も亦労働者の保護につき、所謂社會立法を制定するに至つたことは争はれぬ事實である。

### 第二節 共產主義

共產主義もまた私有財産制度を否認する主義で、凡ゆる生産機關を社會の共有とするばかりでなく、生産機關を利用して得た物をも社會の共有にし、各人相互に博愛平等の地位に立ち、各個人はその能力に應じて充分活動し労働し、その生産した物を平等に分配し、生活に必要な物だけを使ふことを理想とする主義である。然しこの主義も關理想に過ぎぬから到底實行は出来ない。何故なれば財産を社會の共有にすると、多數人の中に献身的に活動するものと怠け勝ちのものが出来て、之を同一に取扱ふといふことは自然の理にも悖ることになり、結局彼此同一に取扱はんとするところに大なる矛盾が伴ひ、歸するところ献身的に活動するものが何時か不平を抱くやうになつて来る。その結果共產主義は、結局弱者が團結して強者を苦しめるこ

とになり、結局は現在の強者が弱者を苦しめると同一の理に落ちるのである。彼の共產主義を建前とするソビエト聯邦の民衆の生活状態を見ても、この主義が民衆に幸福を齎すものではない事實が明白に物語つてゐる。

### 第三節 産業革命主義

産業革命主義(サンチカリズム)は過激な主義で、資本家を倒して産業を労働者の手中に收めやうとするので、先づ差當り總同盟罷業の直接行動によつて現代の經濟社會組織を破壊し、生産機關を労働者團體の手に收めて生産をなさんとするもので、その論據は資産階級と無産階級とは到底その利害が一致しないから、その何れか勝たねばならぬ。無産階級が勝利を得るには、どうしても直接行動で現代の社會を破壊して新社會を造らねばならぬといふのである。この主義は知人の夢に類するもので、反駁するだに價値がないのである。

其他無政府主義、ギルド社會主義などを唱ふる者もあるが、何れも採るに足らぬ主義で我國體には容れられぬ。

## 第五章 生産

### 第一節 生産の意義

五非營利的生産とは生産者が單に自己の需用に供するためにする生産をいふのである。

### 第二節 生産の三要素

自然(土地) 生産要素の一つである自然の中最も重要なものは土地である。土地とは一定の地積、原力(風力、水力の如き)若くは原物を固有して生産の場所となり、又は生産の原力や原物を與へるもので、田畑、山林、宅地、鑛區、河川、沿海等に於ける固有の自然を總稱するのである。

地積は空間一定の位置を填充する自然の實積で、原物は地積内又は地積上に自然に存在する動物、植物、礦物をいふ。原力は地積内又は地積上にあつて、外界に活動する諸種の天恵力をいふので、重力、風力、水力、光熱力等の如きがそれである。

土地の生産力は人力によつて増加し得るのは明らかであるが、勞力及び資本を投下した割合に、それが増加するかどうかといふに、或る程度迄は勞力及び資本に比例して、それ以上に收穫を増加するが、その或る程度を超えると、勞力及び資本の増加に従ひ、收穫はこれに比例して増加するものでは

生産とは既に存在する物質(財貨)の形態、又はその地位を變化するによつて、物質の效用を増加する行爲である。惟ふに物質は永久不滅であると共に、新たにこれを創造することは出来ないから、生産は物質を作り出すことを意味するのではなく、既に存在する物質の状態を變じて、その價値を増加せしめることをいふのである。

生産はその物能(物の効用能力)に關する作用の順序、目的及び效果によつて原始的生産、變更的生産、轉所的生産、資本的生産及び非營利的生産等に區別することが出来る。

一 原始的生産とは原物の採取又は培養に關する原産作用で、例へば耕作、採鑛、牧畜、養蠶、漁業等の如きである。

二 變更的生産とは原物に加工して其形態を變更する生産で、例へば棉花を綿絲に紡ぎ、鋼鐵で機械を製造するが如きである。

三 轉所的生産とは原始生産によつて取得した物、又は變更的生産によつて取得した加工物を變體生産の地に、或は使用地に移轉するに必要な保存、運搬、交換する作用で、例へば倉庫業、運送業の如きはこの生産に従事するものである。

四 資本的生産とは交換の目的で、需要に應ずるためにする生産の意である。

ない。これを收穫の遞減又は地力遞減の法則と稱して居る。土地の生産力には常にこの法則が行はれて居るので、經濟社會に對して重大なる結果を來すのである。即ち農産物は騰貴する傾向を來し、地代も亦騰貴する。又農業のみでは國民全體を養ふことは困難である。故に收穫の遞減の法則を防ぐには、農法の進歩、有效な肥料の發明、農具、農業機械の改良發明、交通機關の改良等が肝要である。

勞力(労働) 廣く勞力といふと、經濟上の目的のためにする人の活動を指すのであるが、茲にいふ勞力はその意味が狭い。たゞ企業家に屬して精神上又は肉體上の活動をなす者の謂ひである。これをなす者を労働者といひ、企業家から一定の賃金を得るに過ぎないのである。

生産をなすには必ずしも勞力を要するから、労働者に支拂ふ賃金は生産費中の大部分を占める。それで企業家は生産費を減少して利潤を多くするために、賃金を少なくして労働條件を有利に導かんとして、労働者の労働條件を改善し、その地位を向上せしめやうとする立法等に反對するのであるが、勞力の能率を増加させるには、或る程度まで労働條件を改善しなければならぬから、賃金の増加は必ずしも企業家に取つて利

潤の減少を來すものではないのである。

勞力の能率は國民の體格、健康等によつて相違するのは勿論であるが、社會上の原因によつて相違することは争はれない。労働條件の良否と、労働の念慮の厚薄とはその重なるものである。殊に労働條件は人爲的に動かし得るものであるから、勞力能率の研究をなすものは主に労働條件との關係について爲すのである。労働の念慮の厚薄は社會が労働を尊ぶかどうか、法制が完備して、労働者がその結果を確實に收めることを得るかどうか、労働者の地位が比較的安全であるかどうかに関係することが多いのである。

勞力の組織は分業と協力の二つに分れて居る。分業は労働者が各自にその分擔を定めて専心これに當るので、その結果を連絡して生産の目的を達し、協力は多數の労働者が共同の目的のために労働するのである。然し分業と協力とは多くの場合に、唯その見る所を異にする名稱であつて、その實質を異にするものでない。

茲に分業とは技術的分業で、生産又は營利事業に従事する者が、分擔する生産方法又は事務を一定の範圍に局限してこの結果を結合することである。故に分業に従ふ者は忠實に

その分擔する點に勉め、他の者と融合して恰も一體の如く行動しなければならぬ。又分業に従事する者の地位は同等でないから、その受ける賃金も相違するのである。

分業は生産の結果を多くし、機械の發明や改良を促し、生産費を節約し、生産物の品質を優良にする等の利益がある。

然し分業は労働者の肉體及び精神上の發達を妨げることがあり、又女子や少年を使用し得るので、一方に於ては一般労働者の賃金を低減せしめ、又經濟社會の事情が變化してその勞力が不要となつた場合に、労働者が他の労働に轉業することが困難である等の弊害が伴つて居る。

資本 資本の意味に付ては學者の説明は色々であるが、資本とは生産又は營利の手段として用ひられ、又は用ひられ得る經濟價值で、通常貨幣を以て表現せられる物をいふとするのが妥當であらう。故に生産又は營利の手段でなければ資本ではない。又生産又は營利の手段として現に使用されるか、又は將來に於て使用し得べきものでなければ資本ではない。尙資本は具體的の財貨の總稱ではなく、貨幣を以て表現された經濟價值であるから、諸財貨を資本といふのは正當でない。資本は具體的には諸財貨の形態で存在するけれども、この諸財

貨そのものは所謂資本財で、資本そのものとは區別しなければならぬ。例へば資本十萬圓といへばそれを構成する機械、器具等の資本財を指すものでなく、一定の貨幣價值を以て抽象的に表現されたものを指すが如くである。資本は色々に分類することが出来るが、その主なるものは固定資本と流動資本とである。

固定資本は建造物、機械、器具等の如く、使用する毎に多少の減耗はあるが、長期に渉り永續して生産に用ひられる財貨で、一期の生産にその一部分を回収し得るに過ぎないものである。

流動資本は棉花、パルプ等の如き原料品又は石炭、石油などの燃料の如く、生産上一回の使用によつて、全部消費される財貨である。故にその全部は新生産物に變形して、直ちにその資本を回収し、更に繰返して數期の生産に運轉することが出来るから、これを運轉資本ともいふ。

### 第六章 企業

#### 第一節 企業の意義

企業とは土地、勞力及び資本の三要素を結合せしめて生産の

完成を期することである。然し生産が完成されても、必ずしも豫期した所の結果を得られないことがある。これを企業の危険といふ。企業の危険は今日の經濟社會では、單に生産上の結果ばかりでなく、交換取引上の損益も含まれる。企業の支配者となつて生産の三要素を結合せしめ、生産の技術上及び取引上の危険を負担する者を企業家と稱する。例へば工業家、商業家、農業者の如きである。企業家としては常に生産費の節約に努め、社會の需要に適應することに留意しなければならぬ。

企業は個人企業と共同企業、大企業と小企業とに分けることが出来る。個人企業は一個人が全責任を以て、生産又は營理事業の經營に當るもので、その企業より生ずる利潤も損失も皆個人に歸する。共同企業は二人以上の者が共同して、生産又は營理事業の經營に當るもので、その企業より生ずる損益は契約に基いてこれを分擔するのである。その主なるものは合名會社、合資會社、株式會社、組合等である。

大企業と小企業との區別については明白な標準がないので、吾人の常識によつて決するより外はない。例へば大資本を投じ多數の労働者を使用して、機械力により多量の生産を爲すのは大企業で、これと反對に小規模のものは小企業といふが如きで

ある。本章には大企業といはれて居るカルテル(企業聯合)とトラスト(企業合同)について説明する。

### 第二節 カルテル(企業聯合)

企業家が財貨を生産しても、他の企業家との競争で、損失を被むる場合が少なくない、又需要供給の關係から、生産過剰となることもある。是等の危険を防ぐために生れたのが企業聯合(カルテル)である。

カルテル(企業聯合)は同様の利害關係を有する獨立の企業家が、各自の獨立を保ちながら、その企業上の利益を保護するために結合するので、その契約によつて拘束される範圍は販賣方面が主で、生産方面は次である。例へば販賣條件や價格を定めたり、生産品の制限を協定して、競争を防いだりするのである。

カルテル(企業聯合)も亦一得一失を免れないが、實際殆んど全部の工業に行はれて居るやうである。

### 第三節 トラスト(企業合同)

カルテル(企業聯合)は同業者の聯合で、各自は獨立してゐたが協定の範圍で、生産の販賣を拘束されるに過ぎないのであ

るが、トラスト(企業合同)は、各自異なつた企業者間で、原料の關係とか、營業上何等かの關係あるものが結合して、その構成等は事實上各自の獨立を廢して單一の企業に融合するのである。その結果として企業の規模が多くなり、原料品の共同購入は莫大であるから、生産品は安價で製造され、人件費や廣告費等も大に節約されて、完全に統制的に經營される利益がある、然しこれにも又弊害を伴ひ、労働者を壓迫し、貧富の懸隔を益々大ならしめ、思想を悪化するの慮れがある。

## 第七章 交換

### 第一節 交換の意義

今日の經濟組織では、生産者が自らその財貨の消費者とならぬのが通常で、又生産者は市場を目的として、直接に消費者を目的としない場合がある。それで財貨が生産者の手を離れて、消費者の手に入るまでには數多の經路を經るので、この經路を生産物の流通といふのである。

交換は直接に財貨の形態、又は位置を變化せしめるものでなく、財貨に對する權利の所屬を轉換する法律行為である。現在の私有財産制度では個人が財貨を獨占することを保護し、これ

を權利として相互に侵害せず、而も相互の欲望を平和に満足せしめるには、各自の財貨について有する權利を轉換して、その所屬を換へることを認めて居る。これが交換の行はれる最大の理由である。

現今の市場に於ける取引を容易ならしめるものは貨幣で、交換は多く貨幣の媒介によつて行はれるが、又場合によつては信用で交換することもある。又實物と實物との直接交換によることもある。故に交換は貨幣取引、信用取引及び實物取引とに區別し得るが、今日では貨幣取引と信用取引とが併行されて居るのである。

### 第二節 貨幣交換

交換媒介としての貨幣 昔の交換は物と物との交換であつたが、世の進歩と共に經濟も複雑になると物々交換は不便となり、この不便を省く媒介として、貨幣と稱する交換媒介物が現はれたのである。物々交換では、その物に對する價格を評定する標準もなく、且價格の過不足に適合せしめることが困難である。貨幣は是等の弊を除くために生れたものであるから、貨物よりも輕便に蓄積し得られて、物々交換の不便を補

ひ、賣買交換を圓滑ならしめる要件を備へなくてはならぬ。即ち自由に分割されること、容量が少くして價値の大きいこと、價格の變動の少いこと、鑄造に適することの四條件を備へることを必要とするが、金屬中この要件と性能とを具有するものは、金銀以外にないから、各國とも金銀を以て貨幣を鑄造するのである。然し金銀でさへあれば、その何たるを問はず貨幣といふことは出来ぬ。國家が通貨として鑄造し、通貨たることを保證したものでなくてはならぬ。

**通貨の伸縮力** 貨幣が多過ぎるときは、自然に他に流出してその分量を減じ、少な過ぎるときは、自然に流入してその分量を増すことを貨幣の伸縮力といふ。貨幣はこの伸縮力によつて、價格に變動を來すことはないが、その伸縮力は貨幣が多いと、價格が低下し、物貨が騰貴するから、輸出が減少し、輸入超過となつて正貨が流出する。反對に貨幣が不足すると、その價格が高くなつて、物價が低下するから、輸出が増加し、正貨が流入して来る。かくの如く貨幣の伸縮力は物價の高下により、海外貿易によつて行はれるのである。

**一 貨幣の種類**  
**本位貨幣** 貨幣の本位制には單本位と、複本位と、並行本位と

の三種あり、單本位の中にも、金貨を本位とするものと、銀貨を本位とするものと、紙幣を本位とするものとの區別がある。いづれも國家の政策によつて行はれるが、現今では世界の文明國は、殆んど金貨を以て本位貨幣として居る。我國に於ける現行の貨幣制度は、純金の目方二分を以て價格の單位とし、これを圓と稱して居る。

**補助貨幣** 補助貨幣とは本位貨幣に對する言葉で、或る程度以上の金額は、その支拂に際してこれを受取ることを拒むことが出来る。我國の補助貨幣は銀貨と銅貨で、銀貨は十圓まで、銅貨は一圓までを限度とし、強制的に通用を許されて居る。

**二 紙幣の種類**  
**兌換紙幣** 兌換紙幣は所有者の要求次第、發行者に於て貨幣と交換すべきことを約した證券で、貨幣と同じく交換の媒介となり、價格の尺度となつて居る。

**不換紙幣** 不換紙幣は紙で作つた法貨であるから、法貨として定められた期間内は、兌換紙幣と同じく、その價格は貨幣と同様に通用するが、法律上の力を除去した場合は、何等の價値もないものであるから、貨幣や兌換券の如き伸縮力を有つてゐない。

**正貨準備** 我國の兌換紙幣は日本銀行から發行せられ、何時でも本位貨幣と引換へることが出来る。そのため日本銀行には、この引換に備へるため、正貨を準備してゐるが、實際に於て金貨は國內に流通して居ないから、準備された正貨は貿易其他、國際關係の取引を決済するために用ひられてゐる。又日本銀行は政府の公債、大藏省證券、確實なる商業手形又は證券を保證として、一億二千萬圓を限度として兌換券を發行することが出来る。これ以上の兌換紙幣を發行する場合、制限外發行と稱し、大藏大臣の許可を得、發行額に對して、一年百分の五以上の發行税を納めなければならぬ。

**第三節 信用交換**

信用とは或る期間他人に、自分の財産權を利用せしめることである。他人をして財産權を利用せしめるを目的とする取引を信用取引といふのである。

信用を受けた者は、受取つた財貨に對し、法律上これを使用し又は處分する權利を取得するので、例へば金銀の貸借や、物品の損賣等は信用取引であるが、他人の物を借りる貸借のやうなものは信用取引ではない。

信用を受けた者が、信用を與へた者に返済する財貨は、受取つた財貨でなく、單に種類、品質及び數量が同じものであるから、信用取引の目的は一定の財貨でなく、一定の價値に過ぎないのである。

信用を受けた者は、その受取つた財貨を利用して、その果實を取得することが出来るから、原則として信用を與へた者が、これに對して相當の報酬を受けるのである。

**一 信用の種類**  
**私信用と公信用** 私信用とは一個人又は私法團體が債務者である場合の信用で、これによつて得た債務を負債又は社債といふ。公信用とは國家又は公共團體が債務者である場合の信用で、これによつて得た債務を國債又は地方債といふ。

**對物信用と對人信用** 對物信用とは債務者が特定の動産又は不動産を以て擔保とする信用で、對人信用とは債務者の人格又は財産を信頼し、特定の財産を以て保證しない信用である。

**消費信用と生産信用** 消費信用とは負債の補填又は常費の不足等を補充するために利用される信用をいひ、生産信用とは或る企業を経営するために必要な資本を設備するために利用される信用をいふ。

## 二 信用形式

公債證書及び債券 公債は國家又は公共團體で發行し、債券は私法團體で發行する一種の貸借證書である。是等の證書は債券に所有者の氏名を記載するものを記名式といひ、記載しないものを無記名式といふ。記名式は安全であるが、これを融通するに不便である。又無記名式は融通に便利であるが、紛失、盜難の危険が多い。

手形 手形は一定の金額を一定の期日に、無條件に支拂はるべき旨を記載し、指圖式又は無記名式で發行する信用證券で、指圖式は手形に額面金額を名宛人又はその指圖人に支拂ふべき旨を記載するので、この手形は裏書に依つて移轉する、無記名式手形は支拂を受ける人を指定せず、手形の所持人を以て債權者とするので、裏書せずに移轉することが出来る。手形は約束手形、爲替手形及び小切手の三種である。

## 第八章 價格

### 第一節 價格の意義

價格は取引上、或る財貨が現實に他の財貨と交換される割合で、價格は交換による價值と價值との比例であるが、現今の經

濟社會で、財貨と財貨とを交換するのは甚だ稀れで、貨幣と財貨とが交換されるから、貨幣でいひ現はされた財貨の交換割合は價格である。

價格は價值とは異なる。價值は吾々が經濟生活を営むに當つて、財貨に對して抱く所の輕重の念で、欲望を満足する程度の認識ともいひ得るのである。又價值は一人一物を以て成立するから、價格のある物は必ず價值もあるけれども、價格は必ず二人で二物がなければ成立しないから、價值ある物は、何でも價格があるといふことは出来ない。又價格は私有財産制度の社會でなければ認められぬが、價值は共有財産制度の社會でも認めることが出来るのである。

### 第二節 價格變動の一般原因

價格の變動を支配する一般の原因は需要供給の増減、效用の變化、生産費の高低等である。

需要供給の増減 需要とは一定の貨幣を提供して、或る一定の財貨を得やうとする要求で、供給はこれと反對に、一定の貨幣を要求して、或る一定の財貨を提供することをいふのである。財貨の價格は需要供給の法則によつて支配される。需要

が多く供給が少ないときは、競争してこれを求めるから財貨の價格は騰貴する。反對に供給が多く需要が少ないときは、競争して賣るから財貨の價格は下落する。然し實際には、價格が騰ると、その財貨の需要が少くなり、供給が多くなつて下落すると、需要は増加して、供給が少くなるのが常で、この需要供給の因果關係によつて財貨の價格は調節されて行くのである。

效用の變化 效用の變化は財貨の品質や作用について起る變更である。價值の變更は財貨自體の變更に關係を有するから、價格の變動に財貨自體の變更が關係を有する。例へば生絲が改良されたために高價となり、羽二重が粗悪になつたために低價となり、土地が改良されたために地代が騰貴するが如きはその例である。

生産費の高低 價格は需要供給によつて決定され、需要が増加すると價格は騰貴し、供給が増加すると價格は下落する。然しこの價格は一時的の價格である。この變動後の價格は一時的でなく、永久的の自然價格である。そしてこの價格は財貨の生産費に相當する價格となるから、生産費の高低は價格變動の原因となるのである。

### 第三節 價格の法則と競争との關係

前節に説明した價格の變動を支配する法則は、供給に關する競争の自由な場合に限られるが、供給状態の如何によつて競争の自由と不自由とがある。これがために價格及び生産費に關する一般法則と支配を異にするのである。

供給に絶對的の制限ある場合 この場合は競争は絶對的に制限を受ける。例へば書畫、骨董品の如きは、その價格と生産費とは全く關係なく、これを所有する者は獨占的地位に在るから、その意思に従つて價格を要求することが出来るので、往々驚くべき高價になる物がある。

供給に相對的の制限ある場合 この場合は生産費を増加しなければ、生産を増加し得ないから、競争の行はれる範圍が狭い。例へば農産物の如きで、その價格は生産費によつて決定されるので、生産費以下に下落もしないが、又生産費以上に著しく騰貴もしないのである。

供給を増加し得る場合 この場合は工業品の如く、物品を生産するに必要な生産費を特に増加せずに、供給を増加し得るから、自由競争に最も適する。この場合に價格が生産費よりも

高く昂騰するときは、生産者は多くの利益を得るから、これを生産する競争者が増加し、遂に供給を増大して、その結果價格は下落する。そして下落して價格が生産費を償ふことが出来なくなると、自ら競争者の数を減じ、供給を減少するから、永く生産費以下に下落することはない。このやうに物價は需要供給の増減によつて昂低し、結局生産費によつて決定され、自然價格に復するのである。

### 第九章 物 價

#### 第一節 物價の意義及び種類

物價とは實物と實物又は通貨との交換價格を意味する。其一方が必ず實物であるから、この名稱を付けたのである。例へば米價又は地價といふが如し。物價は交換する一方が必ず實物で他の一方は通貨又は實物であるから、これを眞價と市價とに分けることが出来る。  
眞價 眞價は實物が實物に對する價格のことで、例へば米一石と麥二石と交換するときに米一、麥二の價格と言ひ、又金一匁と銀六十匁と交換するときに、金一、銀六十の相場といふが如きである。眞價は價格が或る物の單位に對する他物の交

換量であるから、物の眞價は一體に騰貴したり、低落したりすることはない。例へば金の需要が多くなつて金價が高いといふのは、必ずその一面に銀價の下落を意味するので、一の眞價は必ず他物と反對の變動をなすのである。  
市價 市價は物の通貨價格を指すので、例へば米一石と通貨四十圓と交換されるときは、米價一石、金四十圓といふが如きである。

市價は或る財貨と通貨とを別個に見て、實物の方面から付けた名稱であるから、一般に騰貴したり、一般に下落するところがある。通貨は總ての價格の標準で法定の價値があり、その價値は一般市價の尺度として計算上變らないものと見なければならぬ。故に通貨の眞價が變動してもこれを通貨の變動といはず、一般物價の反對變動といふのを普通とする。それでこの場合には實物の市價に一般の騰貴又は下落を見る譯である。併し市價は必ずしも一般の騰貴又は下落であるといふことを得ない。何故なれば市價の變動には通貨のみに對する一般變動と、通貨及び他物に對する特別變動と、又一般及び特別の混合變動とがあるからである。

#### 第二節 物價變動の原因

物價が騰貴し又は下落するのは次の原因に基くのである。  
品質の良否 物の品質とは財貨の性状及び效用のことをいふのである。物には消費物と固定資本物とがある。消費物はその效用の改良によつて市價が騰貴し、粗造に依つて市價が下落する。固定資本物である土地家屋等は、夫れより生ずる収入の全體が増加するときは市價が騰貴し、減少するときは市價が低落する。

供給量の増減 物價は物の供給する數量の増加、減少に反比例して、騰貴又は低落することは前に述べた通りである。この供給量が増加又は減少する原因は生産額の増減、輸入額の増減、生産費の増減等である。

支拂資金の増減 物の市價を支拂する反對の交換物は通貨で、これを支拂資金といふ。支拂資金の増加又は減少によつて、市價も騰貴又は低落する。そして支拂資金が市場に増減する原因は、物に對する需要高、支拂力の消長等である。

通貨の價値 通貨は全體として、必ずしも常に不變不動の品質又は價値を有するものといふことは出来ない。故に通貨の

供給が多くして、需要が少ないと、その價値(購買力)が下落し、これと反對に、通貨の需要が多くてその供給が少ないとその價値は騰貴する。故に何等かの原因で、社會に通貨が増加し、財貨の數量の増加がこれに伴はないと、一方には人々の財貨に對する購買力は益々増加し、他方では通貨を得るために、財貨を賣らうとする者も減少し、需要の増加と供給の減少と相俟つて財貨の價格を高めるので、物價は騰貴する。これと反對に通貨の數量が減少すると、人々の財貨に對する購買力が減少し、又一方に財貨を賣つて、通貨を得やうとする者が多くなるから、勢ひ物價は下落するに至るのである。

#### 第三節 物價變動の結果

物價が騰貴すると、下落した通貨を收入し、これで騰貴した物品(財貨)を購入するから、國家の費用に増加を來し、外國品の輸入を増加し、生産品によつては、その企業者の利益を増加するから、利子、地代、勞銀等も騰貴するが、勞働者は高い物品を購入するから、結局不利益を受くることになる。又金錢債權者には不利益である。  
物價が下落すると、大體に於て企業者の不利、衰勢を來し、

地代、利子、勞銀等も低落するが、消費者は一般に利益を受け、尙輸出は増加する傾向になる。國費は減少するけれども收入金も亦減少する。この場合には勞働者の失業する者が増加することが多い。

### 第十章 分配及び消費

#### 第一節 所得

生産は勞働と土地と資本とによつて行はれるが、この三つの要素は、一人が悉く提供する場合は少なく、普通は甲は勞働、乙は土地、丙は資本といふ如く、各別々にこれを提供し、三者の合同により、財貨を生産する場合が多く、従つて財貨を生産して得た所の純収益は、これを三人の間に分配せられ、甲の所得は勞働に對する勞銀(報酬)となり、乙の所得は土地を使用せしめた地代となり、丙の所得は資本を利用せしめた利子となり、企業者の所得は企業に依る利潤となるのである。

#### 第二節 勞銀

勞銀は契約によつて企業家のためになした勞働に對して受ける報酬である。勞銀制度は時間拂制と出來高拂とに區別するこ

とが出来る。前者は日、月等の時間を標準として勞働者に一定の勞銀を支拂ふもので、後者は勞働者の爲した勞働の結果によつて一定の勞銀を支拂ふことをいふ。勞銀は生産費の重要な部分をなすのであるから、企業家は成るべく少なきを欲し、勞働者はこれで生活するのであるから少しでも多いのを希望する。そのために兩者の利害を調和するに困難であるが、企業家が眞實に希望する所は、勞銀の多少よりも生産費の節約と利益の増加にあるので、勞働者に比較的多く勞銀を與へても、この目的に副ふならば勞働者の増加は苦痛ではない。これがために賞與制度と利益分配制度とが生れたのである。

#### 第三節 地代

地代は土地使用の報酬として受ける分配所得である。即ち土地の生産力を使用することによつて受ける利益に對し、分配される所得を地代といふ。地代は自然上の地代と事實上の地代とに區分し、又事實上の地代を更に年期地代、慣習地代、競争地

代等に分けることが出来る。

地代も價格の一種であるから、その變動は價格一般の法則に従ひ、土地の生産力の價值、土地使用の需要供給によつて支配されるのである。

#### 第四節 利子

利子は資本を他人に使用せしめたのに對し、その報酬として資本家の受ける分配所得である。資本は生産者の一人が使用する間は、他人がこれを使用し得ないから、資本家がこれを他人に使用せしめたために、自分が使用し得ない補償として相當の報酬を受ける権利があり、又使用者はこれを支拂ふ義務がある。これを純利子といふ。また資本を他人に使用せしめるときは、多少これを失ふ危険があり、この危険を免れるため保険料を請求する。この保険料は利子の本來の性質でなく、企業の利潤に屬する。併しこれは純利子と區別すべきもので、保険料と純利子とを合せたものを一般に利子といひ、學術上これを總利子と稱する。彼の利子歩合とか利率といふのはこれを稱するのである。

利子歩合の高きは、貸付通貨資本の需要供給によつて定ま

り、利子歩合に直接關係があるのは通貨資本の中期時に貸付け得るものに限られる。そして貸付資本は通例銀行の手元にあるので、銀行をして融通せしめるのが最も便利である。假令その國の通貨が膨脹しても、國內に散布して直ちにこれを利用し得ないときは、貸付通貨資本の供給は比較的多くない譯である。然しこの場合に銀行が利子歩合を高くすると、是等の散在して居る通貨は銀行に集つて來るから、貸付通貨資本は自から潤澤になるのである。

#### 第五節 利潤

利潤は企業家が企業をなすために收める報酬で、企業家はその得た生産の總收入から、生産費用を控除した殘餘を指すのである。利潤は企業を経営する者の收める所得で、小規模の企業をする者にあつては、その危険の程度が少ないだけこれを明かに認識し得るけれども、規模の大きな企業ではこれを經營する者は、豫めその利用する土地、勞力、資本に對して報酬を計算し、尙相當の利潤がなければ企業をなさないものである。然し利潤は一定の期間企業を経営した後、その企業から生じた總收入の中から、これに要した總ての費用を控除しなければ、その



有無や額の多少も判然しないので、企業家は自己の獨創にかゝる豫算と、豫期の出来ない危険とで生産要素を結合するといふのはこのことを指すのである。

利潤は企業家が需要又は市場の状況を豫測して、これに適する目的で、生産要素を結合するによつて生ずるものであるから、企業家が豫期する利潤を得るには、その生産した物品を豫期した價格で賣却しなければならぬ。

### 第六節 消費

消費は物からいへば價値の消滅で、人からいへば生活の目的である。そして價値は欲望と物能との關係であるから、價値の消滅は物能の消耗によるのみでなく、欲望の消耗によるものをも含むのである。

消費が生産的であるか、又は不生産的であるかを區別するには、その結果によらねばならぬ。故らに不生産的に消費するのは、極力排斥する必要があるが、奢侈に至つては必ずしもこれを不生産の消費と同視することは出来ないものがある。我々人類の生活目的は、成るべく僅少の費用で、多量の生産をなすばかりでなく、安寧幸福を得やうとするにある。そしてこの目的は人類の精神上並に肉體上、完全に發達し得る幸福の生

活を営むによつて、始めて達成されるのであるから、奢侈そのものは絶対に排斥すべきものではない、要は唯それが適當であるか否かを考察するにある。

### 第七節 消費と生産の均衡

生産は消費の必要條件で、同時に消費は亦生産の必要條件であるから、生産と消費とは相伴つて發達すべきものである。故に經濟社會の發達上重要な條件は、消費と生産とが常に同一の歩調を保つことが必要である。然しながら消費の數量は財産及び所得の分配如何により、所得の剩餘を安全に利用し得るかどうかにより、又國家及び公共團體の消費の方法及び數量によつて時々變動する。是等の事情も亦一國の生産高に依つて支配されるのであるから、消費は大體に於て生産及び生産によつて得る所得を越ゆることは出来ないものである。

生産高が増加するときは消費が増加し、消費高が増加すると、生産が増加する傾向があるから、消費と生産との間には相互に一方が増加すると、自然他の一方が亦増加する關係があつて、消費と生産とは常に均衡を保ちつゝ發達するので、兩者の間には永久の不均衡はないのである。然し一時的の不均衡は往

々ある。例へば或る生産品の販賣が供給過多又は需要過多を生じ、一時價格の變動を見るが如きこともある。又金融とか信用の紛亂に原因する場合は、經濟社會一般に不均衡を來すことが多い。かゝる場合は經濟社會の活動が一時停止の状態に陥ることがある。

### 第八節 消費と生産の不均衡(恐慌)

消費及び生産の急激な不均衡により、經濟上の一時の混亂的狀態を經濟上の恐慌といつて居る。この恐慌は商業上の恐慌、貨幣上の恐慌、信用上の恐慌とに分けることが出来るのである。

商業上の恐慌は直接に商業上起るもので、その原因は主に需要の激減による超過から來るけれども、又同盟罷工や凶作のために供給が激減した場合にも起ることがある。

貨幣上の恐慌は貨幣市場の激變によつて起るもので、その原因は色々あるが、最も恐るべきは紙幣の濫發から來るものである。紙幣を濫發すると物價は高くなり、投機心及び奢侈心を煽つて、信用取引を閉止し、その結果として破産者の續出を見るに至るのである。

信用上の恐慌は信用取引の紛亂から起るもので、現在の經濟社會では最も發生する處れがある。それは信用取引が頻繁になるに従つて資本を集めることが容易であるから、その結果利益の如何を顧みずに、専ら信用力を擴張し、自ら投機の渦中に投ずる者が相次いで出で、その結果或は生産過剩となつたり、或は消費過多となつたり、又泡沫會社を設立する者が多くなつて、多額の資本を固定させ、その結果株式其他の有價證券が暴落し、これがため資本を供給した銀行等も亦破産して、經濟社會は非常の混亂を呈するに至るのである。

恐慌は相互に關連するもので、各種別個に終始するのは甚だ稀れである。信用上の恐慌は商業上の恐慌の原因となり、商業上の恐慌は亦信用上の恐慌の原因となり、又貨幣上の恐慌も信用を攪亂し、延いて商業上の恐慌を起すに至るものである。

恐慌はその始めは單に局部に發生するに過ぎないが、その結果は關係する産業に影響し、延いて一般經濟社會の恐慌となるのである。故にこれが根本的の豫防策としては、常に有害無益の消費を抑制し、無謀の生産と信用の濫用を防ぎ、生産と消費との均衡を保つやうに努めなければならぬ。

### 第十一章 諸利息早見表

#### 第一節 利子早見表

(本表は元金一圓に對する每分利子各年の蓄積額である。複利毎一年利子元金繰入。)

年	單利	五分	六分	七分	八分	九分	一割	一割一分	一割二分	複利	三分	四分	五分	六分	七分	八分	一割
一	〇・一〇五	〇・〇一五	〇・〇二〇	〇・〇二五	〇・〇三〇	〇・〇三五	〇・〇四〇	〇・〇四五	〇・〇五〇	一	一・〇三〇	一・〇四〇	一・〇五〇	一・〇六〇	一・〇七〇	一・〇八〇	一・〇九〇
二	〇・二一〇	〇・〇三〇	〇・〇四〇	〇・〇五〇	〇・〇六〇	〇・〇七〇	〇・〇八〇	〇・〇九〇	〇・一〇〇	二	一・〇六〇	一・〇八〇	一・一〇〇	一・一二〇	一・一四〇	一・一六〇	一・一八〇
三	〇・三一五	〇・〇四五	〇・〇六〇	〇・〇七五	〇・〇九〇	〇・一〇五	〇・一二〇	〇・一三五	〇・一五〇	三	一・〇九〇	一・一二〇	一・一五〇	一・一八〇	一・二一〇	一・二四〇	一・二七〇
四	〇・四二〇	〇・〇六〇	〇・〇八〇	〇・一〇〇	〇・一二〇	〇・一四〇	〇・一六〇	〇・一八〇	〇・二〇〇	四	一・一二〇	一・一六〇	一・二〇〇	一・二四〇	一・二八〇	一・三二〇	一・三六〇
五	〇・五二五	〇・〇七五	〇・一〇〇	〇・一二〇	〇・一四〇	〇・一六〇	〇・一八〇	〇・二〇〇	〇・二二〇	五	一・一五〇	一・二〇〇	一・二五〇	一・三〇〇	一・三五〇	一・四〇〇	一・四五〇
六	〇・六三〇	〇・〇九〇	〇・一二〇	〇・一五〇	〇・一八〇	〇・二一〇	〇・二四〇	〇・二七〇	〇・三〇〇	六	一・一八〇	一・二40	一・三〇〇	一・三60	一・四20	一・四80	一・五40
七	〇・七三五	〇・一二〇	〇・一六〇	〇・二〇〇	〇・二四〇	〇・二八〇	〇・三二〇	〇・三五〇	〇・三九〇	七	一・二一〇	一・二80	一・340	一・400	一・460	一・520	一・580
八	〇・八四〇	〇・一三五	〇・二〇〇	〇・二五〇	〇・三〇〇	〇・三五〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	八	一・二四〇	一・320	一・380	一・440	一・500	一・560	一・620
九	〇・九四五	〇・一六五	〇・二二〇	〇・二七〇	〇・三二〇	〇・三七〇	〇・四二〇	〇・四七〇	〇・五二〇	九	一・二七〇	一・360	一・420	一・480	一・540	一・600	一・660
一〇	一・〇五〇	〇・一七五	〇・二四〇	〇・三〇〇	〇・三五〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	〇・五五〇	一〇	一・三〇〇	一・400	一・460	一・520	一・580	一・640	一・700
一〇	一・一五〇	〇・一八五	〇・二六〇	〇・三二〇	〇・三八〇	〇・四三〇	〇・四八〇	〇・五三〇	〇・五八〇	一〇	一・三三〇	一・440	一・500	一・560	一・620	一・680	一・740
一〇	一・二五〇	〇・一九〇	〇・二八〇	〇・三四〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	〇・五五〇	〇・六〇〇	一〇	一・三六〇	一・480	一・540	一・600	一・660	一・720	一・780
一〇	一・三五〇	〇・二〇〇	〇・三〇〇	〇・三五〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	〇・五五〇	〇・六〇〇	一〇	一・三九〇	一・520	一・580	一・640	一・700	一・760	一・820
一〇	一・四五〇	〇・二一〇	〇・三二〇	〇・三七〇	〇・四二〇	〇・四七〇	〇・五二〇	〇・五七〇	〇・六二〇	一〇	一・四二〇	一・560	一・620	一・680	一・740	一・800	一・860
一〇	一・五五〇	〇・二二〇	〇・三四〇	〇・三九〇	〇・四四〇	〇・四九〇	〇・五四〇	〇・五九〇	〇・六四〇	一〇	一・四五〇	一・600	一・660	一・720	一・780	一・840	一・900
一〇	一・六五〇	〇・二三〇	〇・三五〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	〇・五五〇	〇・六〇〇	〇・六五〇	一〇	一・四八〇	一・640	一・700	一・760	一・820	一・880	一・940
一〇	一・七五〇	〇・二四〇	〇・三六〇	〇・四一〇	〇・四六〇	〇・五一〇	〇・五六〇	〇・六〇〇	〇・六五〇	一〇	一・五一〇	一・680	一・740	一・800	一・860	一・920	一・980
一〇	一・八五〇	〇・二五〇	〇・三八〇	〇・四三〇	〇・四八〇	〇・五三〇	〇・五八〇	〇・六三〇	〇・六八〇	一〇	一・五四〇	一・720	一・780	一・840	一・900	一・960	一・〇二〇
一〇	一・九五〇	〇・二六〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	〇・五〇〇	〇・五五〇	〇・六〇〇	〇・六五〇	〇・七〇〇	一〇	一・五七〇	一・760	一・820	一・880	一・940	一・〇〇〇	一・〇六〇
一〇	二・〇五〇	〇・二七〇	〇・四二〇	〇・四七〇	〇・五二〇	〇・五七〇	〇・六二〇	〇・六七〇	〇・七二〇	一〇	一・六〇〇	一・800	一・860	一・920	一・980	一・〇四〇	一・一〇〇
一〇	二・一五〇	〇・二八〇	〇・四4〇	〇・四九〇	〇・五四〇	〇・五九〇	〇・六四〇	〇・六九〇	〇・七四〇	一〇	一・六三〇	一・840	一・900	一・960	一・〇二〇	一・〇八〇	一・一四〇
一〇	二・二五〇	〇・二九〇	〇・四6〇	〇・五一〇	〇・五六〇	〇・六一〇	〇・六六〇	〇・七一〇	〇・七六〇	一〇	一・六六〇	一・880	一・940	一・〇〇〇	一・〇六〇	一・一二〇	一・一八〇
一〇	二・三五〇	〇・三〇〇	〇・48〇	〇・五三〇	〇・五八〇	〇・六三〇	〇・六八〇	〇・七三〇	〇・七八〇	一〇	一・六九〇	一・920	一・980	一・〇四〇	一・一〇〇	一・一六〇	一・二二〇
一〇	二・四五〇	〇・三一〇	〇・50〇	〇・五五〇	〇・六〇〇	〇・六五〇	〇・七〇〇	〇・七五〇	〇・八〇〇	一〇	一・七二〇	一・960	一・〇二〇	一・〇八〇	一・一四〇	一・二〇〇	一・二六〇
一〇	二・五五〇	〇・三二〇	〇・52〇	〇・五七〇	〇・六二〇	〇・六七〇	〇・七二〇	〇・七七〇	〇・八二〇	一〇	一・七五〇	一・〇〇〇	一・〇六〇	一・一二〇	一・一八〇	一・二四〇	一・三〇〇
一〇	二・六五〇	〇・三三〇	〇・54〇	〇・五九〇	〇・六四〇	〇・六九〇	〇・七四〇	〇・七九〇	〇・八四〇	一〇	一・七八〇	一・〇20	一・〇八〇	一・一四〇	一・二〇〇	一・二六〇	一・三二〇
一〇	二・七五〇	〇・三四〇	〇・56〇	〇・六一〇	〇・六六〇	〇・七一〇	〇・七六〇	〇・八一〇	〇・八六〇	一〇	一・八〇〇	一・〇40	一・一〇〇	一・一六〇	一・二二〇	一・二八〇	一・三四〇
一〇	二・八五〇	〇・三五〇	〇・58〇	〇・六三〇	〇・六八〇	〇・七三〇	〇・七八〇	〇・八三〇	〇・八八〇	一〇	一・八三〇	一・〇60	一・一二〇	一・一八〇	一・二四〇	一・三〇〇	一・三六〇
一〇	二・九五〇	〇・三六〇	〇・60〇	〇・六五〇	〇・七〇〇	〇・七五〇	〇・八〇〇	〇・八五〇	〇・九〇〇	一〇	一・八六〇	一・〇80	一・一四〇	一・二〇〇	一・二六〇	一・三二〇	一・三八〇
一〇	三・〇五〇	〇・三七〇	〇・62〇	〇・六七〇	〇・七二〇	〇・七七〇	〇・八二〇	〇・八七〇	〇・九二〇	一〇	一・八九〇	一・一〇〇	一・一六〇	一・二二〇	一・二八〇	一・三四〇	一・四〇〇
一〇	三・一五〇	〇・三八〇	〇・64〇	〇・六九〇	〇・七四〇	〇・七九〇	〇・八四〇	〇・八九〇	〇・九四〇	一〇	一・九二〇	一・一二〇	一・一八〇	一・二四〇	一・三〇〇	一・三六〇	一・四二〇
一〇	三・二五〇	〇・三九〇	〇・66〇	〇・七一〇	〇・七六〇	〇・八一〇	〇・八六〇	〇・九一〇	〇・九六〇	一〇	一・九五〇	一・一40	一・二〇〇	一・二六〇	一・三二〇	一・三八〇	一・四四〇
一〇	三・三五〇	〇・四〇〇	〇・68〇	〇・七三〇	〇・七八〇	〇・八三〇	〇・八八〇	〇・九三〇	〇・九八〇	一〇	一・九八〇	一・一60	一・二20	一・二八〇	一・三四〇	一・四〇〇	一・四六〇
一〇	三・四五〇	〇・四一〇	〇・70〇	〇・七五〇	〇・八〇〇	〇・八五〇	〇・九〇〇	〇・九五〇	一・〇〇〇	一〇	二・〇〇〇	一・一80	一・二40	一・三〇〇	一・三六〇	一・四二〇	一・四八〇
一〇	三・五五〇	〇・四二〇	〇・72〇	〇・七七〇	〇・八二〇	〇・八七〇	〇・九二〇	〇・九七〇	一・〇二〇	一〇	二・〇三〇	一・二〇0	一・二60	一・三20	一・三80	一・四40	一・五〇〇
一〇	三・六五〇	〇・四三〇	〇・74〇	〇・七九〇	〇・八四〇	〇・八九〇	〇・九四〇	〇・九九〇	一・〇四〇	一〇	二・〇六〇	一・二20	一・280	一・三四〇	一・四〇〇	一・四60	一・五20
一〇	三・七五〇	〇・四四〇	〇・76〇	〇・八一〇	〇・八六〇	〇・九一〇	〇・九六〇	一・〇一〇	一・〇六〇	一〇	二・〇九〇	一・240	一・300	一・360	一・四20	一・四80	一・五40
一〇	三・八五〇	〇・四五〇	〇・78〇	〇・八三〇	〇・八八〇	〇・九三〇	〇・九八〇	一・〇三〇	一・〇八〇	一〇	二・一二〇	一・260	一・320	一・380	一・四40	一・五〇〇	一・五60
一〇	三・九五〇	〇・四六〇	〇・80〇	〇・八五〇	〇・九〇〇	〇・九五〇	一・〇〇〇	一・〇五〇	一・一〇〇	一〇	二・一五〇	一・300	一・360	一・420	一・480	一・五40	一・六〇〇
一〇	四・〇五〇	〇・四七〇	〇・82〇	〇・八七〇	〇・九二〇	〇・九七〇	一・〇二〇	一・〇七〇	一・一二〇	一〇	二・一八〇	一・340	一・400	一・460	一・520	一・580	一・六40
一〇	四・一五〇	〇・四八〇	〇・84〇	〇・八九〇	〇・九四〇	〇・九九〇	一・〇四〇	一・〇九〇	一・一四〇	一〇	二・二一〇	一・380	一・440	一・500	一・560	一・620	一・六八〇
一〇	四・二五〇	〇・四九〇	〇・86〇	〇・九一〇	〇・九六〇	一・〇一〇	一・〇六〇	一・一一〇	一・一六〇	一〇	二・二四〇	一・420	一・480	一・540	一・600	一・660	一・七20
一〇	四・三五〇	〇・五〇〇	〇・88〇	〇・九三〇	〇・九八〇	一・〇三〇	一・〇八〇	一・一三〇	一・一八〇	一〇	二・二七〇	一・460	一・520	一・580	一・640	一・700	一・七60
一〇	四・四五〇	〇・五一〇	〇・90〇	〇・九五〇	一・〇〇〇	一・〇五〇	一・一〇〇	一・一五〇	一・二〇〇	一〇	二・三〇〇	一・500	一・560	一・620	一・680	一・740	一・八〇〇
一〇	四・五五〇	〇・五二〇	〇・92〇	〇・九七〇	一・〇二〇	一・〇七〇	一・一二〇	一・一七〇	一・二二〇	一〇	二・三三〇	一・540	一・600	一・660	一・720	一・780	一・八40
一〇	四・六五〇	〇・五三〇	〇・94〇	〇・九九〇	一・〇四〇	一・〇九〇	一・一四〇	一・一九〇	一・二四〇	一〇	二・三六〇	一・580	一・640	一・700	一・760	一・820	一・八80
一〇	四・七五〇	〇・五四〇	〇・96〇	一・〇一〇	一・〇六〇	一・一一〇	一・一六〇	一・二一〇	一・二六〇	一〇	二・三九〇	一・620	一・680	一・740	一・800	一・860	一・九20
一〇	四・八五〇	〇・五五〇	〇・98〇	一・〇三〇	一・〇八〇	一・一三〇	一・一八〇	一・二三〇	一・二八〇	一〇	二・四二〇	一・660	一・720	一・780	一・840	一・900	一・九60
一〇	四・九五〇	〇・五六〇	一・〇〇〇	一・〇五〇	一・一〇〇	一・一五〇	一・二〇〇	一・二五〇	一・三〇〇	一〇	二・四五〇	一・700	一・760	一・820	一・880	一・940	二・〇〇〇
一〇	五・〇五〇	〇・五七〇	一・〇二〇	一・〇七〇	一・一二〇	一・一七〇	一・二二〇	一・二七〇	一・三二〇	一〇	二・四八〇	一・740	一・800	一・860	一・920	一・980	二・〇四〇
一〇	五・一五〇	〇・五八〇	一・〇四〇	一・〇九〇	一・一四〇	一・一九〇	一・二四〇	一・二九〇	一・三四〇	一〇	二・五一〇	一・780	一・840	一・900	一・960	二・〇二〇	二・〇八〇
一〇	五・二五〇	〇・五九〇	一・〇六〇	一・一一〇	一・一六〇	一・二一〇	一・二六〇	一・三一〇	一・三六〇	一〇	二・五四〇	一・820	一・880	一・940	二・〇〇〇	二・〇六〇	二・一二〇
一〇	五・三五〇	〇・六〇〇	一・〇八〇	一・一三〇	一・一八〇	一・二三〇	一・二八〇	一・三三〇	一・三八〇	一〇	二・五七〇	一・860	一・920	二・〇〇〇	二・〇六〇	二・一二〇	二・一八〇
一〇	五・四五〇	〇・六一〇	一・一〇〇	一・一五〇	一・二〇〇	一・二五〇	一・三〇〇	一・三五〇	一・四〇〇	一〇	二・六〇〇	一・900	一・960	二・〇〇〇	二・〇六〇	二・一二〇	二・一八〇
一〇	五																

第三節 日歩年利換算表 (本表は一年を三百六十五日として換算したるものなり)

Table with columns for '日歩' (Daily rate) and '年利' (Annual rate) for various interest rates from 0.5% to 3.5%.

第四節 公債、株式市價利廻表

本表は公債株式額面五十圓何分利附を市價何圓にて買つたら何分の利廻となるかを早見するたためにつつたもののである。例へば額面五十圓四分利附の公債を市價四十三圓で買つた時には四十三圓の縦行と四分の横行とを引合せて四分六厘五毛なるを知るそれが利廻である

Table with columns for '市價' (Market price), '五厘' (5厘), '一分' (1分), '二分' (2分), '三分' (3分), '四分' (4分), '五分' (5分), '六分' (6分), '七分' (7分), '八分' (8分), '九分' (9分), and '一割' (1割) for various interest rates from 0.5% to 3.5%.

Table with columns for '市價' (Market price), '五厘' (5厘), '一分' (1分), '二分' (2分), '三分' (3分), '四分' (4分), '五分' (5分), '六分' (6分), '七分' (7分), '八分' (8分), '九分' (9分), and '一割' (1割) for various interest rates from 0.5% to 3.5%.

六一	〇・〇五二	〇・〇八二	〇・一六四	〇・二四六	〇・三二八	〇・四〇〇	〇・四九二	〇・五七四	〇・六五六	〇・七三八	〇・八六〇
六二	〇・〇五〇	〇・〇八一	〇・一六一	〇・二四二	〇・三二五	〇・四〇五	〇・四八四	〇・五六五	〇・六四五	〇・七二六	〇・八〇六
六三	〇・〇五〇	〇・〇七九	〇・一五九	〇・二三八	〇・三二七	〇・三九七	〇・四七六	〇・五五六	〇・六三五	〇・七二四	〇・七九〇
六四	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
六五	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
六六	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
六七	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
六八	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
六九	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七〇	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七一	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七二	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七三	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七四	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七五	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七六	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七七	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七八	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
七九	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八〇	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八一	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八二	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八三	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八四	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八五	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八六	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八七	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八八	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
八九	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九〇	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九一	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九二	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九三	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九四	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九五	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九六	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九七	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九八	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
九九	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一
一〇〇	〇・〇五〇	〇・〇七八	〇・一五六	〇・二三四	〇・三二二	〇・三九二	〇・四七一	〇・五五二	〇・六四二	〇・七〇三	〇・七八一

第十一章 外國度量衡及貨幣換算表

第一節 外國度量衡換算表

國	英	那	支	
	哩(八〇鎖) 鎖(二二碼) 碼(三呎) 呎(一二吋) 吋(每吋) 平方哩(六四〇哩) 哩(四八四〇平方碼)四段二四步一七一	里(一八〇丈) 丈(一〇尺) 尺(十分ノ一尺)一寸一分八二 寸(一〇尺) 五町二三九	斗 升 斤 擔(一〇〇斤)一六貫一二六 兩(十六分ノ一斤)一〇匁八	度 附面積 一分五毛六 一寸一分八二 一尺一寸八分二六 一丈一尺八寸二分 五町二三九 升斗 五升七合二勺 五合七勺 斤 一六匁二六 一六貫一二六 一〇匁八
	ガロン(水量) クォールト(水量)六合三勺〇〇三四 (四分ノ一) 物(數量) クォーター ベツク ラスト	二升五合一勺九 六合三勺〇〇三四 二斗一合六勺一 一石六斗一升三合八勺九 五升四合餘 一六石一斗二升二合弱	ストリン 一貫六九三匁四分一厘 グレイン(輕量)一厘七毛二七九七 オンス 八匁二分九厘四毛二六 封度(一二) 九匁五分三厘一毛 オンス(重量) 封度(一六) 七匁五分五厘九毛八七 一二〇匁九分五厘八毛 本(二三封度) 一三貫五四七匁二分九 シヨット噸 輕噸(二〇〇封度) 二四一貫九一六匁	

米		國	
噸(二七〇碼)	一四町四五間八寸五分	ガロン (乾量)	一升四合四勺二
碼(三呎)	三尺一分七厘三毛	ガロン (液量)	二升九勺八四六
呎(一二吋)	一尺五厘八毛四	ブツシエル(乾量)	一斗九升五合三勺五
吋	八分三厘八毛二		
噐	四段二四歩一七九ガ	グレイン(輕量)	一厘七毛二七九九
		オンス	八分二分九厘四毛三五
		封度	九九分五分三厘二毛一
		オンス(重量)	七分五分五厘九毛九五
		封度(一六)	一二〇分九厘五厘九毛
		本(二三封度)	三貫五四分四分八毛
		輕噸(二〇〇封度)	二四一貫九一八分四分
		重噸	二二四〇封度二〇本

### 第二節 各國貨幣の換算表

英國		獨逸		和蘭		支那國		英領印度	
磅(二十志)	九・七六三〇	馬克	〇・四七六〇	ギルド	〇・八六三〇	留(百コベ)	一・〇三三〇	厘(カッシュ)	〇・〇〇一五
志(十二片)	〇・四八八一	布	〇・〇〇四八	西班牙	〇・〇一〇〇	コベツク	〇・〇一〇〇	海關兩(百兩)	上海兩
片(シツ)	〇・〇四〇一	佛、白、瑞西	〇・〇〇四八	ベセタ	〇・三三七〇	兩(テール)	(十錢)	英領印度	〇・六六二〇
フアシ	二・〇一〇一	法(百參)	〇・三三七〇	葡萄牙	二・二六八〇	上海兩	一・五〇〇〇	留比	〇・六六二〇
弗銀(テール)	一・一〇四〇	伊	〇・〇〇三六	土耳其	〇・〇八〇〇	天津兩	一・五八四〇	暹羅	〇・七三三〇
香港弗銀	一・一〇四〇	リラ(百參)	〇・三三七〇	ピアストル	〇・〇八〇〇	漢口兩	一・五三七〇	チカル	〇・七三三〇
一ドル	一・一〇四〇	丁抹、瑞典、諾威	〇・〇〇三八	塊	〇・〇四七〇	錢(メース)	(十分)	墨其西哥	一・一一一〇
米	二・〇〇六〇	クロイン	〇・五三八〇	露	〇・〇四七〇	フエン	〇・一五三〇	弗(百仙)	〇・〇一三〇
弗(百仙)	二・〇〇六〇					同兩	〇・〇一五〇		

## 第七編 外交知識

### 第一章 外交の基調と國際會議

#### 第一節 日本の國際的地位

英米の對日外交 過去半世紀に於て我國が、國際場裡に忠實に履行した歴史の足跡を想起するならば、何等の解説を加へることなく、單に事實の連續を指摘するのみで、十分その緣由する所を證明することが出来る。先づ國土を擧げて戦つた日清戦役の清算に當り、我國は三國干渉によつて、當然得る管であつた遼東半島を支那に還附した。次いで日露戦役に拂つた犠牲の代償として、日本の得たものは滿洲の限られた利權と、北洋の漁業權と、不毛のサガレン南半に過ぎなかつた。日英同盟の義務を果さんために歐洲大戰に参加して、獲得した山東の如きも、何等惜氣なくこれを現實に支那に還附したのである。

然も大戰參加の賠償として、日本の得たものは何んであつたか。山東還附を決議したのは、列國をして滿洲におけ

る我既得權益を再認識せしめるためであつたにかゝはらず、華府會議において彼等の企圖したもの、日英同盟に代ふるに四國條約の空文を以てし、東亞における日本の自由を束縛する目的の下に九ヶ國條約を締結し、更にこの條約の實效を保證せんがため、對英米六割の海軍制限條約を締結せしめたのである。これは英米が海軍條約に名を藉りて、日本の行動を抑制せんため、對支九ヶ國條約を締結せしめたものと解することが出来るのである。

東亞の政治問題を除外して、海軍々縮問題のみを議することとが彼等に取つて無意味であり、且その興味を著しく減殺することは、其後千九百三十四年倫敦豫備會議が實證してゐる。華府會議において、日本に極端を加ふることに成功した英米の、その後における極東外交の概略は、假りに惡意はなかつたとしても、結果から見れば支那を邪道に誘致して、日本に當らしめるにあつたと解するの外はない。賠償問題、對獨賠償問題、經濟復興問題、其他通商貿易戰を繰つて英米單獨乃至は米國と歐洲諸國の間では、幾度か樂屋裏の深刻な抗争を繰返して來つたにせよ、事一たび東亞問題に及ぶときは、英米は共同戰線を張つて日本に對抗して來たのである。

支那を誤るもの 千九百二十五年の支那特別關稅會議に於て、日本が提唱權を獲得した支那關稅自主權確認の一投石は英米に異常な衝動を與へ、千九百二十七年の暮から翌年の春にかけて英米の相次ぐ對支自由政策宣言を誘導した。その結果支那の不平等條約撤廢や、國權回復運動を助長した。支那を國家の擬制から救ひ、これに完全國家の資格を與へ、その國際的地位を向上せしめることは、日本としては何等異議はないのであるが、この理想を實現する方法を講ずるに當つては、支那の民族性、風俗習慣、歴史、社會組織、文明の階段等一切の實體を直視して、責任あり且合法的の手段を選ばねばならぬ。既成條約を無視し、公約を蹂躪して、實惠的行動を取るが如きは、全然その企圖するところと逆の現象を生じ、無益に支那を刺激使喚することに依り、最も迷惑を蒙るものはその隣邦の日本である位のことには、英米側の知悉するところであり、無批判なる對支自由政策が、如何なる結果に歸着するかは、何人も想像に難くないところである。

關稅自主權確認問題や治外法權撤廢問題は、日本は合理的に、漸進主義を以て處理せんとし、然かも事前において英米に對し、腹藏なく試案を提示し、飽くまでも協調主義を以て

終始せんとした。然るに彼等は日本との紳士的諒解を破り、日本によつて示唆された腹案を、抜本的に支那に提示し、その甘心を買はんとしたのである。かくて日本を含む關係國と支那との間に惹起されたものは濟南事件、南京事件、漢口事件、隨所における英租界の還附、廣東貿易の壞滅、支那全土にわたる排外運動の激化等であつた。

條約と自衛權 歐洲大戰後國際外交界に流行した顯著な傾向は會議外交と國際關係の法典化であつた。關係各國の主權行使を制限するための多邊的條約の集積であつた。國際聯盟規約を含むヴェルサイユ條約、華府海軍條約、對支九ヶ國條約千九百二十八年の不戰條約、三〇年の倫敦海軍條約、其他關係國相互間に於て、單獨または數國間に締結された局部的條約を擧げるならば、枚擧に遑もない程であるが、これらの如何なる條約公約でも、當該國の生命に脅威を與へ、その重大利害にかゝる事態が発生した場合は、被害國の行使すべき自衛權國家自衛權の發動を防退し得るものではない。國家の自衛權は、條約に明示されて居るとあつたに拘らず、常に留保されてゐる。隣家に住む未成年の放火常習者が、自家に油を注ぎつゝある事實を目撃しながら、保險契約者たるの故を以て

これを傍觀してゐる者はない筈である。

千九百三十一年滿洲における日本軍の行動は、上記の説明によつて正常化されねばならぬ。然るに保險會社側においては、未成年放火常習者の素性に對する心證判斷を誤り、これを保護せんとする行動に出たのである。かくの如き保險會社に對する契約は、速かに破棄するの外はない。かくて千九百三十三年日本は國際聯盟を脱退したのである。

三國干涉による遼東還附以來、四十年前後の間において、日本は滿洲全版圖に關する限り、世界の殆ど全部を擧げて、明確な反對意思を表明し來つたに拘らず、勇敢にこれを退けて、所信を斷行し得る地位に立つたのである。日清日露または歐洲大戰に至る間の日本は、世界における自國の國際的地位を、確認せしめる時期であつて、歐洲大戰を清算する際の國際條約の數々によつて、日本は他動的に英米佛伊と伍し、世界五大國の一たる地位をさへ認められたのである。

翼絆を脱した日本 滿洲事變や上海事件を敢行して、聯盟脱退をまで辭せざるに至つた後の日本は、世界の何れの國家と雖も、東亞の政局整調に關する限り、絕對に容喙をゆるさぬことを宣明し、眞に世界の一等國たる資格と用意あることを、

自主的に闡明したが、更に華府條約の存否を豫告すべき千九百三十三年末に及び、日本は軍備均等權を基調とすべき新方式が、日英米三國に採用せらるべきことを提案して、關係列國に異常なる衝動を與へた。華府條約廢棄の豫告の如きは、これを聯盟脱退に比較すれば、日本の脱退によつて聯盟が、特にその機構と存在を否認せられず、依然として存続するに反し、華府條約は日本の廢棄により、全然解消されるべき運命にあり、從つて華府條約廢棄こそは、日本が世界の實際的平和機構破壞の責を負ふべき口實に、利用される虞れなしとして危惧されたのである。然かも日本は崩壞の道程を辿りつつある、世界の主流國の結成を再建し、國際平和脅威絶滅を期する徹底的新軍縮案を提示し、世界の平和機構再檢討の提唱權を獲得した。

かくて英米兩國の現状維持主張と、日本の軍縮改組案とは平行線の如く對立したまゝ、次の會議まで持ち越されたが、民族特殊の躍進性に對し、何等考慮を加へない舊態のままの現状維持論で、到底終始せらるべき筈なく、遂に千九百三十五年から倫敦に於て開かれた軍縮會議において日本はこれを脱退し、次いで華府條約を廢棄するに至つた。

新日本外交の將來 日本の國際的地位の發展動向は、上記の説  
明によつて、略ぼ明らかになつたと思ふ。對支九ヶ國條約締  
約國や、聯盟國の殆ど全部が、滿洲國不承認を決議しながら  
事實上各國はこれを承認するが如き外交手段及び、商取引を  
行つてゐるのである。政治的見地から見た日本は、國際場裡  
において今や、その所信を單獨に遂行し得るに至つた。たゞ  
滿洲事變以來、世國列國をして日本に對する經濟的國家主義  
極端なる保護貿易政策政行を容易ならしめた觀はあるが、日  
滿經濟ブロックの強化、日支通商貿易關係の再整調によつて  
これに抵抗し得る餘地は存してゐるのである。

要するに國際非常時に面して、當該國家または民族が、不  
屈の忍従をもつてこれを押切る勇氣さへあれば、その國家若  
くは民族は無限に躍進する。大和民族にこの可能性のある限  
り、我國の當面する國際非常時局は、案外無難に切り抜け得  
るであらうし、日本の國際的地位は、確固不拔のものとなる  
であらう。

### 第二節 二大思想の對立

國民主義 國際間の問題は、國民主義と國際主義との二大思潮

の對立によつて、惹起されるのが常である。

國民主義は民族主義又は一族主義、一國家主義とも呼ば  
れ、一つの民族は、一つの獨立國家を組織、形成すべきもの  
であることを主張して居るのである。その言ふところは凡そ  
民族なるものは種族、言語、宗教、制度、文化などを共有す  
ることに依つて、一つの自然的、血族的、傳統的な團體を成  
してをり、且これを自覺して、その團體に屬する人民は、兄  
弟の如く相結び、共存共榮を圖らねばならぬとして居る。  
従つてこの民族團體は、一つの獨立且統一された國家を成さ  
ねばならぬから、同一民族が四分五裂して相闘ぎ、或は多く  
の強國によつて分割され、又はその一部が或る國の支配下に  
屬するなどは不自然である。あくまでも一つに纏め一つの獨  
立國家を爲さなければならぬと言ふのである。

國民主義と帝國主義 この國民主義は、強固な一國家を組織す  
るには必要であるが、一度この主義が完成された時は、その  
統一された自國の國力を根柢とし、これに據つて外部に向ひ  
膨脹發展を策し、他民族の範圍にまで勢力を擴張しやうと  
する傾向がある。かくて國民主義は一轉して、所謂帝國主義  
となるのである。

### 帝國主義

帝國主義なるものは、近代に入つて歐洲諸國が執り  
來つたもので、特に第十九世紀の後半期に非常なる發展を遂  
げてゐる。彼等は競争的に、世界の各地に膨脹を實行した。  
例へば英吉利は印度や支那やビルマに、露西亞は西比利亞や  
亞米利加の比律賓や布哇に領土を膨脹してゐるが、これらは  
皆帝國主義の發現で、そのため東洋の國土は、白色人種によ  
つて蹂躪された觀がある。獨逸の如きは最も後れてこの主義  
の運動に参加したものであるが、その勢力は英佛露に脅威を  
與へることとなり、こゝに歐洲大戰を惹起するに至つた。か  
くの如く見るときは、國民主義が單なる國民主義である間は  
結構であるが、それが一步進んで帝國主義となる時は、甚だ  
危険性を帯びたものといはねばならぬ。

### 國際主義

國際主義はインターナショナルイズムともいはれるが  
これもまた近代の初頭から、徐々に現はれて來たものであ  
る。國民主義や帝國主義が民族至上主義、または國民至上主  
義で、多分に利己的精神を含み、兎もすれば危険性を發揮し  
て、侵略主義を實行して來たのに反し、國際主義はすべての  
民族、多くの國家に共通なる利害の存在を認め、共同和衷し  
て共同の利益と幸福を増進しやうとするものである。そし

て彼の國際法をはじめ萬國平和會議の如き、又海牙仲裁々判  
所、國際刑事裁判所の如き、その他萬國郵便電信等の國際行  
政の如きは、皆この主義の發現に他ならないのである。

然し、歐洲大戰前の國際政局の基調は、國民を根柢とする  
帝國主義で、その活動が旺盛なため、國際主義はそれに牽制  
せられ、十分に國際關係を動かすまでには至らなかつたので  
ある。然るに歐洲大戰によつて帝國主義が大破綻を來し、こ  
れを一轉機として國際主義は、急激なる發展を遂げることと  
なつた。歐洲各國民はこの大戰によつて非常なる禍害を被り  
帝國主義の危険を痛感した。そこで歐洲各國が相協同し、  
極力戰爭を避け、専ら世界の平和と人類の幸福とを圖り、共  
存共榮の實を擧げねばならないと覺悟するに至つた。かくて  
國際主義は國際聯盟となり、軍縮會議となり、その他諸種の  
國際會議となつて、俄に強盛なる發現を示すことになつたの  
である。

### 二大主義の將來

かく歐洲大戰後國際主義が急激な發展を遂げ  
たが、この主義と施設が國民主義ほどに、顯著な効果を擧げ  
得るか否かは疑問である。それは歐洲大戰によつて帝國主義  
は破滅しても、國民主義は今も尚ほ、世界各國民に牢固たる

根柢を有つてゐるからである。侵略的帝國主義は破滅したとしても、自主的國民主義は決して破滅したのではない。果して然りとすれば無國境的に、各國民を平等視する國際主義が課する所の制限、拘束、負擔を各國民は果して、何の程度まで甘受するか今の處それは甚だ疑問である。現に今日の國際政局を見ると、國民主義は又々非常な勢で勃興し、これに反して國際主義の影は段々に薄らいで行く傾向である。

これを要するに、國民主義と國際主義とは、國際問題を左右する二大思潮であり、二大原動力であるから、その何れも輕視することは出来ない。この二大潮流が合流し融和する所を目ざして、國際關係は常に進展しつゝあるであらう。

### 第三節 國際聯盟

國際聯盟の目的 國際聯盟は歐洲大戰後、當時の米國大統領ウィルソンの提唱に基き、ヴェルサイユ平和條約の結果生れ、千九百二十年一月十日から實施されたものである。從來の國民主義乃至帝國主義が、國民至上主義を執つて自國の利益と權利とのみを主張することを知り、他國を害することを顧みなかつた結果、遂に歐洲大戰を起して歐洲各國民に大慘禍を

蒙らしめたので、各國民は漸く國民主義乃至帝國主義の危険を痛感し、世界の建直しを目的に世界の平和を維持し、各國民の共存共榮を確立せんと考へるに至り、國際主義の急激な發現を見て、この國際聯盟が生れたのである。



ソルイウ

一面には、軍備を縮小して國際戰爭の破裂を防ぎ、若し不幸にして國際間に紛争の起つた場合は、武力に訴へることなく仲裁其他の平和的方法を以て解決し、又政治、經濟、人道、社會、文化等の諸問題も、各國協同の力を以て解決して行かうとする世界的組織制度である。

聯盟加盟國 現在の加盟國は五十數ヶ國を算し、これに加盟してゐないものは僅かに北米合衆國、エクアドル、ヘジャス、コスタリア、ブラジル、リヒテンシュタイン、モナコ、サン・マリノ、アフガニスタン、埃及等の十數ヶ國に過ぎない。尤

も日本は千九百三十三年三月二十七日滿洲國承認問題について、他の聯盟各國との間に意見の相違を來した結果、聯盟を脱退し其他にも二三脱退した國家がある。

聯盟の機構 聯盟は其本部をスキエスのジュネーヴに置き、聯盟總會、聯盟理事會、常設聯盟事務局等の中央機關の外、國際勞働事務局及び常設國際司法裁判所等の機關を設けて居る。聯盟總會 聯盟總會はすべての聯盟國によつて組織され、毎年一回聯盟本部の所在地において總會を開くことになつて居るが、聯盟國は各一個の票決權を有し、三名まで代表を出すことが出来る。また必要に應じては臨時に、別の土地で會合することも出来る。毎年度の總會議事日程は、前期總會以來理事會のなした事業、事務局の事務、總會決議に關する實施報告、聯盟國よりの提案、聯盟豫算案、理事會國の選出などである。

聯盟理事會 聯盟理事會は、五ヶ國より成る常任理事代表と、任期三年にして互選される九ヶ國の非常任理事國代表から成り、三、六、九の三ヶ月は各二回、十二月は一回の通常會議を催す外、必要に應じて臨時に隨所に開催することが出来る。理事會總會と同様聯盟の事務又は、世界の平和に關する

一切の事項を處理する權能を有するが、總會が國際立法機關たるの性質を包含するに對し、理事會は執行機關たるの性質を有してゐる。そのため事實上の政治機關として國際紛争の解決、世界平和問題の處置を審議する例となつてゐる。

聯盟事務局 聯盟事務局は聯盟本部の所在地に設置する、各方面の専門家を網羅した常設の國際事務局で、總會理事會の指揮によつて、聯盟不斷の運用を圓滑ならしめる機關となつてゐる。現在では事務總長の統轄に屬し、約五百名の職員が各部門の事務を掌り、支局を倫敦、パリ、羅馬等に置いてある。

### 第四節 軍備縮小會議

各國の軍備競争 軍縮問題は現代の世界に於ける國際的の最大問題である。歐洲大戰後米國大統領ウィルソンは國際聯盟を提唱し、軍縮を以て聯盟の主要な事業としたが、米國はその主張國でありながら、主權を拘束されるが如き、義務を負ふを欲せずとして聯盟から脱退した。然し實際問題として當時の米國は、軍縮を實現する必要に迫られてゐたので、ハーチンズが代つて大統領となるに及び、國際聯盟とは別當に華盛頓に、軍縮會議を招集することゝなつた。



これより先千九百十六年、歐洲大戰中日英米の三國は、共に海軍の擴張を計畫した。先づ我國は八八艦隊の完成を企圖し、英吉利は戰艦巡洋艦四隻の建造に着手し、米國は戰艦十隻、巡洋艦六隻を基幹とする海軍擴張を企てた。この英米兩國の計畫は、當時歐洲の戰場において有利な戰勢を占めてゐた獨逸と、東洋において優勢な海軍を擁してゐる日本とに對抗せんがためであつた。然るに其後米國は大戦に参加したので、この擴張計畫は一時中止となつたが、大戰の終ると共に獨逸艦隊が滅びて了ふと方向を轉じ、英國を目標として前の計畫を復活させたのみならず、間もなく第二の擴張計畫を發表した。

平和を主義とし國際聯盟を提唱した米國が、何故にかゝる突飛な海軍大擴張を企てたかといふに、大戰中米國は英國の封鎖のため、多大の損害を受けたから、將來かゝる屈辱を阻止せんとする一方、巴里の平和會議において自國の利權を擁護するには、國際聯盟中の最大海軍國である英國と、對等以上の海軍力を持つことが必要だからであつた。

然るにこの大擴張案は、當然の歸着として、從來世界第一の海軍國を以て自任する、英國國民の感情を非常に害し、一

方また我國を脅威したことも一通りではなかつた。

會議開催の事情 我國は歐洲大戰中經濟界の好況を招來したがこれを米國に比べるときは物の數でなく、従つて米國の大擴張案に拮抗して、製鐵戰爭を行はんとすることは到底不可能であつた。また英國も大戰の瘡痍に憫んでゐる際であるから米國と對抗して從來の優勢を持続することは至難である。そこで英國の輿論は、米國を以て自己の海權競爭者であると宣言したものの、已むを得ず一時陰忍することになつた。

然し英國人のこの對米惡感は、大西洋の波を越えて彼岸に到達せしめざるには指かない。そこで千九百二十年の末に至り、思慮深き米國人をして自國の海軍政策に就き、再考せしめることとなつた結果、米國は最初に樹てた英國以上の海軍主義を改め、これと對等の海軍力を保持する方針に改めた。かくて軍縮會議の開催といふ段取りになつたのであるが、内實はこれが最初からの筋書で、米國はその筋書通りに事を運んだのであつた。

華府會議の開催 かくて華府會議は、千九百二十一年十一月十一日に開會せられたが、これより先米國が、海軍制限の主張者として、如何なる提案をなすであらうかは、列國に取つて

重大な關心事となり、種々なる推測をなしてこれに對する準備を整へた。然るに開會劈頭に發表された米國の提案は、次の如き如何にも大膽率直にして且公平なものであつた。

- 第一 實行中、若しくは既定の主力艦建造計畫は全部これを拋棄する。
- 第二 老齡艦の或ものを廢棄することにより、更に縮小を行ふ。
- 第三 一般に關係列強の現在海軍力に考慮を加ふ。
- 第四 主力艦の噸數を以て、海軍測定の基準となし、又一定の補助艦艇の勢力をこれに比例して割當つ。

この原則に基いて、先づ日英米の三國は左の如く主力艦を廢棄すべきこと。

日本	建造中のもの七隻 (二八九、一〇〇噸)
	第二線級級艦一〇隻 (二五九、八二八噸)
英國	建造中のもの四隻 (一七二、〇〇〇噸)
	第二線級級艦一九隻 (四一一、三七五噸)
合計	五八三、三七五噸
米國	建造中のもの一六隻 (六一八、〇〇〇噸)

右主力艦廢棄の結果、日英米三國の主力艦は

米國	一八隻 五〇〇、六五〇噸
英國	二二隻 六〇四、四五〇噸
日本	一〇隻 二九九、七〇〇噸
合計	八四五、七四〇噸

となるべきこと。また代艦については、第一次代艦噸數に對しては協定後十年間起工せざること。而して代艦は、左の如き、主力艦噸數合計の最大限により制限せられるべきこと。

米國 五〇〇、〇〇〇  
英國 五〇〇、〇〇〇  
日本 三〇〇、〇〇〇

この代艦は、排水量三萬五千噸を超えざることといふのであつた。

比率協定の成立 この提案に基いて、その後種々協議折衝を重ねた結果、各國主力艦の總噸數は英米各五十二萬五千噸、日本三十一萬五千噸、佛伊各十七萬五千噸以内とし、各艦の噸數は三萬五千噸、砲口は十六吋を超ゆることが出来ないことになり、同時に航空母艦の噸數並に備砲の制限も行はれた。

この會議において協定された英米日の比率は五・五・三で、日本は著しく不利なものであつたが、根據地問題で補正されたから、攻勢作戦は兎に角として、守勢作戦においては、比率上の缺陷を補ふことが出来た。

海軍制限協定の成立に次いで、米國は、陸軍々備の徹底的縮小をも協定しやうと努めたが、それは佛國の反對によつて不成功に終り、又日本は航空隊の制限を主張したが、これは米國の反對で問題とならなかつた。

失敗した露府會議 華府會議は主力艦の比率と、主砲の口径制限とを決定したが、佛國の猛烈なる反對にあつて、巡洋艦をはじめ、驅逐艦及び潜水艦については、制限を行ふことは出来なかつた。

殊に巡洋艦の如きは、たゞ噸數を一萬噸以内、砲を八吋に制限したのみで、隻數の如きも全然各國の自由に委したから列國の間に巡洋艦建造の競争が始まつた。その結果千九百二十七年の春において、艦齡十七年未滿の巡洋艦について比較すると、英の三十七萬噸、日の十七萬四千噸に對し、米は僅に十二萬五千噸の下風に立たねばならなかつた。米國はこの不均勢打破のため、露府に軍縮會議を開催すべく提唱した。

會議を開くことに決定した。かくて第三回海軍々縮會議たる倫敦會議が、千九百三十年一月英國上院貴賓室において開催された。

當時日本は最初からこの海軍々縮問題を、政治的に解決せんことを聲明し、對米七割を以てその主張とした。尤もこの對米七割には、一大型巡洋艦七隻、二潜水艦現有勢力保持、三補助艦總括的七割といふ三大原則があり、これは絶対に動かすべからざるものとした。

而してこの三大原則は、大正十二年に開かれた軍事參議院會議の決定に基き、あらゆる方面から研究し國防計畫の用兵作戰上、最小限度の攻防無脅威必須の計畫として、最後の結果となつたものである。



ドルナドクマ

然るにこの日本の三大原則は、米國の壓迫によつて放棄され、大型巡洋艦においては米十八隻十八萬噸、英十五隻十四萬六千八百噸、日十二隻十萬八千四百噸と決定した結果、日本は現有勢力十七萬八千四百九十六噸より約その三分の一を削減し、作戰上の根據を奪はれて終つた。かゝ

かくて會議は千九百二十七年二月に開催せられたが、佛伊兩國は參加を拒絶したから、日英米の三國會議となつた。然も三國の立場も主張もそれ／＼相異してゐた。元來英國は本國が小さく、海外に於ける領土が大であるから、これを防護すべき交通線の延長も廣汎に亘り、その任に當る巡洋艦は多數の隻數を要する。これに反し米國は本國が大きく、海外領土は小であり且遠距離にあるから、隻數は少くとも成るべく大型の巡洋艦を要するのである。かゝる情勢の相異は英國の小巡洋艦要望と米國の大巡洋艦要望との衝突を招いた。然も一旦戦争となれば、同一噸數であつても大型巡洋艦隊は、小型のそれに比して遙かに有利であるから、さきに主力艦の比率に於て、米國と同列の地位に立つことに甘んじた英國も、この會議では斷然米國の主張に反對し、そのため折角の露府會議も同年八月遂に決裂した。

倫敦軍縮會議 露府の海軍々縮會議は失敗したが、英米兩國は其後不戰條約が成立するに至つて、海軍々縮に關する會議開催の機運が再び擡頭した。こゝに於て千九百二十九年十月英國首相マクドナルドは、フーヴァー大統領を米國に訪問した結果、翌年一月倫敦において、日英米佛伊五國の海軍々縮

る比率の決定は、英米兩國間に妥協が成立して、米國から日本に對する最後案として提出したものである。然も全權若槻禮次郎より、政府に請訓を仰いだ結果、政府は、一國際平和の増進、二國民負擔の軽減、三國防缺陷を生ずることあるも補充の道ありと稱し、千九百三十六年まで關係各國を拘束するに止まることを條件とし、海軍軍令部長の反對を排して、そのまゝ調印すべく回訓を發した。かくて四月調印成立した條約正文によれば、全文五部二十六條より成り、千九百三十六年末日まで効力を有するものであり、これに代るべき新條約を、千九百三十五年の會議に於て開くことを約した。

倫敦會議の結果 千九百三十年の倫敦條約は、露府會議の前編に鑑みて、英國は大型巡洋艦に於て、米國に三萬三千二百噸を譲る代りに、小型巡洋艦の噸數は英十九萬二千二百噸、米十四萬三千五百噸、日十萬四百五十噸となり、英國は米國よりも四萬八千七百噸を増すことになつた。然し日本としては最要艦種たる潜水艦が現有勢力を削減されて、三國對等となつた。かくて米國は英國と妥協を行つた後、アングロ・サクソンの俾力を日本の上へ加へた形となつたのである。この倫敦會議は最初五國會議として招集されたが、佛伊兩

國の歐羅巴における立場は、英米のそれと異なるものがあり、殊に潜水艦問題について議論が沸騰した上、佛國に起つた政變の障害のため協定するに至らず、僅かに主力艦の休日延期潜水艦使用制限に關する宣言、其他二三の極めて部分的事項においてのみ條約と結びつけて調印した。

日本の軍艦會議脱退 千九百三十五年十二月、華盛頓及び倫敦條約の規定に基き、英國の招請によつて再び海軍會議が開かれた。開會當日の十二月九日、各國代表は順次起つて、自國の海軍會議に對する態度を表明したが、英國代表は「華府及び倫敦條約を基礎とし、これに適當なる修正を加へて、新條約を作成すべし」と述べ、米國代表は華府、倫敦兩條約に基き、各國の保有量を一律に二割削減すべきことを主張し、比率存続を固執した。

これに對し我全權永野修身は、國際平和の維持増進は、帝國政府の終始一貫して、渝らざる政策であることを述べ、今次の會議においても、公正妥當なる軍縮協定達成を希望し、共通最大限の設定とその可及的低下及び、攻撃的武器減廢と防禦的武器の整備による、不脅威不侵略の根本方針を説いた。續いて委員會を構成し具體的討議に入つたが、未決定のまま

まに年は暮れ、翌三十六年一月六日再開して、英佛伊より建議通告案なるものを提出し、米國の支持を得て日本案と對立する姿となつた。



永野修身

日英兩國は十三日私的折衝を行つたが我主張は容れられず、越えて十五日の全委員會で我全權は、改めて日本案の公正妥當なる所以を力説したがその効がなかつたので、遂に「海軍々備制限縮小に關する帝國提案の根本原則が、一般の支持を得ざるに至つたので、帝國全權は本會議における討議に、引き続き參加するも、最早効なしとの結論に到達した」旨を通告して、會議から脱退するに至つた。

三國協約 かくて後に残つた英米佛伊の四國は、英國案の建議通告、質的制限を中心として審議を進めることとなり、日本からも傍聴者を出席せしめた。會議は二十九日再開せられ、英國は従來の二萬五千噸の小艦主義を放棄し、三萬五千噸の大艦主義に轉向したが、英國としてこれは明らかに米國に迎合したものである。

佛伊の兩國はそのため英米との間に、主力艦の艦型において意見の不一致を來し、また英國の獨逸兩國の會議招請要求に對し、佛國は獨逸の參加に反對を唱へる等の波瀾ある上に伊エ紛争の國際的感情も會議に反映して、話はず易に進まなかつたが、三月二十五日に至つて伊太利を除き、英米佛三國間に條約が調印された。その内容は

- 一 締結國は毎曆年の初め四月以内に、その年の建艦計畫を此の締約國に通告する。
  - 二 主力艦は三萬五千噸以下一萬七千五百噸以上、備砲は日伊の贊成あれば十四吋、無きときは十六吋。
  - 三 航空母艦は二萬三千噸以下、巡洋艦は八千噸以下、但現有一萬噸巡洋艦はそのまゝ、潜水艦は二千噸以下。
- といふ制限で、非締約國が脅威的建艦をなした場合は、別に審議するといふ免除規定もつてゐる。この條約は千九百三十七年一月一日より、千九百四十二年末まで有效なるものとして存続するのである。

第五節 不戰條約

不戰條約案 千九百二十七年六月佛蘭西外相ブリアンが、北米

第七編 外交知識 第一章 外交の基調と國際會議

合衆國に對して二ヶ條から成る、不戰條約案を提議したのが發端で、其後幾多の曲折を経て多邊的不戰條約案となり、米國事務長官ケロッグの提案として日、獨、佛、伊はじめ世界十四ヶ國に廻送されたが、やがて全部から受諾回答のあつた結果、千九百二十八年八月佛蘭西外務省の時計の間に於て、條約調印式が行はれた。

第一條 締約國は國際紛争解決のため戰爭に訴ふることを非とし、且つその相互關係に於て、國家の政策の手段としての戰爭を放棄することを、その各自の人民の名に於て嚴肅に宣言する。

第二條 締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問はず、平和的手段によるの外、これが處理又は解決を求めざることを約束す。

第三條 本條約は前文に掲げらるゝ締約國(十五國)によりその各自の憲法上の要件に従ひ批准せらるべく、且各國の批准書が總て華盛頓において寄託せられたる後、直に締約國間に實施せらるべし。右がその條約本文であるが、これは國際聯盟規約の主眼と

するところを、抽象的に言明したものに過ぎず、また制裁規定のない國際聯盟規約と見ることが出来る。

この條約が巴里において調印を了するや、米國は直に世界四十八ヶ國に參加の勸誘状を發し、やがて三十七ヶ國の加入確定を見るに至つたが、その批准に關して端なくも、我國に一大問題を惹起した。それは該條約第一條の字句中、原文で「イン・ザ・ネーム・オブ・レス・ベグ・テイブ・ビーブルス」即ち「人民の名において」なる語があるが、これは我憲法に違反するものなりとの議論が、民政黨によつて唱へられたことに端を發し、朝野の議論が沸騰するに至つたことである。

不戰條約と日米交渉 これより先我政府は千九百二十八年四月十三日、米國政府より右條約案の第一次提示として、不戰條約締結によつて、現在國際的義務に障害を來すや否や、且本條約正文案に、如何なる修正を加ふれば受諾し得るやとの照會に接した。こゝに於てその提案が、世界平和の確立に資するところ大なることを認め、直にその精神に衷心同意することにしたが國家の自衛權、國際聯盟規約、ロカルノ條約及び、本條約文中の字句に關する考究を重ねた結果、米國政府に對し、左の趣旨の回答を發した。

するものに過ぎずと解釋するも、帝國憲法の條章に關聯して疑義を生ずる處があるから、その見地からこれを修正するか削除するかを要求を提出した。これに對して米國政府は、條文の變更は幾多の修正意見を誘發し、條約の成立を阻害する處れがあるが、問題の字句には日本政府の憂ふるが如き、憲法上の意義なしと確信して、我要求の撤回を希望した。

かゝる間に列國は何れも本條約に賛成する雲行きとなつたので、憲法上意義なしと解釋せられた字句に拘泥せず、我國も大局上條約に賛同することに決し、唯だ後日の言證として、七月十六日在米澤田代理大使をして、ケロッグに左の覺書を交附せしめた。

不戰條約案第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は「その人民の代理者として」の意ではない。即ち本條約を締結する者は人民自身に非ず、又右文字は人民に對し戰爭拋棄の重要性を印象せしむる目的を以て、本條約に挿入せられたるものなりと了解する。右の照會に接したケロッグは、即日澤田代理大使に對して左の覺書を手交した。

本官は今朝日本代理大使より覺書を受領したが、右覺書に

一 米國提案の目的には衷心同感なるを以て、その目的達成のため最も誠實に協力せんとするものなること。

二 米國提案の條約は、獨立國家に對し、自衛の權利を拒否せず、又國際聯盟規約、ロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まるゝ義務と、何等抵觸するものにあらずと了解す。

三 條約文は關係國間の討議により、各國が相互に受諾し得るものを協定することを希望す。

かくて我國及び列國政府の回答を得たる米國政府は、更に研究を加へて第二次不戰條約案を作成し、千九百二十八年六月二十三日これを各國政府に提示し、且不戰條約案に對する米國政府の法律的解釋を明示するところがあつた。

これに對して我政府は、更に條約文に對する疑點につき米國政府と交渉を開始し、自衛權並に國策遂行の手段等の解釋については、第二次提案に附加された、米國政府の解釋により一致を見たが、原案の日附に存する「アワー・ロード」云云なる文字は、基督教國でない日本に不當であつたから、これが削除を希望して米國の同意を得、更に第一條の「その各自の人民の名に於て」なる字句は、單に修辭上の目的を有

おいて同代理大使は、戰爭拋棄に關する條約第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は、日本國皇帝陛下がその人民の代理者として、署名せらるゝ意にあらざるものと了解せらるべき旨を述べた。本官が千九百二十八年七月六日、日本國代理大使に與へた覺書中に述べた如く「人民の名において」なる字句は「人民のために」なる字句と同意義である。日本國憲法によれば、日本國皇帝陛下は自らの名において署名せられ、その人民に代つて署名せらるゝものではないから、日本國においては右字句は、如何なる代理をも意味し得ないこと極めて明瞭である。本官の右に述ぶるが如き解釋による日本語譯文は完全に正確である。

そこで七月二十日米國政府に對し、その提議に係る條約案の調印を受諾し、八月二十七日内田康哉を全權委員として巴里に派遣し、調印式に列席調印せしめた。

批准問題 然るに調印後國內において、問題の字句が意外の波瀾を生じ、殊に野黨たる民政黨の一部が、これを政府攻撃の材料として利用し、議會において云々するに及び、問題は重大となり、樞府もまた憲法上の違法なりと詰るなど、御諮詢

の手續を容易に進め得ざる有様となつたが、政府の運動によつて漸く左記の如く、問題の字句は我國に關係なしとの宣言文を附し、六月二十七日御批准を奏請することを得たが、内田全權はこれがため樞府顧問官をも引責辭職するに至つた。

宣言

帝國政府は、千九百二十八年八月二十七日、巴里において署名せられたる戦争抛棄に關する條約第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は、帝國憲法の條章より見て日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す。かくて御批准書を直に米國に送附して寄託の手續を完了したに對し、米國政府は右宣言書を無條件にて承諾したので、問題は調印後十一ヶ月にして漸く解決した。

第六節 極東及び太平洋の諸問題

東亞に及ぶ列國の帝國主義

極東問題や太平洋問題は、もともと歐米の帝國主義が惹起せしめたもので、當時我國がこれに對抗する必要上、均しく帝國主義を對外政策の基調としたのは、已むを得ざるに出でたるものである。極東や太平洋における歐米の積極的、能動的な帝國主義は

千八百六十年から八十年代の、二三十年間に非常な發展を遂げ英國は千八百四十年代に支那の香港を割取したのを手始めに、その後香港の對岸に根據を据ゑて支那に抜くべからざる勢力を扶植した。露國は千八百六十年に西比利アの沿海州を手に入れ、浦鹽斯德に根據を据ゑ、更に滿洲朝鮮にまで魔手を伸ばし、佛國は千八百八十年代に安南を保護國として根據とし、米國は千八百九十八年の米西戦争によりて比律賓を取り、ガム島を奪ひ、布哇を併せて太平洋上に非常な勢力を占めた。この歐米の侵略的帝國主義に對して、極東に位置して、太平洋の一部に國を立てる我國は國家の存立發展上、何等かの方法を取らねばならぬのは當然なことである。先づ我國としては國家存立上の權利として、日本海の制海權を確保することが必要であつた。そして朝鮮半島は恰も我國の心臓に擬せられた七首に等しいものである。然るにこの朝鮮に對して支那が、非常な勢力を扶植して陰謀を逞うしてゐた。當時支那が朝鮮を併合すれば、我國の存立は危殆に陥らざるを得なかつた。そこで我國は已むを得ず劍を執つて起ち、明治二十七八年の日清戦争となつた。ところが此戦争によつて得た遼東半島は、露國が久しく野

心をかけ、こゝに唯一の不凍港を得んと多年苦心慘憺してゐたのである。されば露國は獨佛の二ヶ國を誘ひ所謂三國干渉を試みて、遂に我國をして遼東を還附せしめ、千八百九十八年獨逸が、青島及び膠州灣を租借した機會に附け込み、旅順大連を二十五ヶ年の期限で租借した。これを見て極東に勢力を争つてゐた英國も亦、旅順港の對岸である威海衛を租借し伊太利もこの機會に何處かを租借しやうとしたが、これは失敗に終つた。かゝる有様で歐洲各國は、支那に對して思ひのまゝその勢力を振ひ、領土分割の情勢を示したが、これは我國にとつて對岸の火災ではなかつた。

日露戦争

支那分割の叫びが盛んとなつた千九百年義和團事件が起り、各國が支那に干渉したドサクサに紛れて、露國はさらに南滿洲を占領した。これはいふまでもなく朝鮮に毒手を伸ばす前提であつた。我國は露國の野心に對して抗争を試みたが、當時我國一國では、到底彼と抗争するに力が足らなかつた。そこで明治三十五年一月、第一次日英同盟を結び、日英二ヶ國協力して、露國の野心に當ることゝなつたが、露國は滿洲領有の野心を斷念しないため、我國は長い間平和的解決の交渉を試みた末、已むなく露國に對して鋒を執つた。こ

れが即ち明治三十七八年の日露戦争である。この戦争の結果我國は、樺太の南半を收めると同時に、朝鮮は勿論南滿洲一帯から露國の勢力を驅逐し、且各國の支那分割の勢ひを喰ひ止めた。即ちこれまで底止することを知らなかつた白色人種の侵略的膨脹は、この戦争を轉機としてその勢ひを阻止しかつて我國は世界列強の一となると同時に、東洋の擁護者となり、有色人種の盟主となつたのである。

歐洲大戰前の極東

然るに歐米各國は、逆に日本の野心を疑ひその勢力の發展を防止する手段を策するやうになつたが、日露戦争の終る頃日英兩國は、第一日英同盟を改めて第二日英同盟を締結した。これによつて韓國における我國の優越と、韓國に保護權を行ふことを認めしめると同時に、日英同盟の効力を極東に限らず印度にまで及ぼすことゝなつた。次いで千九百七年六月には佛國と協約を結び、亞細亞大陸における兩國の地位及び領土を、互に尊重すべきことを約し、同年七月には又日露協約を結び、互に滿洲における今後の兩國の地位を認めて、親善關係を保持することを約し、同年十一月には、ルートと高平男との間に日米誓書を交換して、太平洋における現状維持と、支那の領土保全を期することになつた。

然るに米國々務卿へは、極東における門戶開放、機會均等主義を宣言し、千九百十年には同國々務卿ノックスが、滿洲鐵道の中立を提議して、日露兩國の滿洲における勢力を驅逐せんと計畫した。これに對しては日露は相結んで米國の提議を拒絶し、支那における兩國の地位を、米國其他の干渉に對して保持するため、千九百十年に第二の日露協約を結び、更に千九百十二年支那に第一革命の起つた時、日露兩國は提携を更に固くして日本は南滿洲、東部内蒙古に勢力を張り、露國は黒龍江省に勢力を張ることを互に認めた。かくて我國は日露、日露の兩戰役を経て、極東にその勢力を發展せしめたが、これは歐米の侵略主義に對し、國家の存立上已むを得ず、受動的帝國主義を實行したに過ぎないものであつた。

**太平洋と列國** 我國は南方に廣大なる太平洋を控えてゐるから、この方面に對しても發展を畫すべきが當然である。然るに太平洋上の總ての島嶼は、既に英、米、獨、佛、伊の五ヶ國に分割されて了つた。そこで我國は、海軍を興して、太平洋の海上權を確保すると共に、海運業を盛んならしめ、平和的に發展する方針の下に、太平洋方面に力を注ぐこととなつた。ところがこの方面における我國の計畫は、大陸に於ける

露國に對すると同じく、米國との衝突を來した。當時米國はモンロー主義を放棄し、太平洋發展計畫を立て、多くの島嶼を手に收め、太平洋に勢力を張るとともに進んで支那に利權を扶植せんと努めてゐたのである。この計畫は千九百十四年パナマ運河の開通によつて一層強められ、大西洋におかれた主力艦隊が、同運河の開通によつて、何時にても太平洋に進出することが出来るやうになつた。

**我國の發展** この時に當つて歐洲大戰が勃發した。歐洲各國は亞細亞における勢力を引上げ、これを歐洲に集中しなければならなかつたので、自然亞細亞の監督支配は一時これを、我國に一任するの外はなかつた。このことは我國をして、かねての發展策を實現する機會を得しめたものである。即ち我國は日英同盟の義によつて獨逸に宣戰し、歐洲大戰に参加して先づ青島を收め、一方英國の艦隊と協力して、太平洋に於ける獨逸の諸島を占領し、獨逸の勢力を支那及び太平洋から驅逐した。かくて英國との協定により、赤道を以て兩國勢力の分界線となし、赤道以北のマーシャル、カロリン、マリヤナの各群島は、戰勝の場合これを日本に取り、赤道以南の島嶼は英國及びその屬領において取ることを約し、戰爭中聯合

國をして承認せしめ、我國の太平洋發展計畫が、こゝに始めて具體的實現の緒についた。

一方大陸方面においては、千九百十五年一月、二十一ヶ條の要求を支那に提出し、將來日本が青島に關して獨逸と協約することを認めさせ、又日本が現に租借してゐる大連、旅順の租借期限二十五年を九十九年に延長し、南滿洲及び東部内蒙古においては日本人が自由に土地を買ひ、商業、農業を營むことを得る權利を承認せしめた。

露國に對しては千九百十六年六月協商を開始したが、當時露國は歐洲方面において非常に疲れて居り、我國の助力を請はねばならぬ場合であつたので、我國に有利な條件で日露協約が成立した。その内容は、日本の南滿洲、東部内蒙古における自由の活動を認め、滿洲鐵道を松花江に至るまで日本のもものとし、場合によつては北樺太も日本に割いてもよいといふやうなものであつた。かくて我國は大陸においても、太平洋においても、その發展策が頗る順調に進んで行つた。

**我發展策の頓挫** 然るに翌千九百十七年露國に革命が起つて、舊政府が倒れたので、日露間の一切の條約は一片の紙片となつたのみならず、同年十一月にはレーニン等のボルシェビイ

キ革命が成立し、こゝに日露の關係は一變して寧ろ敵對關係となつた。然しこの革命に對して列國は封鎖政策をとり、翌年の九月頃には日英米佛伊が合同し、各國は七千五百人までの軍隊を出すと云ふことになつたが、その實日本だけは六七萬の軍隊を西比利亞に派遣した。然るに米國は日本に要求を提出し、共同出兵するについても日本は、露國の内政に干渉してはならぬこと、西比利亞の領土を得または獨占的利益を得ることなどの約束をなさせしめ、越えて千九百二十年の春ニコライエフスキの虐殺事件が突發して、七百人の我同胞が犠牲を遂げた際、我國は北樺太に出兵して、他日賠償を得る保證にしたのであるが、この時も、米國は日本に故障を申立て、北樺太を永久に占領しないといふ證文を書かした。尤も千九百十七年米國は世界大戰に参加し、その全勢力を歐洲に注いだため、極東方面において日本と妥協する必要を感じ同年十一月石井、ランシング協約を結んで、支那における日本の特別の地位を有することを認めたのであるが、これは一時の計略に過ぎず、その後米國が聯合國の牛耳をとり、戰爭の勝敗を決定して世界の指導者となるに及び、日本の露支に對する大陸計畫は、飽くまでも打破しなければならぬと決心

米國の對日政策 それよりも米國は先づ、日本の太平洋計畫を打破せんため、日本が占領したマーシャル、カロリン、マリアナ各群島を永久に領有せしめないやうにしなければならぬとの建前より、巴里媾和會議において國際聯盟を成立せしめ委任統治制度を規定した。これによつて聯合國に占領された獨逸の各植民地を、聯合國各自の領土とはせず、名義上國際聯盟がこれを所有することとし、統治のみを適當な國家に委任することになつた。従つて日本の占領してゐた諸群島も委任統治は認めめるが、聯盟規約の明文によつて、全然武備を施すことが出来ないことになつた。殊に右群島中のヤップ島はグアム島と共に太平洋上における海底電線を中心點で、從來米國はこのヤップ島の海底電線を利用してゐたが、若しこの線が日本の獨占管理に歸しては困るといふので抗議を申し込んで、所謂ヤップ島問題を惹起した。

華府會議と太平洋問題 かくの如く米國は、太平洋において日本の發展計畫を阻害すると共に、大陸において日本が大戦中に行つた膠州灣の占領とか、二十一ヶ條の要求とか、或は北樺太占領とかを以て、もとの通りにしやうとした。即ち從來

日本が、極東において自由に活動し得たのは、日英同盟の團結力によるものであるから、先づそれを破壊しなければならぬと決心した。勿論日英同盟は千九百十一年の改訂頃から、米國に對しては實際上適用出来ぬものとなつたが、有事の際には事情により、協同し得るのみならず、又同盟によつて、日英の外交政策が常に同一に出づる可能性があるもので、米國としては日本を壓迫するには、この日英同盟を破壊する必要を感じたのである。

かくて千九百二十一年の華府會議に於て、參加五ヶ國の海軍制限協定を行ふと同時に、日英米佛四ヶ國條約を締結して日英同盟は廢棄されることとなつた。二十一ヶ條は全部これを蹂躪された譯ではないが、日本は青島を放棄し、滿洲においては將來既得の範圍においても、自由の發展を許さないといふ情勢を示し、又北樺太もこれを永久に占領しないといふことを宣言せしめ、太平洋におけるヤップ島問題は、日米の平等利用といふことに解決されたのである。

かく日本が大戦中に發展し得た大陸並に太平洋計畫は悉く挫折してつたのみならず、一方は露國の革命によつて、日露協約は破棄され、我國は全然孤立無援の姿となつた。

### 第七節 四ヶ國條約及九ヶ國條約

四ヶ國條約 華府會議は極東並に太平洋に關する諸問題を、米國の希望通り凡て自國に有利に解決し、我國の極東並に太平洋における發展計畫は悉く挫折し、國際外交上においても孤立無援の地位に陥つたが、海軍制限條約は我國の財政上に多くの利益を與へた。

一方四ヶ國條約といへば、極東並に太平洋において、日本の發展計畫を蹂躪した米國は、自國の利權確保のため、日本は蹂躪された極東並に太平洋における發展計畫の、殘された利權確保のため、主として日米關係を顧慮して、締結されたのが四ヶ國條約で、その全文は次の如きものである。即ち亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西及び日本國は、大局の平和を確保し、日太平洋方面におけるその島嶼たる領地及び、屬地に關する各自の權利を維持する目的を以て條約を締結することに決し、左の如く協定せり。

第一條 締約國は太平洋方面におけるその島嶼たる屬地及び領地に關する各自の權利を互に尊重すべきことを約す。若し締約國の何れかの間に太平洋問題に起因し、且前記の權利

利に關する争議を生じ、外交手段によつて満足なる解決を得ること能はず、且其間に存在せる圓滿なる協調に影響を及ぼすの虞ある場合には、右締約國は他の締約國の共同會商を求め、當該事件全部を考慮調整のため、その議に附すべし。

第二條 前記の權利に關して締約國以外の國の侵略的行爲により脅威せらるゝ場合は、締約國は右特殊事態の急に應ずるため、共同又は各別に執るべき最有效なる措置に關し諒解を遂げんがため、十分に且隔意なく互に交渉すべし。

第三條 本協約は實施の時より十年間效力を有し、且右期間満了後締約國の何れよりも十二ヶ月前の豫告を以つて、これを終了せしむるの權利を行使せざる限り引續き效力を有す。

第四條 本協約は締約國の憲法上の手續に従ひ、成るべく速に批准せらるべく、且華盛頓において行はるべき批准書寄託のときより實施せらるべし。

千九百十一年七月十三日倫敦に於て締結せられたる大不列顛國及び日本國間の協約は、これと同時に終了するものとす。(大正十年十二月十三日調印)

この條約によつて前記の四ヶ國は、少くとも十年間太平洋において現状を維持し、相互に他國の領土を窺ふことなく若し現状を紛糾させる事態の生じた場合は、四ヶ國は協議して適宜の處置を執ることになつたのであるが、これを米國から見れば少くも十年間、日本の發展活動を抑へたことになり、日本から見れば、孤立無援には陥つたが勢に乘じて、米國がより以上に發展することを抑制したことになり、かく太平洋の平和は十年間保持され、當分太平洋問題、延いては極東問題も、休養安定の状態に置かれることとなつたのである。

**四ヶ國條約の効果** 然し當時の日本としては、極東並に太平洋の發展計畫を阻止する如きこの條約には満足することは出来なかつた。たゞ四ヶ國條約が批准の交換を終つて漸く效力を生ずるや、大正十二年九月一日の大震災が突發したこの大災厄によつて我國は、爾後少くも十年間は復興の時代國力恢復の時期であり、海外に向つて發展を畫することは不可能となつた。當時若しこの四ヶ國條約がなかつたならば、更に若しこの條約が效力を發生するまでに至つてゐなかつたならば、既に孤立無援に陥つた我國は一層の窮地に陥つた。

したが、これは支那全權の提出した十原則と、列國の陳述した意見の共通點を採用したもので、右九ヶ國條約第一條と殆ど同文である。

この九ヶ國條約によつて日英同盟と同じ運命の下に、石井ランシング協定が廢棄された。華府では米國留學生出身の支那代表顧維鈞、王正廷等が、一部の米人と結んで盛んに排日に努め、米人顧問シンブソンも亦、二十一ヶ條無効宣言を支那代表に献策した。「支那とは何んぞや」との質問がこの會議の席上、佛蘭西全權ブリアンによつて試みられたに拘はらず支那は終始一貫して米國の援護をうけ、遂にその領土保全を確認されたのである。かくて米國は先づ第一に日英同盟を切り離し、第二に英國の海軍を自國と同一の地位にまで低下せしめ、第三に支那及び太平洋に於ける、自國の地位を鞏固ならしめたのである。

**華府條約廢棄** 然るにその後世界の情勢は變遷し、我國は太平洋方面においても、華府條約の翻轉を脱する必要を痛感したので、昭和九年十二月二十九日正午、齋藤駐米大使を通じて米國政府に對し、華府海軍々備制限條約を廢棄する旨通告した。

り、その際に乗じて列強が、如何なる活動を試み野心を逞しうするやも計りがたく、然かも我國はそれに對して、如何ともすることが出来なかつたかも知れなかつたのである。この點から四ヶ國條約を顧みれば、まさに天佑である。

**九ヶ國條約** 華府會議は更に千九百二十二年二月九ヶ國條約を成立せしめた。これは支那及び支那に關係の深い日、英、米、佛、伊、蘭、白、葡九ヶ國間に締結された條約であるが、その第一條中に次の如く記される如く支那の門戸開放、機會均等主義は改めて定義され、普く確認されるに至つた。

- 一 支那の主權、獨立並に其領土的、行政的保全の尊重。
- 二 支那に對し有力且安固なる政府の樹立及び維持のため最も完全且障害なき機會を興ふることに努むる。
- 三 支那の全領土に亘り、各國民の商工業上の機會均等主義を有効に確立し且維持するに努むること。
- 四 友好國の臣民若しくは市民の權利を減殺すべき特殊權利、若しくは特典を獲得するがため、支那における政情を利用せず、又右友好國の安寧を害する行為を支持せざること。

これより先き、米國全權ルートの四原則たるものが發表さ

同條約を締結してから既に十三年を経過したが、其間艦船、兵器、航空機等の發達及び國際情勢の變化は、華府條約をして殆ど時勢に適しないものたらしめるに至つた。のみならず同條約による等差比率主義による制限では、異常な勢を以て膨脹發展しつつある我國今後の、國防安全を期することは出来難くなつた。そのため壽府會議以來我國は、數度の軍縮會議において、公正妥當なる新協定を圖らんと努力したが、何等の効果をも收めることは出来なかつた。こゝに於て先づ軍縮會議を脱退し、次いで英米佛伊の關係四ヶ國に對し華府條約共同廢棄を提議したが、何れも同意を得なかつたので、斷然單獨廢棄を通告し、かくて太平洋は無條約状態となつたのである。

**第八節 我國の聯盟脫退**

國際聯盟は世界大戰後、再び戰爭の慘禍を繰返さないため出來上つた平和の殿堂で、我國は最初からこれを造り上げる仕事に携はり又常任理事國として十年の間、直接我國に關係のない問題にまで努力を拂つた。然るに滿洲問題が聯盟の議題に上るや、世界平和の機關は正



しい認識を失ひ、滿洲における我國の地位乃至行動を、根本から否認すると同時に滿洲國成立の眞意を曲解し、日支間の紛争解決に對し公正妥當を缺くの處置を採るなど、我國をして忍び難きに置かしたから、我國はこの有名無實な平和機關に愛想をつかし、遂に斷然脱退するに至つた。

聯盟と滿洲事變 支那の各地方において多年累積された排日氣分は、昭和六年の後半期に至つて表面に現はれ、小幡大使のアグレマン問題、萬寶山事件、上海方面における對日經濟絶交運動、青島邦人商店襲撃事件を惹起し、さらに北滿山中に於ける支那兵の、我中村大尉一行虐殺事件となつたが、九月十八日の夜奉天城外なる柳條溝における、支那正規兵の滿鐵破壞事件が起るに及び、こゝに日支兩軍が砲火を相交へることとなつた。この事變において我滿洲守備軍隊は、極めて迅速なる行動をとつて、奉天に於ける張學良麾下の精兵を驅逐するとともに、關東軍及び朝鮮守備軍の増援を得て長春、撫順、鳳凰城、營口、昌圖、公主嶺、蓋平及び吉林、間島地方の各要地を占據した。

このとき國際聯盟理事會が開かれてゐたので、滿洲における我軍の行動について抗議が提出された。我政府は聲明を發

して滿鐵の守備、在留民の生命財産並に、滿洲に於ける我權益を保護せんとするのみであつて、好んで戦火を交へるものではなく、元より領土的野心のないことを中外に聲明した。其後暴慢なる馬占山軍を昂々漢と齊々哈爾に破り、土匪を糾合して遼西地方を荒す張學良の殘兵を、錦州より關内に掃するに及んで、又もや國際聯盟理事會の紛争を醸し、米國の對日抗議、リットン調査員の派遣となるなど、各國から日本の軍事行動に非難が加はつたが、我當局は飽くまでも正義によるものであることを主張して、是等の干渉を退けた。

滿洲の建國 滿洲より張學良の勢力が驅逐されると共に、遼寧、吉林、黑龍、熱河の四省は獨立の形式をとり、東省特別區が加はつて千九百三十二年二月十八日三千萬人民は、東四省獨立共和國建設宣言を發表し、同三月九日滿清宣統帝たる溥儀氏を迎へて執政に推戴し、國名を大滿洲國となし、内外に建國の趣旨を宣言した。即ち國體は立憲共和國で、執政の任期を八年と定め、長春を新京と改稱して首都となし、年號を大同と稱し、紅藍白黑黃の五色旗を國旗と定めた。かくて新國家の根本組織を決定する重要な過渡的憲法並に、政府組織を作つて着々と建設を進めることとなつたが、これ

に對し我國は、九月十五日を以て滿洲國を新國家として承認した。

上海事變 昭和六年夏以來上海における排日及び排日貨の形勢と、それによつて激化された日支感情の對立は、滿洲事變の進行を伴ひ、兩國間の敵愾心を高めつゝあつたが、たま／＼七年一月十八日、日本人僧侶並に信徒の五名が、租界外を通行中暴行を受け死者を出した事件が発生したため、俄かに危機が促進せられたので、我上海總領事は、上海市長に對して排日團體解散等の數ヶ條の要求を提出した。二十八日に至り支那側は遂にこれを受諾したが、他方において上海の物情不穩なるため、同日午後四時上海工部局は戒嚴令を布いた。當時工部局當局との打合せにより、日本の警備區域に當てられた地域に、我陸隊が出動するや、支那便衣隊は上海吳淞鐵道附近で、手榴彈を以て我軍を襲撃し、支那正規軍も我軍に砲火を浴びせたから、こゝに日支兩軍の衝突を見るに至つた。

上海は東洋一の國際都市であり英、米、佛等が重大な利害關係を有する地域である。この地域において日本軍が軍事行動を起した報道は全世界に一大衝動を與へた。こゝに於てかねて機會を窺ひつゝあつた支那政府は、一月二十九日突如と

して國際聯盟に對し、日支事件に聯盟規約第十五條を適用すべきことを要求した。

聯盟と上海事變 滿洲事變については國際聯盟は、その解決をリットン調査委員會の報告まで延期し、其後これ以上の處置に出る意思はなかつたが、上海事件が起るに及び、聯盟内の形勢は俄然一變し、折柄開會中の第六十六回理事會は、一月二十九日午後の會合において支那の要求につき討議することとなつた。

當時日支事件に關する第十五條適用に對しては、我佐藤代表は斷乎反對の態度を持したのであるが、理事會は日本の主張を認めず、第十五條第一項の適用によつて、先づ事務總長をして上海事件の實情調査に當らしめることとなり、上海駐在六ヶ國の總領事より成る上海調査委員會を組織し、實地について上海事件の原因、經過を調査せしめた。

一方聯盟とは別に英米佛三國は、上海における戰鬪行為の擴大を防止するため、東京にある三國大使は、我外務省に調停案を提出したが、これは我國の立場を顧みず、單に戰鬪行為を中止せしめやうとするものであつたから、支那政府はこの調停案を受諾したが、我外務省は三國大使に回答を交附し

て右の調停を拒絶した。  
かくて上海の事態はますます悪化し二月七日日本陸軍の上  
海派遣となるや、さきの調停拒絶と相伴つて列國の惡感を招  
來し、聯盟の空氣をいよゝ險惡に導いた。かゝる間に支那  
は事件を聯盟の手に委ねんとし、日本側はまた飽くまでも當  
事國間によつて解決せんがため、二月十八日支那軍の撤退を  
要求するため最後通牒を提出したから、對日空氣はいやが上  
にも悪化した。この間日支



右 洋 岡 松

に宛てた警告が發せられたから、  
なる調子で反駁的聲明をなした。  
一方日本軍の最後通牒は支那によつて拒絶されたから、二  
月十九日午前一時半より總攻撃を開始し、十九路軍の頑強  
な抵抗を排して支那側の各陣地を掃蕩した。この日本の大規  
模な戰鬪行爲は各國に一大衝動を與へ、聯盟と日本との正面  
衝突は避くべからざる形成と見られるに至つたから、我軍は

にも悪化した。この間日支  
兩國を除く十二理事國代表  
會議が開かれた結果、理事  
會議長ポール・ボンクール  
の名を以て、日本政府のみ  
日本政府は従前になき激越

軍事行動の結末を急ぐとともに、他方壽府において英佛と談  
合し停戰交渉の促進と、上海の安全保障の方案を採求するた  
め、三月三日圓卓會議を開くこととなつた。  
然かもこの會議の當日、上海にある我陸海軍司令官は、戰  
闘行為中止の命令を發したので、會議の空氣は著しく緩和  
され、その翌日停戰交渉促進に關する決議案が成立した。か  
くて日支代表は、英米佛伊四ヶ國公使の斡旋の下に停戰會議  
を重ね、四月二十七日日支間に完全な協定が成立した。

聯盟理事會の解決案 かゝる中義に派遣されたリットン調査員  
より、滿洲の實地調査の報告書が聯盟に提起されたから、千  
九百三十二年十一月、壽府において理事會の審議にかけられ  
ることとなつた。我國からは松岡洋右が代表としてこれに出  
席し、我國より提出した意見書に基いて説明し、我立場を明  
かにしたが、理事會は十一月二十一日の會議で、リットン報  
告書及び理事會議事録を、十二月六日より開催さるべき臨時  
總會に移して決議することとなつた。

リットン報告書 この本會議の審議基幹となつたリットン報告  
書は、英國の政治家リットンを委員長とし、佛國のクロデー  
ル將軍、米國のマッスイ將軍、伊國のアルドロヴァンチ伯、

獨逸のシュネー博士等を一團とする國際聯盟調査員が、支那  
における日支紛争の現場を視察した報告書である。

この調査員派遣の提案をしたのは日本で、日本はこれによ  
つて、滿洲事變における聯盟の認識不足を改めしめる目的で  
あつた。かくて千九百三十一年十二月十日の聯盟理事會決議  
第五項によつて設立された一行は、支那各地を月餘に亙つて  
調査し、その結果北平での報告を最終として、千九百二十二  
年九月四日に完成し、極秘裡に隨員の一名をしてこれを壽府  
に携行せしめ、九月二十二日聯盟本部へ到着した。

この報告書なるものは、全篇三百八十九頁に達し、これに  
附屬書も附いた膨大な文書であつたが、これによつて取扱は  
れた事項は、我國の期待を全く裏切つたものであつた。

即ち我國の軍事行動を自衛權の範圍内と認めず、その結果  
として出来上つた日支間の紛争情勢を、舊狀に復し難きもの  
とは認めつゝも、なほ一種の責任を日本に負はさんとし、且  
滿洲國の成立が三千萬民衆の、自發的慾望に出でたりとする  
見解を排し、日本側の積極的策動は無かつたとしても、全然  
日本軍憲を除外しては、獨立の實現を考ふる能はずとなし、  
これにも亦同じく我國に一種の責任を問はんとするなど、凡

て我國在來の方針や聲明と、正面衝突するものばかりであ  
つた。

然かし我國としては、既に成すべき事を成し遂げ、今後更  
に大成すべき事を多々控えてゐるので、既定の方針に一瞥一  
劃の變更を許さぬ決心を固めてゐる際であるから、當局にお  
いてはこの報告書審議の結果、外交上如何なる難境に立つと  
も、勇敢にこれを切抜ける覺悟をきめた。

聯盟總會の経緯 かくて十二月三日より聯盟會議は開かれたが  
リットン報告書を基礎として作つた解決案は、日本の根本的  
な主張と相反する點が多々あつた。そのうち歳末年頭を迎へ  
この休暇中、日本側と下協議を續めておくことになり、我國  
はこれに一樓の望みをかけ、杉村聯盟事務次長とドラモンド  
事務總長との間に、數回の會談が重ねられた結果、漸く妥協  
案の成立を見た。

この妥協案を聯盟が尊重すれば問題はなかつたが、十六日  
から再開された聯盟會議は態度を急變し、日本の忍従出来な  
い解決案に逆戻りした。そして聯盟側は、規約第十五條第三  
項の和議手續に見切りをつけ、突然第四項の報告書の作成に  
とりかゝつた。第十五條第三項の手續といふのは、聯盟にお

昭和八年三月二十七日直接聯盟事務總長ドラモンドに宛て、毅然たる脱退通告文を電送するの餘儀なきに至つた。

## 第二章 委任統治及び移民

### 第一節 南洋の委任統治

昭和八年三月二十七日直接聯盟事務總長ドラモンドに宛て、毅然たる脱退通告文を電送するの餘儀なきに至つた。

ところが聯盟は、この第三項を詳しく附議せず、第四項の手續に移つたのである。第四項とは聯盟の決議によつて解決の方法を勧告するといふ方法である。それを承諾するや否やは、日支各自の心任せで、別に法律上の拘束力はないが、世界の輿論といふ、道義上の制裁を伴ふのである。日本は飽くまで、第三項による妥協の努力を続け、二月七日に最後の讓歩案を聯盟に提出したが、聯盟側は責任逃れの應酬をなしたのみで、第四項の報告書の作成を急ぎ、二月十五日には完全な草案を日支兩國に内示した。

その内容は先づ滿洲國の獨立を勢頭無視して、日本の承認行爲を眞正面から非難し、日滿防衛同盟を一蹴して、日本軍の撤退を勧告し、更に非聯盟國たる米露を仲間に入れた、日支直接交渉委員會を設けやうとするなど、飽くまで我國の主張を蹂躪したものである。聯盟は二十四日の會議において、この報告案を附議し、我代表の反對を排して、四十二對一票を以て採擇するに至つた。それがため我國は聯盟脱退を決した。

様の見解を生じた。

南洋は誰に返すべきか 第一の國際聯盟側といふ意見については、聯盟の成立と同時に、獨逸は主たる同盟及び聯合側のために、一切の權利及び權限を放棄した。舊海外屬地の主權は聯盟の手に移轉し、委任統治國はたゞ聯盟の寄託をうけてゐるに過ぎないから、聯盟脱退と同時にこれを聯盟に返還すべきものであると主張するのである。

第二の米國側説は、委任統治國の聯盟脱退と共に、あらゆる權利は主なる同盟及び聯合國に歸するものとし、その處分については米國が容喙すべき權利ありと主張し、

第三の獨逸側説に至つては、右の何れにもせよ日本の聯盟脱退と同時に、南洋諸島に對する日本の統治權は消滅するものと解釋し、これを直接に舊主主に返還すべきことを要求するものである。

かゝる見解の鼎立ある以上、假りに日本が正當に、南洋諸島を棄てなければならぬ筋合にありとするも、結局何れにも返還出來ぬことになるが、それよりも問題の本質は、日本が聯盟脱退によつて、果して南洋諸島の統治權を喪はねばならぬか否かに存し、然かもこれは國際法理の上からいつても、

國際政治の上からいつても、斷乎として決定せねばならぬ緊切問題である。

委任統治に至るまで 獨逸が歐洲大戰において、アフリカ、亞細亞及び太平洋に有せし領土を喪ひ、聯合國の前に和を請ふに至つた時、最高國會議に於て、獨逸領東アフリカは英國、西南アフリカは南アフリカ聯邦、サモアはニューギランド、赤道以南の太平洋諸島はオーストラリア、ナウルは英國、赤道以北の太平洋諸島は日本の委任統治とすることを決議し、尙ほトローランドとカメルーンの將來に關しては、英佛兩國より國際聯盟に對し、共同建議をなすべき旨を決定した。

これより先き大戰中、日英兩國の間に申合せがあつて、赤道以北の獨逸領諸島は、大戰終了後日本の領土とすることが決定されたが、米大統領ウィルソンは、戰爭の結果領土を割讓することは帝國主義的政策で、時代精神に逆行するものであると主張し、事態紛糾の慮れがあつたから、上述の如く最高國會議において日、英、米、佛、伊の五大國相互間の協議により、これらの殖民地を聯盟に代り統治するといふ名義で、大戰中の申合せを實行することになつた。當時國際聯盟は未だ組織されてゐなかつた。聯盟は千九百十九年六月二十

八日、ヴェルサイユ條約が調印された時組織せられ、實際にその効力を発生したのは、翌年一月十日協和條約の批准交換を了し、其後三日第一回國際聯盟理事會が召集せられ、次で一月十六日公式に聯盟の設置を見てからである。これによつても知られる如く、南洋諸島が日本の委任統治地域と決定したのは、聯盟の誕生よりも八ヶ月以前であるから、未だ存在せざるものが、日本に委任する譯はなく、又獨逸は最高國會議の後一ヶ月にして、ヴェルサイユ條約第十九條により、その海外屬地に關する一切の權利及び權限を、五大國のために拋棄したから、前記最高國會議の決定がいよく有効となつたのである。

そのみでなく我國が南洋諸島を獲得したのは、何んの因縁もなき列強が、好意を以つて日本に附したものでなく、歐洲大戰中我海軍力により、獨逸の勢力を太平洋上より驅逐したる結果である。されば英國を初め佛蘭西、露西亞、伊太利の諸國も、媾和の曉はこれを我國に與ふべく約束してゐた。たゞ米國のみは最も遅れて大戰に参加したため、かゝる約束はしなかつたが、右諸大國の約束あるが故に、媾和會議においても、日本を委任國と定めたのである。かくの如く見

るときは脱退により、南洋諸島の放棄を餘議なくせしめらるる理由はないのである。

聯盟規約による解釋 聯盟規約第二十二條は、その第一項に委任統治の目的を述べ、第二項において

この主義を實現する最善の方法は、該人民(被統治民)に對する後見の任務を、先進國にして資源、經驗又は地理的位置により、最もこの責任を引受くるに適し、且これを受諾するものに委任し、これをして聯盟に代り委任國として右後見の任務を行はしむるに在り。

と、統治委任國に關し規定してゐるが、これにつきて注意すべきは「先進國」なる語が、こゝでは規約の他の場所に「聯盟國」とあるべき位置にあることで、日本が聯盟の一員たる否とは、委任國としての資格に何等の關係なきことを明示してゐる。他の一例を以て證明すれば、聯盟はヴェルサイユ條約の批准を拒絶した非聯盟國の米國に、アルメニアの委任統治を引受くべく勸告したことさへあつた。委任統治地域については、同規約第三項において、自ら人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其他類似的の事情に従ひ、A式、B式、C式三段の差異を設け、第六項において、即ちC式委任

統治地域を次の如く規定してゐる。

西南阿弗利加及び西南太平洋諸島の如き地域は、人口の稀薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと、又は委任國領土と隣接せること、其他の事情により、委任國領土、構成部分として、その國法の下に施政を行ふを以て最善とす。但委任國は土着民の利益のため、前記の保障を與ふることを要す。

かくて聯盟は最初から南洋諸島を以て、委任國日本の領土の構成部分として承認してゐたのである。

ヤップ島 日本の南洋諸島委任統治に關聯し、ヤップ島問題を日米間に惹起した。ヤップ島はカロリン群島の西端にある、面積十五方哩の一小島であるが、米國がアム、支海上海、關領メナドとの海底電線連絡を有し、殊に米國が巨資を投じて武装したグアム島を距る西南五百六十哩の地點にあるので、米國は日本がこの島嶼を委任統治することに不同意を表し、一時問題となつたが、千九百二十一年十二月華盛頓會議において、日米兩國のヤップ島に關する妥協成立し、千九百二十二年米國は、日本の委任統治を承認する代りに、日本は米國に對し、

一グアム、ヤップ海底電線又は將來米國又は米國民が、ヤップに敷設することあるべき海底電線の同島陸揚及び運用の權を認め、  
二米國民がヤップ島に無線電信を敷設する權利を承認した。かくの如く解決せられたる日米條約前文には  
前記四國(日、英、佛、伊)は、ヴェルサイユ條約により、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島に付左記の條項に準據して、その施設を行ふの委任を、日本帝國皇陛下に付與することに一致したることを思ひ、  
とあり、また同第一條には  
委任國は本委任統治條項による地域に對し、日本帝國の構成部分として、施設及び立法の全權を有すべく……  
とあつて、これによつて米國は、最高國會議が日本に南洋諸島の統治を委任したること、日本帝國領土の構成部分であることを、再確認したことを證明してゐる。

南洋の開發 日本は南洋諸島の統治を委任して以來、孜孜として土着人民の幸福増進に努め、且通商貿易に對する聯盟國の、機會均等を確保し米つた結果、南洋諸島の經濟は著しき發展を遂げ、獨逸領當時に比較して兩世の觀を呈するに

至つた。我國は大正十一年四月、南洋廳を設けてより本廳をバラオに置き、その下に六支廳をサイパン、ヤップ、パラオ、トラツク、ボナベ、ヤルートの六島に設け、外から一指をも觸れ得ぬだけの統治に當つてゐる。それがため當初毎年三百万圓前後の國庫補助を要した特別會計も、昭和七年度以後は補助金の必要なく、いよ／＼財政の獨立を見たのみならず、今後は逆に國庫に對し剩餘金を繰入れ得ることゝなつた。

尙ほ南洋諸島委任統治問題に關し昭和八年四月四日、政府は松田南洋廳長官の名を以て左の如き告諭を發し、聯盟脫退によつて政府の方針に、何等變ることなきを表明した。

今般帝國と國際聯盟とは、東洋の平和確立の根本方針に關して、全くその所信を異にするものあるを確信したるを以て、帝國政府はこの上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、遂に三月二十七日を以て脱退の通告をなすのやむなきに至り、畏くも大詔を煥發せられ、帝國の向ふ所を明かにせらるゝと共に、今後國民の進むべき道を示させ給へり。

然して我南洋群島に對する日本帝國の地位は、國際聯盟脫退により毫末も影響を受くるものにあらず、依然帝國においてその構成部分として、我國法の下に萬般の施設を行ふ

こと何等從來と異るところなし。我群島住民は深く詔書の聖旨を肝銘し、官民一途戮力協心を以てその本務に精勵し大に綱紀を張り、嚴に荒怠を戒め、道聽途説を耳に蓄さず益々我群島開發の使命に邁進せんことを望む。

### 第二節 米國の移民禁止

移民制限の理由 米國では千九百二十四年四月日本人排斥を目的とする、歸化不能外國移民禁止條項を含む移民法案が、上下兩院を通過し、五月二十六日クリッチ大統領の署名を終り、七月一日より實施されることゝなつた。この法案は一般白人種に對しても、移民の制限をしたのであるが、それは何れも千八百九十年の在米各國人口統計を基礎とし、その數の二分だけを入國せしめる規定になつて居り、思ひ切つた制限ではあるが、日本人に對しては無制限でなく、全然これを禁止したものである。



ヂツリーク

米國が移民を制限乃至禁止したのは最早その必要なしといふのである。労働者の主張を重んじて、工業も農業も

現在の労働者で十分であるといふのであるが、其他にも深刻な理由があるのである。例へば獨逸人や日本人は法律上何時まで経つても、國籍を變更しないばかりか、人種としても好戰的な所があるから薄氣味がわるいといふのである。また伊太利人や露西亞人は、金も教育もなくして入國し、英語も分らないなりに歸化して米國人になりすまし、米國の民主政治が何やら、國民精神が何やら少しも分らないから、何かにつけ邪魔にならぬといふのである。

日本人の移民禁止 然かし、特に日本人に對して、制限でなく全然移民を禁止したのは、他にまた理由があるのである。米國はその開發に、外國の労働者を必要とした千八百六十年代までは、大いに移民を歓迎したのであつた。中でも支那人は安い賃銀でよく働くから、千八百六十八年には、支那人入國の自由を許したが、鐵道敷設や金鑛開發の事業が漸く發展し支那人労働者の必要がなくなると、千八百八十年にはこれを絶対に禁止はしないが、勝手に制限又は中止することが出来ると規定し、爾來千九百四年に至る間に、漸次排斥の度を厳にし、支那人のみならず、臺灣人も支那人の血統であるといふ理由で、移民を禁止することにきめ、徹底的に排斥してし

まつた。かくて米國に移民し得る亞細亞人の主なるものは、我日本人のみとなつたが、千八百七十年に白人並に阿弗利加人のみに歸化權を許してゐることを基礎として、千九百二十四年に至り日本人に對しても、歸化不能外國移民を禁止することを規定して、全然これを排斥することになつた。

排日斷行 かくて米國は、我國に突發した大震災の翌年、多年の懸案であつた排日を徹底的に斷行した。それを懸念に解せば、四ヶ國條約によつて、他に手出しが出来ないから、日本が感情を害してゐるのを幸ひ、何も出来ぬ此機會にせめては移民禁止でも斷行せよと考へたとしか思へない。果してそれならば米國の正義人道も眉唾ものだと言ふの外はないが、何れにしても米國が、かくの如く我國の移民を禁止した以上、濠洲は既に白人濠洲を表徴して、黄色人種に向つて門戸を閉鎖してゐるから、太平洋上我國の移民し得るところは、南米にあらざれば南洋の外にはない。かくて、今後に於ける我國の移民政策が、重要な役目を帯びてゐるものとするならば、太平洋の波は何時まで、穩かであり得る筈はない。然かし最近に至り米國は、近來漸く我國に對する移民法改正の必要

を感じ来り、政府當局においてもその意圖があるやうに傳へられるが、さうすることが日米の親交上、非常に大切なことではある。

### 第三節 滿洲移民

**滿洲移民計畫** 滿洲國が獨立してから、我國の移民計畫は失業難、就職難、生活難に喘ぐ國民大衆の間に、非常な希望を以て注目され、向ふ何年間に百萬人の移民計畫が樹てられたとか、一兩年中に何萬人の移民をするとか、色々の消息が傳へられてゐる。

拓務省の發表によれば、現在滿洲國に對して行はれてゐるものは農業移民計畫で、昭和七年九月の議會を通過した豫算により、第一回に同年九月五百人の移民を送り、第二回、第三回と各五百人づゝ移民せしめる計畫で廣く募集してゐる。第一回の移民は東北、關東、北陸に互つて十一縣から募り、これに一週間の訓練を施して渡滿せしめた。この時の條件は三十歳以下の青年で、既教育の在郷軍人、又は農業に經驗ある者とし、経費は政府によつて保證されてゐる。移民の生活状態及び經濟状態等は、渡滿後

は全部政府の保證によつて、共同合宿の生活を営み、一年位にして農業經營としての一定の型をとるやうになれば、獨立の生活を営ましめることになつてゐる。新聞などでは滿洲行きの花嫁など、騒がれたが、やがてこれも實現するやうになるのであらう。尙ほ獨立生活を営むやうになれば、一人當り十五町歩の土地が與へられることになつてゐる。工業移民計畫もあるやうに傳へられてゐるが、これは政府の手によつて行はれるのではなく、彼地新興事業として民間の諸會社において計畫され、これを拓務省や關東軍の方で援助するといふ關係になつてゐるやうである。

## 第八編 軍事知識

### 第一章 國防の意義と陸海軍の沿革

國防とはいふまでもなく、國家を泰山の安きに置かんがため、外敵に對して國家の安全を防護するの謂ひである。明治六年明治大帝によつて布かれた國民皆兵主義の徵兵令が出るまでは、國防は武士の専有物の如く思はれてゐたのであるが、今日では寧ろ國民全體の義務であり、國民全體の事業となつたのである。前述の如く明治維新の際、國民皆兵主義の下に布かれた兵役が一般國民の義務となつてからは、國民の任務は全國民の負擔するところとなり、其後日清、日露の兩役によつて國民皆兵主義の優越なることを實證し、更に歐洲大戰によつて國防の大任務は、眞に國民の總動員を必要とすることを痛感するに至つたのである。然し今日においても國防の第一線に立つものは所謂武人なる陸海軍人であることは事新しくいふまでもない。

**陸軍の沿革** 國民皆兵主義の徵兵令が發布されたのは明治六年一月であるが、これより先、同四年四月鹿兒島、高知、山口の三藩から、數大隊の兵を徵集して親兵とし、別に東京、大

阪、仙臺、熊本、四鎮を置いたのが我陸軍の濫觴である。而して同六年一月には更に名古屋、廣島の二鎮を開設され同十七年には従来の親兵六鎮を、近衛及び第一乃至第六師團に改編し、東京に二箇師團、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本に各一箇師團を置いたのである。

かくて同二十七八年の日清戰役後、更に六箇師團を増設し旭川、弘前、金澤、姫路、善通寺、小倉に各一箇師團を置いたのである。而して同三十七八年の日露戰役後、再び六箇師團を増設して高田、宇都宮、豐橋、京都、岡山、久留米に各一箇師團を置き、大正四年に至り更に朝鮮に二箇師團を増設し、都合二十一箇師團になつたのであるが、彼の歐洲大戰後、同十四年五月高田、豐橋、岡山、久留米の四箇師團司令部を廢止し小倉の第十二師團司令部を久留米に移し、兵員數萬を減少するに至つたのである。

**海軍の沿革** 徳川幕府が多年鎖國政策を固守して來たため、嘉米六年に米艦が浦賀に來て修交を求めた頃には、我國には海軍の核子だになかつたのである。然るに其後英國や和蘭から軍艦の援助を受け、安政四五年に至り、辛うじて洋式による海軍建設の曙光を見るに至つたのである。

かくて明治維新後、新政府は現意これが建設に努め、日清日露の兩戰役以來、海軍力は漸次に充實し、大正七年には戦艦八隻、巡洋戦艦六隻を基本とする所謂八六艦隊編成案が議會を通過するに至つたのである。然るに同九年の第四十三特別議會において、更に右八六案を八八案即ち戦艦八隻、巡洋戦艦八隻を基本とする所謂八八艦隊編成案の新計畫が可決されたのであるが、同十一年二月、歐洲戦後の華府軍縮條約の結果、右計畫を一擲して六四計畫、即ち戦艦六隻、巡洋戦艦四隻に止めることとなり、更に昭和五年の倫敦條約の結果、補助艦に對しても縮少を加へ今日に至つてゐるのである。

### 第二章 統帥權と編制權

**統帥大權** 天皇御親ら陸海軍を御統帥あらせられる大權を統帥大權といふのである。即ち帝國憲法第十一條に「天皇は陸海軍を統帥す」と明記されてゐる。また明治十五年一月四日、明治天皇が御下しになつた軍人勅諭に

「夫兵馬の大權は 朕の統ふる所なれば 其司々をこそ臣下には任すなれ 其大綱は 朕親之を攬りて肯て臣下に委ぬべきものにあらず 子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳

へ 天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり 朕は汝等軍人の大元帥なるを されば朕は汝等を股肱と頼み 汝等は朕を頭首と仰きてそ 其親は特に深かるべき」と仰せられてゐる。これによつて我國陸海軍の統帥權が一天皇の大權に屬することは、一點の疑ひも容れぬところである。我陸海軍を稱して皇軍といふのもこれが爲めである。この統帥大權は軍司令に關する天皇の大權であつて、これを軍令權ともいふ。この軍令は全然國家の行政機關から離れて、専ら軍務當局即ち天皇の帷幄が其責に任ずるのである。

**編制大權** 統帥權は軍司令に關する天皇の大權であるが、國防乃至陸海軍に對する天皇の大權は、統帥權と並んで編制大權を包含してゐる。即ち憲法第十二條に「天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む」と明記されてゐる。即ち軍隊の編制、管區の決定、兵器の整備、軍隊の教育、動員計畫、武官の任免等一切の軍務はすべて直接天皇の統べさせ給ふところで、これは統帥權が軍司令に關する大權であるに對して、軍行政に關する天皇の軍政大權である。而して軍政に對する補弼の責は主として陸海軍大臣がこれに任ずるのである。

伊藤博文公の憲法義解には、「本條憲法第十二條）は、陸海軍の編制及び常備兵額もまた天皇の親裁する所なることを示す。これ固より責任大臣の輔翼によると雖も、帷幄の軍令（同第十一條）と均しく、至尊の大權に屬すべくして、而して議會の干渉を須たざるなり」と記されてゐる。

### 陸軍

#### 第一章 陸軍の編制

**元帥府** 元帥府は、元帥の稱號を賜はる陸海軍大將を以て組織する軍事上の最高顧問で、陛下の軍務を輔翼し、勅を奉じて陸海軍の檢閲を行ふ。

**軍事參議院** 軍事參議院は帷幄の下に在り重要な軍務の諮詢機關で、參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、海軍々令部總長及び特に軍事參議官に親補せられた陸海軍將官を以てし、諮詢を待つて參議會を開き重要な軍務上の意見を上奏する。

**陸軍省** 陸軍省は陸軍々政を管理し、陸軍々人、軍屬を統督し所轄部を監督する所で、人事、軍務、兵務、兵器、整備、經理、醫務、法務の八局を置き各所轄の事務を分掌せしむ。

**參謀本部** 參謀本部は國防及び用兵の事を掌る所で、總長は

陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直屬して帷幄の軍務に參畫する。又參謀の職にある將校を統督してその教育に任じ、陸軍大學校及び陸地測量部を管轄する。

**教育總監部** 教育總監部は陸軍教育の均齊進歩を規畫し、所轄學校の教育を掌り、總監は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直屬して居る。部内に騎兵、砲戰砲兵、重砲兵、工兵、輜重兵監部を置き、陸軍砲兵學校、陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍砲工學校、陸軍飛行學校、陸軍戸山學校、陸軍自動車學校、陸軍通信學校等を統轄する。

**師團司令部** 師團司令部は參謀部、副官部、兵器部、法務部、經理部、軍醫部、獸醫部の七部より組織し、師團長の指揮を受けて所管の事務を分掌する。師團長は陸軍中將を以て親補せられ、天皇に直屬して部隊及び軍隊を統率し、且師團内の聯隊區司令部を管轄して、軍事に關する諸務を統監する。

**旅團司令部** 旅團長は陸軍少將を以て補任し、部下の軍隊を統率して、各隊の齊一なる進歩を圖り軍紀、風紀、内務、經理衛生、動員計畫等を統監する。

**聯隊區司令部** 聯隊區司令部は各所屬師團長に隷屬し、聯隊區内の徵兵事務及び召集事務を掌るが、徵兵事務については當

該旅團に於ける旅團長の監督を受ける。又條例の規定に従ひ  
聯隊区内の在郷軍人及び補充兵役に在る者を管轄し、その服  
役に關する事務及び在郷將校團 在郷軍人會に關する事務を  
取扱ふ。

**航空兵團司令部** 航空兵團長は陸軍大將又は中將を以て親補せ  
られ、天皇に直隷し部下飛行部隊を統率し、その動員計畫を  
監督する。航空兵團長は軍政人事に關しては陸軍大臣、作戰  
計畫及び動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育  
總監の區處を承ける。

**要塞司令部** 要塞司令官は要塞防禦計畫を擔當し、要塞備付の  
兵器、器具、材料及び防禦建造物を管理し、軍需品を整備す  
る任を帯びて居る。

**東京警備司令部** 東京警備司令部は東京市、横濱市及び神奈川  
縣橋本郡をその警備區域とし、主として帝都及びその附近の  
警備に任ずる。司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ  
天皇に直隷して居る。

**防衛司令部** 防衛司令部は東京、大阪及び小倉にこれを置き、  
司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直隷し  
て要地の防空の計畫に任じ、且要塞系の防禦計畫を擔任する

び火藥製造の任に當る。長官は陸軍大臣に隸屬して、工廠  
の事務を總理する。

**陸軍兵器廠** 陸軍兵器廠は本廠及び東京、千葉、名古屋、大阪  
廣島、小倉の各支廠を以て組織し、兵器の購買、貯藏、保有  
修理、支給、廢品處分を掌る。廠長は陸軍大臣に隸屬し  
て本廠を總理し、支廠長は本廠長の指揮監督を受けて、各  
各その事務を管理する。

**陸軍被服廠** 陸軍被服廠は本廠及び大阪、廣島の二支廠を以て  
組織し、陸軍被服品の調製、製造、貯藏、補給の事を掌り  
且陸軍縫紉工長養成の任に當る。本廠長は陸軍大臣に隸屬  
して被服廠の業務を管理し、支廠長は本廠長の命令を受け  
て各支廠の業務を分掌する。

**陸軍糧秣廠** 陸軍糧秣廠は糧秣品の調製、製造、貯藏及び補  
給を掌り、且つ糧秣に關する試験を行ふ。廠長は陸軍大  
臣に隸屬して廠内を總理し、支廠長を指揮監督してその業務  
を分掌せしめる。

**千住製絨所** 本所は陸軍大臣の管理に屬し、陸軍所要の絨類及  
び毛織の製造を掌る所で、この業務を妨げない限り副産物  
の加工をすることが出来る。又官廳や民間より依頼あると

**陸軍航空本部** 陸軍航空本部は陸軍大臣の管轄に屬する省外  
官衙で、陸軍航空に關する調査、研究、立案、航空兵科の教  
育、航空器材の整備等を管掌する。

**陸軍航空廠** 陸軍航空廠は航空に關する兵器、燃料等の購買、  
貯藏、保存及び補給並に航空に關する兵器の廢品處分、修理  
を掌る。又航空廠は技術に従事すべき航空兵科幹部候補  
生に對し、技術に必要な教育を行ふことが出来る。廠長  
は陸軍航空本部長に隸屬して居る。

**憲兵司令部** 憲兵司令部には憲兵司令官を置く。司令官は憲兵  
諸部隊を統轄し、司令部の事務を總理する。憲兵は陸軍大臣  
に屬し、主として軍事警察を掌り、兼て行政警察、司法警察  
をも掌る。

**陸地測量部** 陸地測量部は陸地の測量及び兵用地圖並に一般の  
使用に充つべき、内地地圖を製作修正する外量地に關する事  
務を掌る。部長は參謀總長に隸屬して部務を整理し、陸地  
測量官養成の任に當る。

**陸軍造兵廠** 陸軍造兵廠は東京工廠、名古屋工廠、大阪工廠  
小倉、平壤の直轄兵器製造所を以て組織し、陸軍兵器の考案  
及び設計を爲し、陸軍所要の兵器其他の軍需品の製造修理及

きは、試験及び指導に應ずることも出来る。

**陸軍築城部** 築城部は本部の外佐賀關、函館市、釧路、武生、  
横須賀、釜山の各地に支部を置き、防禦營造物の建築、検査  
要塞の備砲工事並に築城技術に關する調査、研究を掌り、  
工事中の防禦營造物及び國防用土地を管理する。部長は陸軍  
大臣に隸屬して部内を總理し、支部長を指揮監督して、各々  
その事務を處理せしめる。

**陸軍技術本部** 陸軍技術本部は陸軍所要の兵器及びその材料の  
考案、審査及び制式統一をなし、是等兵器及び材料の検査を  
統一し、陸軍技術の調査及び研究並に試験を行ひ、その改良  
進歩を圖る所で、部長は陸軍大臣に隸屬して部内を總理する。

**陸軍運輸部** 陸軍運輸部は本部を東京に、出張所を神戸、門  
司、釜山、大連、塘沽、基隆の六ヶ所に置いて居る。部長は  
陸軍大臣に隸屬し、陸軍所屬の船舶輸送、これと連絡する鐵  
道輸送の業務及び陸軍用の船舶を管理し、船舶運輸補助物  
件を整備保管し、必要に應じては所管船舶搭載の人馬物件に  
關し檢閲消毒の事を行ふ。

**軍馬補充部** 軍馬補充部は本部の外川上、釧路、十勝、三木本  
六原、白河、高鍋、雄基の各地に支部を置いて居る。部長は



陸軍大臣に隷屬し、軍馬の供給、育成、購買の事務等を掌る。陸軍衛生材料廠 廠長は陸軍大臣に隷屬し、衛生材料及び蹄鐵の購買、製造、修理、貯藏及び補給を掌り、磨工長の養成をなし、且右材料に關する試験を行ふ所である。

### 第二章 教育機關

陸軍大學校 陸軍大學校は東京市にありて參謀總長に隷屬し、才幹ある少壯士官を入学せしめ、高等用兵に關する學術を授け、且軍事研究に必須な各科の學識を増進せしめる所である。修業年限は三ヶ年と規定されて居る。憲兵科以外の各科中少尉にして、一年以上職務に服し、品行方正にして學力に富み、身體強健なる者を學生候補者とし、試験の上合格したる者に、陸軍大臣の命によつて所要の人員を入学せしめる。

陸軍歩兵學校 陸軍歩兵學校は千葉縣に在り、學生に歩兵隊に必要なる諸學術を修得せしめこれを各隊に普及し、是等諸學術の調査及び研究を行ひ以て歩兵教育の進歩を圖り、且歩兵用兵器其他の資料の研究及び試験を行ふ所である。本校は教育總監部に隷屬し學生を甲乙の二種に分ち、甲種學生は修業年限を六ヶ月とし主として教練陣中勤務、戰術及び射撃練習

のため、歩兵科大尉を以てこれを充てる。乙種學生は修業年限を六ヶ月とし、歩兵中少尉を以てこれに充て、主として射撃及び通信術を練習せしめる。

陸軍砲工學校 陸軍砲工學校は東京に在り、教育總監部に隷屬し、修業年限は一ヶ年である。砲工兵科の少尉を入学せしめて、砲工兵科の勤務に必要な學術を研究する所であるが、少尉で入学し得なかつた者に就ては、中尉又は大尉に進級した後も入学せしめる。

陸軍戸山學校 本校は東京市に在り、學生に體操、劍術及び喇叭譜等の訓練をなし、且是等に關する調査、研究、試験を行ひ、軍樂生徒に樂手補たるに必要な教育を施す所である。學生は甲種、乙種に分れ、甲種は中少尉及び下士官を入学せしめて、體操、劍術の訓練を爲さしめ、乙種は喇叭兵を入学せしめて、樂手補の教育を行ふ。

陸軍騎兵學校 本校は千葉縣二宮村に在り、學生に騎兵隊に必要な諸學術を修得せしめ、これを各隊に普及し、是等諸學術の調査、研究を行ひ、騎兵教育の進歩を圖り、且騎兵用兵器其他の資料の研究、試験を行ふ所である。又この外下士官兵に裝甲車又は無線電信に關する教育をも行ふ。學生は甲、乙

丙の三種に分れ、修學期間は八ヶ月乃至十一ヶ月である。陸軍野戰砲兵學校 本校は千葉縣千代田村に在り、學生に野戰砲兵に必要な諸學術を修得せしめてその普及を圖り、砲兵情報に關する學術の修得、調査、研究を行ふ所である。學生は甲種、乙種、丙種、丁種及び特種に分れ、砲兵中少尉、下士官を入学せしめる。修學期間は六ヶ月乃至十一ヶ月である。

陸軍重砲兵學校 本校は神奈川縣浦賀町に在り、學生に重砲兵に必要な諸學術を修得せしめてこれを普及し、その調査、研究を行ひ、重砲兵教育の進歩を圖り、兵器其他の資料の研究、試験を行ふ所である。學生は甲種、乙種、丙種に分れ、修學期間は六ヶ月乃至七ヶ月である。

陸軍工兵學校 本校は千葉縣松戸町に在り、各工兵隊より選抜した士官及び下士官を入学せしめこれに工兵隊に必要な諸學術、測量に關する學術を修得せしめ、その調査、研究、試験を行ふ所である。學生は甲種、乙種及び丙種に分れ修學期間は六ヶ月乃至八ヶ月である。

陸軍士官學校 本校は憲兵科を除き陸軍各兵科の將校を養成する所である。本科及び學生隊に分れ、本科は神奈川縣に、他は東京市にあり、陸軍幼年學校卒業業者、一般志願者及び年齢

二十六歳未満の現役下士官、幹部候補生の志願者に就き、試験の上入学せしめるが有妻者、禁錮以上に處せられた者、操行不良の者、本人又は戸主が家資分散又は破産の宣告を受けて、未だ復讐しない者は入学を許されない。

陸軍幼年學校 陸軍幼年學校は東京市と廣島市とに在り、修業年限を三ヶ年とし、陸軍士官學校豫科生となるべき者を養成する所である。學生は特待(學費全免)、半特待(學費半減)、自費の三種に分れて居る。

陸軍教導學校 本校は仙臺、豊橋、熊本の三ヶ所に在り、歩、騎、砲兵科の現役下士官となるべき學生を教育する所である。修業期間は一ヶ年である。仙臺、熊本では歩兵科下士官、豊橋では歩、騎、砲兵科下士官となるべき學生を教育する。

陸軍飛行學校 本校は下志津、明野、濱松、熊谷、東京及び陸軍士官學校熊谷分校等に在り、陸軍航空本部に屬して、航空術に關する教育及び高等飛行を練習せしめ、學生は主として各航空隊より選抜した中、少尉及び下士官をこれに充てる。

陸軍工科學校 本校は東京市に在り、陸軍技術本部に隷屬し、陸軍造兵廠内に置き、技術に従事する砲、工兵科士官となるべき學生及び砲工兵工長となる生徒を教育する所である。學生は

甲種、乙種に分かれ、甲種は少尉候補者たる砲、工上等工長、一等工長で、修學期間は一ケ年である。乙種は砲、工兵工長で修學期間は一ケ年である。

陸軍經理學校 陸軍經理學校は東京に在り、陸軍經理に關する高等學術を修得せしめる所で、各兵科の士官及び經理部士官より適材を選抜して入學せしめる。

陸軍々醫學校 陸軍々醫學校は東京市に在り、衛生部に必要な學術の研究、軍陣醫學、藥學の研究を始め、教科圖書の編纂選擇及び軍事衛生に關する諸試験を行ふ所で、學生は甲種、乙種、丙種に分れ、修學期間は一ケ年である。

陸軍獸醫學校 陸軍獸醫學校は東京市に在り、獸醫又は蹄鐵に關して必要な學術の練習、材料の調査、教科圖書の編纂選擇其他軍馬衛生に關する試験及び、蹄鐵候補生に對して必要な教育を施す所である。

陸軍習志野學校 習志野學校は千葉縣津田沼町に在り、軍事に關する科學の教育並に調査、研究等を行ふ所で、校長は教育總監に屬し、校務を總理し學術進歩の責に任ずる。

陸軍戰車學校 本校は學生に戰車隊又は輕裝甲車隊に必要な諸學術を修得せしめ、これを各隊に普及し、是等諸學術の研究

究及び調査を行ひ以て戰車隊、輕裝甲車隊の教育進歩を圖り是等に必要なる兵器其他の資料の研究、試験、機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所である。學生は甲種、乙種、丙種、丁種及び輕裝甲車學生とに分れ、少、中尉、下士官を以てこれに充てる。修學期間は八ヶ月乃至一ケ年である。校長は教育總監に隸屬する。

陸軍航空技術學校 本校は航空兵科尉官に航空技術に關する諸般の學術を修得せしめ、並に航空兵科現役士官となる學生現役下士官となる生徒を教育し、且航空技術の實務に關する調査及び研究を行ふ所である。學生は甲、乙、丙種の三種に分れ、修學期間は一年乃至二年である。尙生徒は技術生徒と幹部候補生とに分れて居る。校長は陸軍航空本部長に隸屬して居る。

陸軍通信學校 陸軍通信學校は東京市杉並區に在り、電信隊及び各兵科より選抜した士官又は下士官を入學せしめ、通信の學理及び技術に關する教育訓練を始め、軍事通信に必要な事項を調査研究せしめる所である。

陸軍自動車學校 陸軍自動車學校は東京市世田谷區に在り、砲兵及各兵科より士官、下士官を選抜入學せしめ、自動車隊の

訓練、學術の調査、研究、軍事運輸の調査研究等をする所である。

憲兵練習所 憲兵練習所は東京市に在り、修學期間を十ヶ月と規定し、各憲兵隊から派遣した士官、上等兵に對し、憲兵に必要な學術を修得せしめる。

兵卒教育 普通入營者に對しては、入營のときより翌年の十一月までを教育年度とし、各中隊に分屬せしめ、當該中隊付の下士官及び上等兵をして訓練せしめ、一期檢閲の後成績の優良なる者を上等兵候補者とする。又各隊中操行の方正な者及び再役志願者中試験に合格した者を下士官候補者とし、聯隊又は大隊毎に是等の者を一團として、下級幹部に必要な學術を行ふのである。

第三章 陸軍管區

第一師管

- 麻布聯隊區 (東京府) 麹町區 神田區 日本橋區
- 京橋區 芝區 品川區 目黒區 大森區
- 牛込區 小石川區 世田谷區 澁谷區 南多摩郡
- 荏原區 蒲田區 八王子市 西多摩郡 南多摩郡
- 中野區 杉並區 八丈島 小笠原島
- 北多摩郡 大島

第三師管

- 名古屋聯隊區 (愛知縣) 名古屋市 一宮市 瀬戸市
- 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡
- 岐阜縣 中島郡 海部郡 知多郡
- 岐阜郡 武儀郡 羽島郡 本巢郡
- 山縣郡 可兒郡 岡崎郡 惠那郡
- 加茂郡 豐橋市 岡崎市 渥美郡
- 愛知縣 (愛知縣) 八名郡 北設楽郡 南設楽郡 東加茂郡
- 西加茂郡 額田郡 碧海郡 幡豆郡

第二師管

- 甲府縣 山梨縣 入間郡 比企郡 秩父郡
- 本所區 深川區 板橋區 足立區 瀧野川區 淺草區
- 王子區 葛飾區 江戸川區 熊谷市 浦和市 北足立郡
- 南埼玉郡 北葛飾郡 川口市 大里郡 兒玉郡
- 佐倉縣 千葉縣
- 仙臺縣 宮城縣 新瀉縣 新潟市 長岡市 三條市
- 福島縣 岩船郡 南蒲原郡 古志郡 佐渡郡
- 新發田縣 西蒲原郡 高田市 三島郡 刈羽郡
- 高田縣 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 中頸城郡
- 東頸城郡 西頸城郡



### 第四章 團隊の編成

我が陸軍の編成は、平時に於ては十六個師團と近衛師團とを置く。

一個師團は師團司令部、歩兵二個旅團、騎兵一個旅團、砲兵一個旅團、工兵一個旅團、輜重兵一個旅團から編成されるのを普通とするが例外として特種部隊を配置する、師團がある。〔詳〕

細は左の陸軍常備團隊一覽表によること。而して歩兵一個旅團は歩兵旅團司令部及び歩兵二個大隊から成り、歩兵旅團は歩兵三個大隊から成り、一個大隊は四個中隊から成るのを普通とする。騎兵旅團は旅團司令部及び騎兵三個旅團より成つて居る。野戦重砲兵旅團は三個旅團の野戦重砲兵を以て編成される。我が陸軍常備軍の配置は次の如くである。

#### 近衛師團

- 師團司令部 東京
- 近衛歩兵第一旅團司令部 同
- 近衛歩兵第二旅團司令部 同
- 近衛歩兵第三旅團司令部 同
- 近衛歩兵第四旅團司令部 同
- 近衛騎兵旅團司令部 習志野
- 騎兵第十三聯隊 東京
- 騎兵第十四聯隊 同
- 野戦重砲兵第四旅團司令部 東京
- 近衛野砲兵聯隊 同
- 野戦重砲兵第四聯隊 下志津

#### 第一師團

- 野戦重砲兵第八聯隊 東京
- 野砲兵第二聯隊 國府臺
- 近衛工兵聯隊 千代田
- 鐵道第一聯隊 東京
- 鐵道第二聯隊 習志野
- 電信第一聯隊 東京
- 近衛輜重兵聯隊 同
- 師團司令部 東京
- 歩兵第一旅團司令部 同
- 歩兵第一聯隊 同
- 歩兵第二旅團司令部 同
- 歩兵第二聯隊 同
- 歩兵第三聯隊 同

- 歩兵第五十七聯隊 東京
- 戰車第二聯隊 同
- 騎兵第二旅團司令部 同
- 騎兵第一聯隊 同
- 騎兵第十五聯隊 同
- 騎兵第十六聯隊 同
- 騎砲兵聯隊 同
- 野戦重砲兵第三旅團司令部 同
- 野砲兵第一聯隊 同
- 野戦重砲兵第一聯隊 同
- 野戦重砲兵第七聯隊 同
- 横須賀重砲兵聯隊 同
- 工兵第一聯隊 同
- 輜重兵第一聯隊 同

#### 第二師團

- 師團司令部 仙臺
- 歩兵第三旅團司令部 同
- 歩兵第四聯隊 同
- 歩兵第二十九聯隊 同
- 歩兵第十六聯隊 同
- 歩兵第三大隊 同
- 歩兵第三十聯隊 同
- 騎兵第二聯隊 同
- 野砲兵第二聯隊 同
- 獨立山砲第一聯隊 同
- 工兵第二聯隊 同
- 輜重兵第二聯隊 同
- 師團司令部 名古屋
- 歩兵第五旅團司令部 同
- 歩兵第六聯隊 同
- 歩兵第六十八聯隊 同
- 歩兵第二十九旅團司令部 同
- 歩兵第十八聯隊 同
- 歩兵第三十四聯隊 同
- 騎兵第四旅團司令部 同
- 騎兵第三聯隊 同
- 騎兵第二十五聯隊 同

#### 第三師團

- 騎兵第二十六聯隊 豊橋
- 野戦重砲兵第一旅團司令部 同
- 野砲兵第三聯隊 同
- 野戦重砲兵第二聯隊 同
- 野戦重砲兵第三聯隊 同
- 高射砲第一聯隊 同
- 工兵第三聯隊 同
- 輜重兵第三聯隊 同
- 師團司令部 大坂
- 歩兵第七旅團司令部 同
- 歩兵第八聯隊 同
- 歩兵第七十聯隊 同
- 歩兵第三十二旅團司令部 同
- 歩兵第三十七聯隊 同
- 騎兵第四聯隊 同
- 野砲兵第四聯隊 同
- 深山重砲兵聯隊 同
- 工兵第四聯隊 同
- 輜重兵第四聯隊 同

#### 第四師團

- 歩兵第四十一聯隊 豊橋
- 歩兵第二十一旅團司令部 同
- 歩兵第二十一聯隊 同
- 歩兵第四十二聯隊 同
- 騎兵第五聯隊 同
- 野砲兵第五聯隊 同
- 工兵第五聯隊 同
- 電信第二聯隊 同
- 輜重兵第五聯隊 同
- 師團司令部 大坂
- 歩兵第十一旅團司令部 同
- 歩兵第十三聯隊 同
- 歩兵第四十七聯隊 同
- 歩兵第三十六旅團司令部 同
- 歩兵第二十三聯隊 同
- 歩兵第四十五聯隊 同
- 騎兵第六聯隊 同
- 野砲兵第六聯隊 同
- 工兵第六聯隊 同
- 輜重兵第六聯隊 同

#### 第六師團

- 歩兵第四十一聯隊 豊橋
- 歩兵第二十一旅團司令部 同
- 歩兵第二十一聯隊 同
- 歩兵第四十二聯隊 同
- 騎兵第五聯隊 同
- 野砲兵第五聯隊 同
- 工兵第五聯隊 同
- 電信第二聯隊 同
- 輜重兵第五聯隊 同
- 師團司令部 大坂
- 歩兵第十一旅團司令部 同
- 歩兵第十三聯隊 同
- 歩兵第四十七聯隊 同
- 歩兵第三十六旅團司令部 同
- 歩兵第二十三聯隊 同
- 歩兵第四十五聯隊 同
- 騎兵第六聯隊 同
- 野砲兵第六聯隊 同
- 工兵第六聯隊 同
- 輜重兵第六聯隊 同

#### 第七師團

- 師團司令部 旭川
- 歩兵第十三旅團司令部 同
- 歩兵第二十五聯隊 同





第七章 世界八大國陸軍現有軍備表

(昭和十一年十一月陸軍省發表)

國名	平時		主要部隊數	摘要	新兵兵器
	總數	內			
日本	約二十五萬		十七個師團	約二十五萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。	飛行機 約一千機 高射砲 二聯隊と一隊 戰車 二聯隊
中華民國	約二百廿五萬 外に支那共産軍約二十萬		百九十八個師團 五十個旅團 騎兵六個師團 騎兵九個旅團	本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略々同様の實力を有し軍隊に改編せらるゝこと屢々であるが、其兵力は固より算定するを得ない。	飛行機 約五千機 高射砲 多數 戰車 約五千輛 裝甲自動車 約一千輛
ソビエト聯邦	約百六十萬		步兵 正規約三十個師團 騎兵 約五十個師團 正規約五個師團	本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む	飛行機 約五千機 高射砲 約二百門 戰車 約五百輛 裝甲自動車 約二百輛
米	約三十三萬	正規軍 法定數 約二十九萬八千 現在數 約十三萬七千	步兵九個師團 騎兵三個師團	一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらるゝは、その中に步兵各約一師團は、フィリピン、ハワイ、及パナマに駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小時限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。	飛行機 約一千五百機 高射砲 約五十門 戰車 約二百七十輛 裝甲自動車 約二百輛
英	約三十五萬	正規軍 約十五萬二千 外に在印度約六萬	英國五個師團 各師團は約半數の兵力を海外に交代派遣してある 在印度四個師團 騎兵五個旅團 正規將兵を基幹とし、印度人を加ふ	本表の外空軍約三萬三千及海外自治領及植民地に左記兵力(土民軍を含む)を有してゐる カナダ 約十三萬五千 オーストラリア 約二萬九千 インド 約十六萬七千 ニューギランド 約一萬七千 南アフリカ 約一千 アイルランド 約六千 計 約三十五萬五千	飛行機 約一千五百機 高射砲 約五十門 戰車 約二百七十輛 裝甲自動車 約二百輛
地方軍	法定數 約十七萬 現在數 約十三萬五千		十四個師團 騎兵二個旅團 防空三個旅團		

佛 國	獨 國	伊 國
約六十萬	約五十五萬	約三十五萬
在本國軍 約四十萬五千 在海外軍 約十九萬	本國軍 約三十萬 內憲兵約五萬	植民地軍 約五萬
步兵二十五個師團 騎兵 五個師團 別に植民地軍隊	步兵三十二個師團 輕快師團 二 アルプス旅團三	
本表の外左の部隊がある 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北アフリカに不正規補助兵約一萬四千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	陸軍以外に左記の軍隊類似團隊がある。 警察隊 (二十萬) 突撃隊 ナチス自動車團 勞働勤務隊(二十萬)	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他左の如くである。 護國義勇軍 約三十九萬二千 但非常勤務部隊約三十六萬を含む 稅關兵團 約二萬六千 警察隊 約一萬五千
飛行機 約四千五百機 高射砲 約二百門 戰車 約一千五百輛 裝甲自動車 約二百輛	飛行機 約二千五百機 その他は不詳	飛行機 約一千五百機 高射砲 約四百四十門 戰車 約二百輛 裝甲自動車 約五十輛

## 海 軍

### 第一章 海軍の編制

**海軍省** 海軍省は軍務、人事、教育、軍需、醫務、警務、經理、建築、法務の八局に分ち、各局に課を置いて、所管事務を司らしめる。海軍大臣は現役の將官を以て任じ、海軍々政を管理し且海軍々人を統督して、所管諸部を監督する。

**軍令部** 軍令部は陸軍の參謀本部に相當して國防及び用兵の事を掌る。長官を總長といひ、その下に次長、副官、部長、課長等があり、總長は天皇に直屬して帷幄の機務に參し、部務統理の任に當る。尙ほ部内を四部に分ち、

第一部は出帥及び作戰の計畫、艦船の配備及びその進退任務に關すること。

第二部は艦隊、軍備の編制、運動、運輸、通信、演習、檢閲に關すること。

第三部は軍港、要港、防禦港其他軍事上必要な地點の選定及び防禦計畫に關すること。

第四部は軍事謀報、翻譯、編纂に關することを司る。

**高等軍法會議** 軍人軍屬に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所である。高等、東京、鎮守府、艦隊、合圍地臨時軍法會議等がある。裁判官は判士及び法務官を以てし、判士は海軍將校より法務官は文官を以てこれに充てる。

**將官會議** 海軍將官會議は東京に置き帝國海軍の重要事項を審議する合議機關である。海軍大臣を議長とし、若干の海軍將官を議員として組織せられて居る。

**艦政本部** 海軍艦政本部は、兵器及び艦船に關する計畫、審査、造修、研究、實驗を掌る所で、部長は海軍大臣に隸屬して居る。

**水路部** 水路部は水路の測量、水路に關する圖誌の調製、航海の保安、測量水路官の勤務、教育に關する事項を掌り、部長は海軍大臣に隸屬して居る。

**鎮守府** 帝國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、第一海軍區を橫須賀、第二海軍區を吳、第三海軍區を佐世保と定め、各區に軍港を設け鎮守府を置く。鎮守府は出帥の準備、防禦の計畫、海軍區の警備の所轄事務等を掌る。司令長官は天皇に直屬し、艦隊、艦船部隊を統へ、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受け、各部を監督する。



**要港部** 我國の要港部は舞鶴、馬場、大湊、鎮海、旅順の五ヶ所に定められて居る。要港の防禦、その附近の警備、軍需品の配給、艦船の修理等がその任務で、司令官は天皇に直屬し、軍政と人事は海軍大臣に、防禦計畫は軍令部總長に、艦政、兵事、警備は所屬鎮守府司令官の指揮を受けて處理する。

**海軍港務部** 海軍港務部は各軍港に置き、軍港水域の警備、艦船の繋留、出入渠、浚渫船の使用、海標、運輸、救難、防火等の事を掌る。

**航空本部** 航空本部は航空兵器の計畫、審査、造修、研究、實驗、準備、保管、供給など航空に關する一般事項を掌る。所で、總務部、教育部、技術部の三分に分れ、本部長は海軍大臣に隸屬して居る。

**航空廠** 航空廠は横須賀軍港に置き、航空兵器の設計及び實驗、航空兵器及びその材料の研究、調査及び審査並にこれに關する諸種の技術的試驗を掌る官衙である。總務部、科學部、飛行機部、發動機部、兵器部、飛行實驗部、會計部、醫務部等に分れて居る。

**海軍工廠** 各鎮守府及び舞鶴要港に海軍工廠を置き、各廠とも造船、造機、造兵の各部に分ち、造船と造機の二部は艦船及

び兵器の製作、内部の機關製造、修理、鑄造等の造船事業に關することを掌らしめ、造兵部は兵器の製造、修理等造兵に關する事を掌る。

**火藥廠** 火藥廠は平塚市に置き、火藥類、火藥原料の製造、修理、審査、研究に當る官衙である。火藥部、爆藥部、研究部、會計部、醫務部を置き、海軍大臣に隸屬して居る。

**燃料廠** 燃料廠は山口縣都濃町に在りて、海軍所要の燃料及びその副生産品の生産、加工、研究、調査に關する事項を掌る所である。廠長は吳鎮守府司令官に隸屬する。

**海軍航空隊** 海軍航空隊は各軍港、要港、其他海軍大臣の指定する地に置きその所在地の地名を付ける。海軍航空隊はその所在地を管轄する鎮守府又は要港に屬し、海上部隊との協同任務及び航空機を以てする空中防禦、海面防禦に關することを掌る所である。

**海兵團** 海兵團は各軍港に設置せられて、その地の鎮守府に屬し、軍港の警備及び陸上の防火、補給員の統轄、新兵の教育、特修兵たるべき下士官の教育等を掌る所である。

**防備隊** 防備隊は鎮守府又は要港に置き、海面防禦に關することを掌り、又海兵團の無い場合は、軍港、要港の航空機に

は特別に編制する、軍艦から陸上に送る武装兵力である。

### 第二章 海軍の任務

海軍の任務は平時と戦時とに分れ、平時に於ては領海權及び通商貿易の保護、外交の後援、局外中立の維持、在外國民の保護等に當り、戦時に於ては敵の艦隊と交戦してこれを全滅せしめる等、重大な任務を帯びて居るのである。

#### 第一節 平時に於ける任務

**領海權の保護** 海軍は平時に於て、我版圖に屬する港灣及び海上保護の任に當り、海賊船の逮捕、難破船の救助等陸上警察力の及ばざる區域に互つて治安の維持に努める。

**航運及び通商權の保護** 海岸を距ること三海里以上の海洋はこれを公海と稱し、何れの國の版圖にも屬して居ない。従つて通商貿易の諸船舶が公海を航通することは自由であるが、若し或國の船舶が不法に公海を航通した場合は、國家は當然これを除去する必要がある、この必要を充すためには海軍力の發動に依たねばならぬ。又各國は通商條約により、各港灣に於て通商を營む權利を持つて居るが、若し國家が故なくして

依らない空中防禦、警備並に陸上防火を兼掌するのである。司令官は鎮守府、要港部司令官に隸屬し、部下を統率、訓練し軍紀、風紀を維持して隊務を總理する。

**防備隊** 各軍港に防備隊を置く。防備隊は所在鎮守府所屬の在役艦船、豫備艦船、驅逐隊、潜水隊、水雷隊又は掃海隊等特に定めたもので編制する。防備隊は海面防禦及び防禦海面を警衛をする。司令官は鎮守府司令官長官に隸屬し、部下の艦船部隊を指揮統率する。

**警備隊** 各軍港に警備隊を置き、海軍區の防禦及び警備の一部を掌らしむ。警備隊も防備隊と同一の艦船及び部隊を以て編制する。司令官は鎮守府司令官長官に隸屬し、部下の艦船部隊を指揮統率する。

**駐滿海軍部** 滿洲國新京に駐滿海軍部を置く。駐滿海軍部は滿洲國沿海及び河川の防禦に關することを擔任し、且滿洲國河川の警備に任ずる。司令官は天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を受けて軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受ける。

**陸戰隊** 陸戰隊は居留民の保護又は陸軍の上陸掩護、局地の一時的占領、海陸交通の保護等の目的のため乗員を以てし、或

この権利を侵害された場合は、外交談判を開始すると同時に必要に応じて軍艦を派遣し、侵害國に對して威嚇を加へて、國家の通商貿易を保護するのである。

外交問題の後援 國家と國家との間に外交問題が紛糾して、國交の斷絶を來すが如き危機に際しては國家は外交官の後援として軍艦を派遣し、相手國を牽制して問題を有利に解決せしめ、或は手段として相手國の要港を封鎖し、又は商船を抑留して國威を示し、飽くまで自國の主張を貫徹せしめるために努力する。

局外中立の維持 他の國家と國家との間に戦争が開始せられ、然もその事が何等自國に關係なきときは、國家は局外中立を布告するのが常である。若し局外中立を布告しても、交戦國の軍艦が自國の港灣内に侵入し、又は兵器糧食類等を強要する場合、これを拒絶し或は領海外に驅逐するについては、自國海軍力の發動に俟たねばならぬ。又自國が交戦中の場合には、中立國の船舶に就て軍需禁制品を搭載するか否かを検査する必要があるが、これも亦海軍の有する重要な任務である。

在外邦人の保護

海軍は又在外國民に對し、その生命財産等を

保護する任務に當り、邦人の海外進展に援助を與へて居る。

### 第二節 戦時に於ける任務

戦時に於ける任務は敵の艦隊を全滅せしめ、その沿岸に迫つて敵を攻略し、敵の船舶を拿捕して交通々商を絶ち、軍港、商港を攻撃封鎖すると共に、自國船舶の航通を保護し、陸軍の護送、上陸の援護其他偵察搜索の任に當る等、その任務は頗る廣範圍に互つて居る。

### 第三章 艦船の種類と任務

戰艦 戰艦は艦隊の中樞となつて敵艦隊の主力と交戦し、或は砲臺を攻撃し又は敵の商船を拿捕して、海上の權力を掌握することを目的とする。

巡洋艦 巡洋艦は平時に於ては、海上公權及び在外國民の保護等に任じ、戦時には偵察、拿捕、捕獲及び敵艦の攻撃破壊に當ると共に、我運送船及び商船保護の任務につく。巡洋艦は大型巡洋艦と輕巡洋艦とに區別されて居るが、戦時に於て前者は主力艦隊と行動を共にし、敵の主力艦、巡洋艦又はその弱點を攻撃し、後者は主として敵逃走艦の追撃、敵船舶の拿

捕又は偵察を以てその任務とする。

海防艦 海防艦は自國の沿岸を保護して、敵艦の襲來を邀撃し敵の砲臺を攻撃破壊することを任務とする。この任務の性質上戦艦や巡洋艦に比して、速力は劣り吃水は淺いのを普通とするが攻防力は強い。

砲艦 砲艦は敵の陸軍と交戦するため、河川に溯り或は島嶼に出没して敵を威嚇するを任務とするから、艦體も輕少で吃水は淺く、防禦力の備へはないが攻撃力は強大である。

驅逐艦 驅逐艦は速射砲を放つて敵水雷艇を攻撃し、又は魚形水雷を以て、敵艦を攻撃することをその任務として居る。

潜水艦 潜水艦は平時は背部を海面に表はして居るが、戦闘中敵に発見せられた場合、其他必要に應じ水中に潜入して攻撃の行動を開始する。主として海防艦又は砲艦と共に沿岸港灣を防禦し、又海戦中夜陰雲霧等に乘じて敵艦に接近し、水雷を發射して奇功を収めることをその特質として居る。

潜水母艦 潜水母艦は潜水艦に對して兵器、糧食を供給し、又は破損した箇所を修繕するなど、主として潜水艦の動作を助けることを以てその任務とする。最近潜水艦の發達に伴ひこれを防ぐため急設網艦及び捕獲網艦が出現した。我白鷹は

前者に、燕、鴨の二艦は後者に屬して居る。

航空母艦 航空母艦は飛行機及び航空に要する兵器其他を積載し、飛行機を艦上より飛翔せしめ、又はその破損箇所を修繕する軍艦である。

敷設艦及掃海艇 敷設艦は水雷敷設の任に當り、掃海艇はこれと反對に海面の危險物を掃去することを任務として居る。

特務艦其他 練習特務艦は航海術其他海上勤務一切の練習のために使用せられ、標的艦は海軍演習に際して標的となり、測量艦は海底の深淺を測量することを任務とする。又運送艦は軍需品を運搬し、砕氷艦は海面の氷を破碎して、艦船の航行を助ける任務を帯びてゐる。

### 第四章 軍港、要港及艦隊

軍港及び要港 平時は數百の艦船を何れの地に碇泊せしめて置いても自由であるが、一朝國際間に戦火を交へることになつた場合は、軍港及び要港の必要が起つて來る。その理由は戦時中艦隊に軍需品即ち兵器、彈藥、糧食、炭水等を供給する所を要するのみでなく、艦隊の策源地となり、根據地となすべき所を要するからである。故に軍港は海軍の根據地とし

て極めて設備の完全なものであり、要港はこれに次ぐべきものとされてゐる。尙ほ我國の軍港は、鎮守府の所在地たる横須賀、吳、佐世保の三ヶ所、要港は舞鶴、大湊、鎮海、馬公、旅順の五ヶ所である。

**艦隊の目的** 現今我國では第一、第二、第三及び第一遣外艦隊練習艦隊の五艦隊を有し、何れも軍港に直屬して居る。この中第一艦隊は本邦附近、第二艦隊は西岸及び朝鮮附近、第三艦隊は南滿方面、第一遣外艦隊は支那方面を警備する。練習艦隊は臨時必要に応じて編成されるが現今では常備艦隊に編入されて居る。艦隊の編成は同一なる軍艦にして、同一なる速力、迴轉圈、航續力を有するものを以て組織される。

### 第五章 教育機關

**海軍大學校** 本校は東京市に在り、海軍各科將校に對し、高等兵學其他の學術を教授するを目的とする。學生を甲種、特修機關、選科の四種に分ち、甲種學生は海軍少佐又は大尉中より詮衡し、特修學生は甲種學生の教程を修めない海軍大佐、中佐より詮衡し、機關學生は機關大、中尉より詮衡し、選科學生は海軍佐官、大尉で志願した者を詮衡して入學を命ずる。

修業期間は一年乃至四ヶ年である。  
**海軍兵學校** 兵學校は廣島縣の江田島に在り、將來海軍の將校たる者を養成する所で、教授科目は普通學の外砲術、水雷運用術、航海術、航空術、機關術を課し、修業年限は四ヶ年である。年滿十六歳以上十九歳以下の男子にして、入學を志願する者について試験を行ひ、その合格者中より所要の人員を入學せしめ、卒業の上は士官候補生に任せられる。  
**海軍機關學校** 機關學校は横須賀市に在り、將來海軍機關科士官となるべき者を養成する所で、教授科目は普通學の外、機關術と水雷術とを課し、修業年限は四年である。滿十六歳以上十九歳以下の男子にして、入學を志願する者について検査を行ひ、その合格者の中より所要の人員を採用し、卒業の上は海軍機關少尉候補生に任せられる。  
**海軍工機學校** 本校は横須賀市に在り、機關科將校、特務士官、准士官及び特修兵となる下士官兵に對し、必要なる機關術及び工術を教授する所である。學生は高等科、特修科、專攻科に分れ、各々その資格者中から詮衡して命ずる。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年である。  
**海軍通信學校** 通信學校は横須賀市田浦町に在り、高等、特修

專攻の三科に分れ、海軍通信術の教授と研究をなす學校で、入學資格者は海軍兵科將校、特務士官、准士官、特修兵となるべき下士官兵等である。

**海軍醫學校** 本校は東京市に在り、海軍々醫科士官、藥劑科士官から選抜した者に對し、高等の學術を修得せしめ、又海軍看護兵曹長に對し看護科特務士官の素養に必要な學術を教授する所である。

**海軍砲術學校** 砲術學校は横須賀市に在り、海軍兵科將校、特務士官、准士官及び海軍特修兵となる海軍下士官兵に對し、これに必要な砲術を教授する所であるが、又砲術の研究とその教育の規畫に關する研究調査をも行ふ。學生は高等科、特修科、專攻科に分かれ、各々その資格者を詮衡して命ずる。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年以内である。

**海軍水雷學校** 本校は横須賀市に在り、水雷術の教授及びこれが改良進歩を計ることを目的とする所である。學生には海軍兵科將校、特務士官、准士官及び特修兵となる海軍下士官を詮衡して入學を命ずる。學生は高等科、特修科、專攻科に分れ、修業期間は六ヶ月乃至一年以内である。  
**海軍潜水學校** 本校は吳市吉浦町に在り、潜水術の教授及びそ

の改良進歩を計ることを目的とする所である。海軍兵科將校、特務士官、准士官及び特修兵となる海軍下士官を詮衡して入學を命ずる。學生は甲種、乙種、機關、特修、專攻に分れ、修業期間は四ヶ月乃至一ヶ年以内である。  
**海軍航海學校** 本校は横須賀市に在り、海軍兵科將校、特務士官及び准士官並に海軍特修兵となる海軍下士官及び兵に對し、必要な航海術、運用術、信號術及び見張術を教授する所である。學生は航海學生、運用學生、特修科學生、專攻科學生に分れて居る。航海學生は海軍大、中尉から詮衡の上これを命じ、運用學生は海軍大、少佐からこれを命じ、特修學生は海軍佐、尉官、特務士官、准士官より志願した者の中に就てこれを命ずる。專攻科學生は航海學生又は運用學生の教程を修了した者に特に研究項目を指定せしめてこれを專攻せしめるのである。修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年で各學生によつて異なつて居る。  
**海軍經理學校** 本校は東京市に在り、學生を甲種、乙種、補修選科、選修に分ち、海軍主計士官になるべき者に對し必要な學術を教授し、又主計兵曹長及び一等主計兵曹に對し必要な學術を教授する所で、修業期間は六ヶ月乃至一ヶ年、一ヶ

年乃至四ヶ年である。海軍々樂練習 軍樂兵曹、軍樂兵に必要なる音楽上の學理及び技術を教授するもので、學期を六ヶ月とし、練習生は海兵團長がこれを命ずるのである。

信號練習 信號練習生は兵教育を三ヶ月以上受けた者の中から視聽完全にして、齒列正しく品行方正にして資性鋭敏活潑理解力に富み、讀書、算術をなし得る志願者の中から、海兵團長これを選抜して命ずるものとして居る。

四等兵教育 四等兵とは兵籍に初めて入つた者をいひ、これが教育は海兵團に於てする。但四等看護兵は海兵團及び病院に於てこれを教育する。

### 第六章 海軍區と志願兵

#### 第一節 海軍區

我海軍に於ては全國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、各區に軍港を設けて艦隊の根據地となし、各鎮守府を置きその海軍區を管掌せしめる。又その區内の要港に要港部を置いてゐる尚ほ關東州の海岸面を關東州海軍區とし、佐世保鎮守府がこれ

を管し、又南洋島委任統治區域の海岸海面を南洋海軍區とし横須賀鎮守府がこれを管する。海軍の艦船はこれを艦隊に分ち、二つ以上の艦隊を以て聯合艦隊を編成する。艦隊はまた必要に應じてこれを戰隊に區分されるのである。

第一海軍區 (軍港 横須賀) 青森縣 岩手縣 宮城縣 福島縣 茨城縣 千葉縣 東京府 靜岡縣 愛知縣 三重縣 神奈川縣 北海道及び樺太の海岸海面。

第二海軍區 (軍港 吳) 大阪府 兵庫縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 鳥根縣 鳥取縣 京都府 福井縣 石川縣 富山縣 新潟縣 山形縣 秋田縣 德島縣 高知縣 愛媛縣 香川縣 和歌山縣 大分縣及宮崎縣の海岸海面並に福岡縣遠賀、宗像郡界より以東の海岸海面。

第三海軍區 (軍港 佐世保) 第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面並に佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣、臺灣及び朝鮮の海岸海面。

#### 第二節 志願兵徵募管轄區

海軍に志願する者は水兵、航空兵、軍樂兵、船匠兵、機關兵、看護兵、主計兵の一を選び身體検査を受けて合格し、その中より所要人員を採用するもので、水兵と機關兵は滿十七歳より二十一歳まで、船匠兵と看護兵とは滿十七歳より十九歳まで各年

辭に制限があり、應募資格としては軍樂兵、看護兵の二種は讀書作文、算術の出來得る者でなくてはならぬ。陸軍の豫後備兵役にある者、兵役法の規定に該當する者、禁錮以上の刑に處せられた者、賭博犯の處分を受けた者、刑事被告人、家資分散、破産の宣告を受けた者、又はその相續人、無教育者は海軍に志願することとは出來ぬ。又海軍志願兵徵募區域は、次の如く全國を横須賀、吳、佐世保の三鎮守府に分つて居る。

- 第一徵募區 (横須賀)
  - 北海道 樺太 青森縣 岩手縣 秋田縣 山形縣 宮城縣
  - 福島縣 東京府 千葉縣 茨城縣 埼玉縣 群馬縣 栃木縣
  - 長野縣 山梨縣 新潟縣 靜岡縣 神奈川縣
- 第二徵募區 (吳)
  - 愛知縣 岐阜縣 富山縣 石川縣 福井縣 京都府 大阪府
  - 滋賀縣 三重縣 奈良縣 兵庫縣 岡山縣 廣島縣 鳥取縣
  - 島根縣 山口縣 和歌山縣
- 第三徵募區 (佐世保)
  - 香川縣 愛媛縣 德島縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣
  - 大分縣 宮崎縣 熊本縣 沖繩縣 鹿兒島縣

### 第七章 海軍給與令表

(各科共通、相當官も同一)

官階	年額	特務士官	年額
大將	六、六〇〇圓	特務少尉	一、四七〇圓
中將	五、八〇〇圓	候補生	一、三六〇圓
少將	五、〇〇〇圓	準士官	一、二〇〇圓
大佐	四、一五〇圓	F 士官	一、一〇〇圓
中佐	三、三〇〇圓	一等下士官	五五〇圓
少佐	二、三〇〇圓	二等下士官	四九〇圓
大尉	一、九〇〇圓	三等下士官	四四〇圓
中尉	一、六五〇圓	備考	三三〇圓
少尉	一、四〇〇圓	給の十分の八、休職中は俸給の十分の六、停職中は俸給の十分の三を給す	三〇〇圓
少尉	一、一五〇圓		
尉	一、〇〇〇圓		
尉	八五〇圓		
特務士官			
特務大尉	二、〇七〇圓		
特務中尉	一、九二〇圓		
特務中尉	一、七四〇圓		
特務中尉	一、六三〇圓		

### 第八章 帝國海軍常備艦船表

我國の海軍力は、一九三〇年の倫敦會議の結果、主力艦 九隻 二十八萬四千九百噸、大型巡洋艦 十二隻 二十萬八千四百噸、輕巡洋艦 十萬四千五百噸、驅逐艦 十萬五千五百噸、潛水艦 五萬二千七百噸





艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度	艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度	艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度	艦名	排水量(噸)	速力(節)	竣工年度
呂號第五四	八九三	一七	大正一〇年	第一號	六一五	二〇・〇	大正三年	膠州	二〇八〇	二〇・三〇	明治三七年	青島	七・五〇〇	一〇・〇〇	不詳
呂號第五五	同	同	同	第二號	同	同	同	洲島	八・八〇〇	一四・〇〇	大正七年	室戶	八・二二五	一三・五〇	同
呂號第五六	同	同	同	第三號	同	同	同	野島	同	同	同	能登呂	一四・〇五〇	二二・〇〇	同
呂號第五七	八八九	同	同	第四號	同	同	同	知床	同	同	同	佐多	同	同	同
呂號第五八	同	同	同	第五號	同	同	同	櫻島	同	同	同	高崎	同	同	同
呂號第五九	同	同	同	第六號	同	同	同	間宮	一五・八二〇	一四・〇〇	同	早瀬	同	同	同
呂號第六〇	九八八	同	同	第七號	一〇三〇	二四・〇〇	明治四年	鳴門	同	同	同	神戶	一七・〇〇〇	二五・〇〇	同
呂號第六一	同	同	同	第八號	同	同	同	石廊	同	同	同	石廊	同	同	同
呂號第六二	同	同	同	第九號	七〇〇	同	大正七年	尻矢	同	同	同	早瀬	一四・〇五〇	二三・〇〇	同
呂號第六三	同	同	同	第一〇號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
呂號第六四	同	同	同	第一一號	五〇〇	三〇・〇	昭和八年	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
呂號第六五	同	同	同	第一二號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
呂號第六六	同	同	同	第一三號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
呂號第六七	同	同	同	第一四號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
呂號第六八	同	同	同	第一五號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
千島	五七	三	昭和八年	第一六號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第一七號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
初雁	同	同	同	第一八號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
鴻雁	同	同	同	第一九號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第二〇號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第二一號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第二二號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第二三號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第二四號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第二五號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第二六號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第二七號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第二八號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
友鶴	同	同	同	第二九號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同
朝鶴	同	同	同	第三〇號	同	同	同	高崎	同	同	同	早瀬	同	同	同

第九章 世界六大國海軍現有勢力比較表

(昭和十一年十月海軍省發表)

艦種	主 力 艦						航 空 母 艦						
	日	米	英	佛	伊	獨	日	米	英	佛	伊	獨	
艦齡內既成艦	隻數	九	一五	一五	一〇	四	隻數	三	六	一	一	隻數	一
	噸數	一七三、〇七〇	三六四、〇〇〇	四七四、七〇〇	二二二、二二五	八六、五三三	三〇、〇〇〇	噸數	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	噸數
艦齡超過既成艦	隻數	—	—	—	—	—	隻數	—	—	—	—	隻數	—
	噸數	—	—	—	—	—	噸數	—	—	—	—	噸數	—
既成艦計	隻數	九	一五	一五	一〇	四	隻數	三	六	一	一	隻數	一
	噸數	一七三、〇七〇	三六四、〇〇〇	四七四、七〇〇	二二二、二二五	八六、五三三	三〇、〇〇〇	噸數	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	噸數
建造中	隻數	—	—	—	—	—	隻數	—	—	—	—	隻數	—
	噸數	—	—	—	—	—	噸數	—	—	—	—	噸數	—
未起工	隻數	—	—	—	—	—	隻數	—	—	—	—	隻數	—
	噸數	—	—	—	—	—	噸數	—	—	—	—	噸數	—

▲其他特務艦に敷設艇、驅潜艇、掃海特務艇、潜水艦母艇等がある。

計	總						補					
	獨	伊	佛	英	米	日	獨	伊	佛	英	米	日
獨	三	一三	一五六	一五八	九三	一五〇	三〇	一八	一四五	一三七	七五	一三七
伊		三一五、一三八	五三六、九四六	九九五、〇〇八	八三三、四二五	六八四、一五二		二二八、六〇六	三〇二、三七五	四〇四、九〇八	二八八、六二五	三四三、七二二
佛		六〇	二七	一五〇	二二〇	四七		六〇	二七	一五〇	二二九	四七
英		八五、八五三	五八、五六七	二二七、三七一	二五五、〇一〇	五八、九八八		八五、八五三	五八、五六七	二二七、三七一	二四三、五二〇	五八、九二八
米		一八三	一八三	三〇八	三三三	一九七		一七八	一七二	二八七	三二四	一八四
日		四〇〇、九九一	五九五、五三三	一、二二二、三七九	一〇八八、四四五	七四三、〇八〇		三三四、四五九	三六〇、九四二	六四二、二七九	五三二、一四五	四〇二、六四〇
總計	四三	一三三、九一五	四一三	四一三	四一三	四一三	四三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三
獨	三	七八、〇〇〇	一〇	四四、九一五	四三	一三三、九一五	四二	一五、五〇〇				
伊		六〇	八五、八五三	一八三	四〇〇、九九一	四一		一五、五〇〇				
佛		二七	五八、五六七	一八三	五九五、五三三	二九		一五、五〇〇				
英		二七	五八、五六七	一八三	五九五、五三三	二九		一五、五〇〇				
米		一八三	一八三	三〇八	三三三	一九七		一五、五〇〇				
日		四七	五八、九八八	一九七	七四三、〇八〇	二七		一五、五〇〇				
總計	一〇	四四、九一五	四三	四一三	四一三	四一三	一〇	四四、九一五	四三	四一三	四一三	四一三

備考 一 英國七・五吋甲級巡洋艦「ホーキンス」級四隻は條約規定に鑑み便宜乙級巡洋艦中に計上せるものである。  
 二 佛國驅逐艦建造中には「エスコーター」一二隻を含む  
 三 各艦種艦齡次の如し  
 四 未起工艦には議會の協賛を経たるもののみを掲ぐ  
 五 補助艦は巡洋艦、驅逐艦、潜水艦である。

### 空軍及兵器

#### 第一章 帝國の空軍

空中國防 現代の國防は、陸海軍の外に新たに空中國防を加へた。千九百三十一年伊太利の空相バルボ中將は「飛行機は今世紀の文明が生んだ最も恐ろしい武器である。空軍はあらゆる兵種中の王として將來戰の主兵となるべきものである」と言つたが、これは決して一空相の放言ではなく、現代國防の新傾向を喝破したものといはねばならぬ。従つて世界列強は空軍の擴張充實に狂奔しつゝあるが、我國の空軍は果して如何なる現状にあるであらうか。

發空軍の組織 從來我國の空軍は陸軍と海軍とに分ち、これを監督するため陸海軍に各々航空本部が置かれてあつた。而して陸軍航空本部は陸軍大臣の管轄下にあつて陸軍航空隊全般に關する兵器の充足、研究、調査及び監督をするだけで、軍隊の編制上獨立せず、各地の航空隊は所屬師團の一師團長の指揮命令に従つたものであるが、かくては航空の飛躍的進歩をはかり、近代國防に缺陷あるを免れないので、陸軍では

師團に隷屬してゐる飛行聯隊を統合するため、昭和十一年八月一日より、左記の如く航空兵團司令部令を發して航空兵團を創設した。

- 第一條 航空兵團長は陸軍大將又は陸軍中將を以てこれに親補し、天皇に直隸し部下飛行部隊を統率す
- 第二條 航空兵團長は部下飛行部隊の練成に付き其責に任ず但し専門教育に付てはこの限に在らず
- 第三條 航空兵團長は部下飛行部隊の動員計畫を監督す
- 第四條 航空兵團長は軍政及び人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫及び動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承く
- 第五條 航空兵團長は陸軍大臣の定むる所により、部下飛行部隊長をして當該部隊の經理、衛生其他必要なる事項に關し、師團長又は軍司令官區處を承けしむるものとす
- 第六條 航空兵團長は隨時部下飛行部隊を檢閲し、毎年概ね軍隊教育期の終に於て概閲の實況及び意見を上奏し且陸軍大臣、參謀總長及び教育總監に報告すべし
- 第七條 航空兵團司令部に左の職員を置く  
 參謀長、參謀、副官、部附、參謀長及び副官を合して幕僚とす
- 第八條 參謀長は航空兵團長を輔佐し、航空兵團長に對して事務整理の責に任ず
- 第九條 幕僚の各將校及び部附は、參謀長の指揮を承け各自擔任の事務を掌る
- 第十條 准士官、下士官及び判任官文官は、上官の命を承



け技術又は事務に従事す  
第十一條 疫疾其他非常の場合に際し航空兵團長は、一時其部下飛行部隊を移轉せんとするに當り急を要する時は之を實行したる後直に陸海軍大臣、參謀總長に報告し、關係師團長に通報すべし

航空隊の機數 我陸軍航空部隊は前記の如く、航空兵團に統轄せられる。九飛行聯隊及び一氣球隊と、六飛行學校を有し、外に滿洲國には飛行若干隊が配置されてゐるが、公表されてゐる保有機數は約千臺に過ぎない。

これを列強の現状について見るに、米國は約二千五百機、佛蘭西は四千五百機、ソヴェエツト露西亞は四千機、英吉利は一千六百機、伊太利は千五百機、獨逸は二千五百機である。是等と比べ我國の空軍は甚だしく劣勢である。

戦闘單位の不足 我國の空軍は上述の如き現況であるが、空軍の戦闘單位である中隊數の如きも從つて非常に少ない。これをソヴェエツト露西亞の赤色空軍の陸軍部隊に比較するときは次の如き狀況である。

偵察隊	七十四個中隊	日本	十一個中隊
戰鬥隊	六十八個中隊	日本	十一個中隊
爆撃隊	四十九個中隊	日本	四個中隊

を造り得る能力を有つてゐる。これに反し我民間飛行界は、その有する機數僅かに二百臺内外で、それも多くは陸海軍の拂下品である。滿洲事變以來飛行機の必要は一般に痛感されて、陸軍に愛國號、海軍に報國號の寄贈が續出するに至つたのは誠に喜ぶべき現象であるが、同時に民間飛行界も、今後漸次その勢力を増大し、神風號級の優秀なるものを、多數に出現せしめる必要があるのである。

航空工業 我國の航空工業は時勢に刺激せられて、漸次技術的進歩を遂げ、今や航空工業の獨立を見んとする狀況にある。即ち陸軍工場としては東京工廠砲具製造所、名古屋工廠熱田兵器製造所（以上機體製造）名古屋工廠千種器製造所（發動機製造）があり、民間工場においても中島飛行機製作所、三菱航空機製造會社、川崎造船所（以上機體、發動機製造）石川島飛行機製作所（機體製造）があり、續々國産新鋭機を建造しつゝある狀況で、殊に中島、川崎兩工場製造の新鋭戰鬥機は、世界に誇るべきものであり、更に新らしき偵察機並に爆撃機も、續いて建造されんとしてゐる。

各種軍用機 現代の軍用機には偵察機、戰鬥機、爆撃機の三種があり、偵察機は新時代空中戰の騎兵と稱せられ、搜索を主

右の如く非常な劣勢を示してゐるが、事實において機數は約十對六の比であるから、右の表は一面赤色空軍が、その外形のみ大きく内容は不完全なことを物語つてゐる。然かし我空軍の戰鬥單位の不足せることは事實で、殊に爆撃隊の四中队は餘りにも貧弱であるから、この戰鬥力を増大するために出來得る限り速かに新鋭機の配備が肝要である。

又我陸軍航空部隊の兵力は九飛行聯隊と一氣球隊であるが飛行聯隊中には戰鬥中隊と偵察中隊の混成のものが多い。これは騎兵と工兵とを同一聯隊としたやうなものであるから、戰略及び戰術上の不便が甚だしい。尙又爆撃聯隊たる第七聯隊の如きも輕爆撃中隊と重爆撃中隊の混成で、これも重砲兵と山砲兵が同一聯隊と成つた形であるから、早晚改變されねばならぬ状態になつてゐる。

民間飛行界 以上の如く我空軍の現況は、甚だ不完全であるが更にこれを我民間飛行界について見るに、一層の貧弱さを示してゐる。即ち亞米利加は民間に約一萬の飛行機と二萬人のパイロットを有し、獨逸はまた民間飛行機を到る處に飛ばし航空路八十有餘、一日の飛行距離五萬キロメートルに達してゐるが、然かも國內にある飛行機製作所は、一ヶ月に三千機

なる任務とし、また砲兵に共力して空中觀測を行ひ、時には輕爆撃機を機行して、敵の軍事機關を爆撃する。偵察機には寫眞機と無線電信機とを備へ、空中寫眞を撮影し、また敵軍の狀況を刻々司令部に報告して、偵察の任務を遂行するのであるが、一度偵察機が戰場の空に現はれるときは、敵軍は直ちに戰鬥機隊を放つて攻撃して來るから、これに應戰するために機首に固定機關銃、後方に旋迴機關銃を備へ、更に或種の機は胴體の下に、銃口のみを出す下方機關銃を備へつけてゐる。將來の偵察機は優秀な寫眞技術によつて、驚くべき遠距離撮影及び高空撮影を行ひ、いよくその任務を擴大して、上昇限度も一萬メートル以上に達するであらうと豫期されてゐる。

戰鬥機は空中戰の主兵で、その任務の一は、偵察機の上空數百乃至一千メートルの位置にあつて偵察機を護衛する。元來空中戰の第一義は常に敵の上空に出で、機首を下方の敵に向け、機關銃を以て敵機に彈雨を注ぐことである。また敵の急襲を受けた場合は、速かに昇騰して敵の上に出るのであるが、敵機の攻撃を避けるためには横轉、横送り、縦揉み、水平旋迴、反轉等を行ふのである。戰鬥機は敵の飛行隊を攻撃

するのみでなく、敵の氣球隊及び地上部隊をも攻撃し、殊に決戦に際し敵機を日かけて急降下攻撃を行ふことは、敵軍に對して、最も痛烈なる精神的打撃を與へるのである。

現代の戦闘機は速力と昇騰力とを生命とするから、速力が遅く、昇騰力の鈍いものは、敵機に制抑せられて殆んど攻撃の機会を掴むことが出来ない。世界の最新機は時速三百キロメートルを最大限度とするが、我空軍には三百キロメートルを遙かに突破する、九一式新單葉戦闘機と、更に優秀な防空戦闘機が配備されんとしてゐる。新しい空中戦略乃至空中戦術の完成と共に、我戦闘飛行隊が世界空軍中の精銳となるべき日は、既に目前に近づいてゐるのである。

爆撃機は空襲の主隊で、投下爆弾、焼夷弾、毒瓦斯弾などを携へて、地上の敵軍隊及び軍事機關を爆撃することを任務とする。この飛行隊こそ獨立空軍の主力として、敵地爆撃に猛威を振ふるべき兵團であるが、その任務によつて軽爆撃隊と、重爆撃隊とに分れ、軽爆撃隊（晝間爆撃隊）は偵察機級の飛行機に、約五百キログラム程度の爆弾を積み、主として戰場附近の敵軍隊と軍事施設を爆撃し、重爆撃隊（夜間爆撃隊）は、敵の後方機關を襲撃するのである。

投下爆弾

現在の飛行機投下爆弾には多くの種類がある。即ち榴弾はその弾丸の炸裂によつて非常な破壊力を生じ、人馬を殺傷する目的のために用ひられ、破甲榴弾は家屋、橋梁其他固牢なるものを破壊するために使用される。また焼夷弾は火災を起さしめるために用ゐられるもので、敵の軍隊の宿舎、軍需品、倉庫等を焼き且つ都市などを襲ふて火災を起させるのである。

地雷は爆弾中、最も威力のあるもので、地中に突入して大爆裂を起し、附近のあらゆるものを粉砕するのである。投下爆弾は水雷に似た形をなし、その重量一千キログラム以上のものになると、人間の三倍位の高さを有し、附近三十メートル以内にあるものは悉く粉砕されて終ふ。毒瓦斯弾による毒瓦斯の發射方法は種々あり、彈丸として地上に發射するものと、煙幕のやうに比重の重い毒瓦斯を空中から撒きちらす方法とが一般に行はれてゐる。

海軍航空部隊の任務 將來戦において陸軍の飛行隊が非常な重要性を有するが如く、海軍の飛行部隊もまた重要な役目を帯びてゐる。海軍航空部隊の任務は偵察戦に初まり、次いで戦闘機軍の空中權爭奪戦が行はれ、攻撃機の軍艦爆撃が敢行

される。従つて航空部隊の優秀は、戦局を支配するものであり、航空部隊の劣弱な海軍は到底戦勝を期することは出来ないものである。

海軍航空隊の組織 我海軍航空隊は海軍航空本部が、これを監督し、航空兵器の計畫、造修並びに艦船の航空機搭載設備、其他航空教育等を掌り各鎮守府に所屬して、司令長官の指揮命令に従ふものである。

海軍航空隊の現状 我海軍航空隊の機数は昭和六年九月、國際聯盟に提出された軍備現狀報告書に依るときは、沿岸航空隊四百七十二機、航空母艦、軍艦搭載機三百二十九機、合計八百一機であるが、海軍航空隊の任務は、陸に對しては陸軍航空隊と共同戦線に立つのは勿論であるが、主として海洋戦に於て敵の空軍及び海軍を撃破するにあるから、艦隊搭載航空隊が最も重視されてゐる。然し艦隊搭載航空隊のみでは、作戦上十分とはいへないから、沿岸航空隊が設けられてゐる。

海軍航空隊の將來 今や我國の海空軍は一大躍進期に入り、技術的には戦闘機、攻撃機乃至飛行艇に、續々と獨創的な新鋭機を生みつゝあり、一方、戦術、戰術的には、空軍と海上部隊とが一有機體として動くところの、用兵作戰上の新兵術が

完成されつゝある。殊に昭和七年横須賀に、大規模な海軍航空廠が生れたことは、我海空軍の前途に優秀なる勢力を加へたものと言はねばならぬ。

海軍機の任務 現代の海軍機には偵察機、戦闘機、攻撃機等のあることは前述の通りであるが、偵察機は海上偵察を主任任務とし、空中観測を行ふ一方、小爆弾を以て敵艦隊を攻撃することもあり、更に哨戒任務に服しては、敵の潜水艦魚雷、機雷を警戒して艦隊の安全を守るのである。我海軍の一式水上偵察機は、三百馬力、時速百哩に近いが、強力な戦闘機の飛び廻る戰場においては幾分の危険を感じるのである。武器としては旋迴機關銃を機の後方に備へて、敵戦闘機の攻撃を防ぐのである。將來の偵察機は速力を三百キロメートルに近づけ、戦闘機と交戦する能力を有し、更に小爆弾を機翼に抱いて、軽爆撃機の機能をも兼ねるものが出現する筈である。

戦闘機は空中戦の主兵であるから、艦隊の上空にあつて敵の攻撃機隊の來襲を撃破し、進んで我攻撃機隊、偵察機隊を擁護して敵艦隊の上空に迫り、敵の戦闘機隊と戦ひ、敵艦上に急降下して、機銃でその甲板を掃射する。そのため機首

に二基の固定機銃を有し、プロペラ廻轉の間隙から前方を射撃するのである。新式戦闘機は速力三百キロメートル以上上昇力は五千メートルの威力を有してゐる。

攻撃機(雷爆機)は爆撃、雷撃などを以て、敵海軍に絶大な脅威を與へ、空中戦闘力の重點となつてゐる。戦闘機は華かに空中戦場に亂舞するが、その戦闘は決して空中戦略の最後の目的ではない。海空軍の眞の威力は、攻撃機隊の敵艦爆撃においてその頂點に達するから、將來海戦の勝負を決定するものは、この攻撃機隊に他ならぬ。

攻撃機は敵の砲火を避けるため、黎明或ひは薄暮に乗るか、または攻撃に先立ち快速戦闘機を以て、敵艦隊の前面に煙幕を展張し、その白煙を突いて迫つて行くのである。我々三式攻撃機(四五〇馬力)は、往年の上海戦に勇名を轟かしたが、今はやゝ舊式に屬し、將來に於ける海戦攻撃機隊の主力たることは出来ない。これに反し、新しい八九式攻撃機は、少くも馬力六百五十で、直徑十八インチの魚雷を積み、千二百キロメートルの航線圏を有して居るから、列國機に比して優秀を誇り得るものである。

飛行艇 海軍の雷爆機隊は、根據地が航空母艦であるため、陸

軍の重爆撃機の如く巨大なものを有することは出来ないが、海から發着する飛行艇には驚くべき巨大なものがある。この飛行艇は爆撃、偵察の兩任務に服するもので、我々飛行艇九〇式一號の如きは、全金屬の單葉艇で全長二トメートル、翼幅三十メートル、重量十二噸、馬力二千百を有し、英吉利空軍の大飛行艇、サンプトンを遙かに凌ぐものであり、時速二百二十キロメートルの速、快力を以て洋上を縦横無盡に雄飛し得るのである。

### 第二章 陸海軍の兵器

戰車 我國で戰車と呼ばれてゐるタンクは、千九百十六年歐洲大戰當時、英吉利の陸軍に依つて初めて用ひられたもので、一般的には厚い装甲を以て覆はれ、無限軌道を有して機關銃または小口徑の砲を備へ、これに數人搭乘して敵陣めがけ猪突するものである。其當時は一種しかなかつたが、現今では輕戰車、中戰車、重戰車の種別があり、輕戰車は十噸以下、中戰車は二十噸以下、重戰車は七十噸もあり、十數人を搭乘せしめ、また以前の戰車は單獨で活動したが、現今では重戰車や中戰車は歩兵の先頭に立ち、歩兵を掩護しつゝ敵陣に進

むのである。輕戰車はサイドカー位の大きさで、一人の兵士が馬の代りに戰車に乗り、數人または數十人を以て、隊をなし出動する騎兵用のものであるから、速力も迅く、そのため軍馬無用論さへ唱へられる程である。

裝甲自動車 裝甲自動車は自動車に鋼鐵板を張り、機關銃を備へた半戰車式の兵器であるが、現今では次第に改良されて戰車と殆んど同様なものとなつた。強ひて兩者の相違點を挙げれば、裝甲自動車は戰車に比べて、敵陣に對する防禦力がなく、障害物を蹂躪する力も少ないが、これは輕戰車も同様であるから、純攻撃用の自動車を戰車といひ、特種目的用のものを裝甲自動車と呼んで區別してゐる。

攻撃用裝甲自動車には對戰車裝甲自動車と、強行偵察用裝甲自動車とがあり、對戰車裝甲自動車は快速力をもつて、敵の戰車に肉薄し強力な機關砲火を浴せる一方、敵の飛行機を追つて、對空射撃をも行ふことが出来る。

強行偵察用裝甲自動車は、車輪と軌道とを併用し、二個の運轉座席を有して、自由に前進後退が出来るのである。其他浮袋を有つ水陸兩用の裝甲自動車をはじめ、騎兵專屬の裝甲自動車、兵員、彈藥、食糧等を運搬する裝甲自動車等もあ

る。

裝甲列車 裝甲列車は列車に裝甲板を張り、敵彈を防ぐと共に砲や機關銃を裝備して、敵軍と交戦しながら軍隊を移動することが出来るものである。

各種機關銃 現今用ひられてゐる機關銃には、十一年式輕機關銃、三年式機關銃、飛行機用機關銃及び高射用機關銃などがある。十一年式輕機關銃は歩兵や騎兵の持つ小型のもので、歩兵ならば射手が擔いで行く程度のものである。重量は十キログラム位で、射程距離は三千メートル餘である。發射速度は一分間に百二十發乃至四百發で、彈丸は一度に三百發つ射つことが出来る。

三年式機關銃は普通に機關銃といはれ、歩兵や騎兵の持つものゝ中最も威力のある銃である。重量は五十キログラム位、發射速度は一分間に五百發、着弾距離は四千メートルである。これを運搬には分解して馬に乗せて行くのである。

飛行機用機關銃は口径六ミリ半から七八ミリまであり、一分間に千發程度の發射速度を有つてゐる。主として戰鬥機の機首に備へられる固定機關銃はプロペラの廻轉に應じて、プロペラの隙間々に自動的に發射されるやうになつて居り、

また偵察機、爆撃機などに備へられる旋迴式機關砲は、旋迴俯仰共に自由で、敵機の攻撃に應戦しつゝ、同乗者が操作して發射するのである。高射用機關銃は飛行機を射落すために出来た特殊なもので、口径は十三ミリ乃至、四十ミリあり、發射速度は一分間に五百發程度である。

以上は、機關銃についての説明であるが、尙ほ歩兵の持つ主要な兵器に三八式歩兵銃がある。これは我國で發明改良したもので、重量は四キログラム垂射距離四千米メートル上空に發射するときの射程距離は千米メートル位である。

各種の大砲 現在用ひられてゐる大砲には歩兵砲、野砲、山砲、騎砲、加農砲、榴彈砲、列車砲、長距離砲など種々あり、歩兵砲には、また十一年式平射と曲射砲との二種がある。

平射砲は口径三十六ミリの最も小さい砲で、歩兵によつて運ばれ、敵の戦車、機關銃、歩兵砲などを射撃するものである。一發づゝ發射するのであるが、發射程度は一分間に二十發位、着弾距離は約五千メートルで、その特徴は、彈丸が地上に近く飛ぶ點である。

曲射砲は彈丸が彎曲して飛ぶ特徴があり、掩護物や塹壕に隠れた敵の機關銃などを射撃するために用ひられる。これも

四年式十五センチ加農砲は口径十五センチ、彈丸の重量も三十五キログラムあり、従つて威力も大きい。石造、鐵骨コンクリートなどで出来た堅固な砲臺や、建築物を破壊するのに用ひられてゐる。

四五式二十四センチ榴彈砲は口径二十四センチ、彈丸も約百八十キログラムあり、大砲の總重量は五千キログラムにも達し、最も堅固な建築物を破壊する場合に用ひられる。

列車砲は特別装置の列車に据ゑつけた大砲で、大小種々あるが、レールの上を自由に馳驅し得ることを以てその特徴としてゐる。

長距離砲は攻城砲中最も異色あるもので、歐洲大戰當時獨軍はこの大砲で巴里を脅かしたものである。これは「ベルター」と稱せられたもので口径は僅かに二十一センチに過ぎないが、彈丸は百二十キログラムもあり初速度九百六十メートル、着弾距離百二十キロメートルであつた。戦後は佛蘭西と米國が最も熱心にこの大砲の研究を續け、現今佛蘭西では着弾距離百六十キロメートルに達する大砲を製造してゐる。

各種の砲彈 今日の大砲に用ひられる彈丸には榴霰彈、榴彈、破甲榴彈、徹甲彈、燒夷彈、發煙彈、照明彈、毒瓦斯彈の種

數人の歩兵によつて持ち運び、重量は六キログラム位で着弾距離は三四百メートルから千五百メートルまでである。三八式野砲は口径七十五ミリの小砲で、重量は千七百キログラム位しかない。着弾距離は約八千五百メートルで、六頭の馬に牽かせて山野を駆けまはり、歩兵と共に最前線に進んで敵の鐵條網や、目標を破壊するために用ひられる。尙ほ我九〇式野砲は一萬五千メートルの射程距離を有し、世界第一流のものといはれてゐる。

四一式山砲は口径七十五ミリ、着弾距離は野砲よりも短い。彈丸が彎曲して飛ぶ特徴があり、掩護物の蔭に隠れたものを射つときに用ひられる。

四一式騎砲は野砲と殆んど同じものであるが、輕いのを以て特徴とし、六頭の馬に牽かせて、輕快に山野を自由自在に馳驅することが出来る。

十四年式十センチ加農砲は口径十センチ、着弾距離は約一萬四千メートルに達するもので、彈丸の重量は十六キログラムもある。自動車で牽き廻るやうになつてゐるが、彈丸が地上に近く直線的に飛ぶのがこの砲の特徴であり、また加農砲の香味の存する所でもある。

類がある。

榴霰彈は人馬殺傷用の砲彈で、發射と共に彈丸の頭部にある信管が燃え、それが燃え終ると共に火は中心管を通つて低部の黑色炸藥を爆發せしめ、その力を以て多數の彈子を前方に散亂させるものであるが、この砲彈の缺點とするところは遠距離射撃が利かない點である。

榴彈は諸種の高級炸藥を詰め、目標に命中するや瞬間的に信管が作用して彈丸が地中に突入しない前に炸藥が爆發し、また信管の構造によつては、地中爆發によつて鐵條網其他の防禦物を破壊し、破片を四散せしめて人馬を殺傷する。榴彈射撃は榴霰彈射撃よりも、遠距離に達するが、近距離射撃の場合でも、一度地上に達した彈丸が再び飛び上り、第二の彈道を描きながら空中で爆發するから、その殺傷力は頗る偉大なものである。

破甲榴彈は大、中口径砲に用ひる砲彈で彈頭が尖り、その侵徹力と爆發によつて、敵の防禦工事を破壊することを主目的としてゐる。歐洲大戰中榴彈とともに最も威力を振つたものはこの彈丸で、ベトンで固めた現代的要塞をも脅かすことさへ出来るのである。

徹甲弾は二十センチ以上の大口砲に多く使用せられ、破甲榴弾とともに最大最重の巨弾である。厚さ十二インチ級の鋼鉄板をも侵徹する力を有してゐるから、海岸要塞用として缺くべからざるものである。

焼夷弾は焼夷劑を填めた弾丸で、落下した地上で燃え上るものと、空中に曳火するものとの二種あり、その爆發力は凄惨な状態を呈する。

發煙彈は發煙劑と炸薬とを填めた砲彈で、榴霰彈の如く空中に炸裂して煙幕を構成するものである。

照明彈はマグネシウム、アルミニウム、バリウムなどの發光劑を入れて夜間敵の行動を探り、または暗空を飛ぶ敵飛行機の姿を発見するために發射せられるのである。

**毒瓦斯** 戦争に毒瓦斯を使用することは、千八百九十九年のヘーグ條約によつて禁止されたが、歐洲大戰當時獨逸軍がこれを使用して、佛蘭西軍に多數の死者を出して以來、各國もこれに倣つて毒瓦斯を使用することになつた。同時にこれを防ぐマスクや中和劑が考案されたが、千九百二十二年のワシントン會議において、再び列國の申合せにより毒瓦斯の使用を禁じた。然し愈々戦争となれば、相手國がその禁を犯さないと

は限らないといふので、各國とも大いに研究しつゝあるから將來戦においては化學兵器中の花形となるかも知れない。

毒瓦斯の威力はあらゆる間隙に向つて侵入する點にあり、種類の多い中にも、糜爛瓦斯イペリットは最も恐ろしいものとされてゐる。火砲から射出されたこの瓦斯は約十日間位その魔力を失はずしてあらゆるものを糜爛させ、遂には射撃地帯全體を廢地にして終ふのであるが、臭氣が少いために侵され易く、然かも症状が現はれるのは、作用後一日乃至二日後であるから、被害兵は侵されたことを感知せぬ間に俄かに眼が爛れ、皮膚が痛んで戦闘力を失ふに至るのである。

ルイサイト液は臭氣が強いため、イペリットよりは避け易いが、一度これに侵されると全身が激烈な砒素中毒に罹る。

窒息瓦斯としてはホスゲンが最も効果的で、この瓦斯も火砲から射出された砲彈が空中で炸裂するとともに、腐つた林檎のやうな臭ひを放つて擴がり、敵兵を窒息せしめるのである。其他敵の戦闘力を一時的に奪ふためには、催涙瓦斯鹽化アセトフェノン、臭化ベンゾールや、催涙嘔吐瓦斯、鹽化ビクリンなどがある。

**煙幕と火砲** 現代陸軍の化學兵器としては毒瓦斯以外に、發煙

劑及び焼夷劑がある。發煙劑、黃燐、硫酸、四鹽化チタンなどは遮蔽煙幕をつくるために用ひられ、主として火砲、發煙筒から射出され、また戦車、飛行機の噴霧器からも放射される。その白煙は或は地上を這ひ、或は空中に垂れて敵軍の視力を奪ひ、我が行動を隠蔽するのである。

燒夷劑も毒瓦斯と共に、歐洲大戰以來野戦に用ゐられるやうになつたもので、液體の燒夷劑は石油、重油、揮發油を混合せしめて製し、火焰發射器から壓搾空氣で噴射されると同時に、特殊の装置によつて點火され、長さ約五十メートルの火焰が僅か二分間位の間に地上のあらゆるものを悉く焼いて終ふ。また液體燒夷劑よりも更に猛威を逞うするものは、火砲によつて發射され、又は飛行機によつて投下される固體燒夷劑、殊にテルミットである。これは酸化鐵とアルミニウム粉末の合劑で、點火すると猛烈な火焰となり、攝氏二千度の高熱を發し鐵でもコンクリートでも忽ち溶かして終ふ。これに固體油を加へ、燐や過酸化曹達などを混入したものは、更に一層甚だしい威力を逞うする。

**殺人光線** 軍隊では怪力線といつてゐるが、一般には殺人光線と呼ばれてゐる。電波光線はその中間または外側の各種波

動其他の放射線を、特殊な装置によつて一ヶ所に集中し、これを遠距離に放射して、人體を焼切り、家屋、要塞、機械などを破壊するものであるが、未だ完成されてゐないから實用の域に達してゐない。

其他火薬に代つて電氣を使用する超長距離電氣砲、無線電波によつて、總ての兵器を操縦しやうとする電波操縦兵器などが、盛んに研究されつゝあるから、やがて實戦に使用されることゝなるであらう。

**各種の海軍砲** 戦艦の海軍砲は軍縮會議によつて口径十六インチ、仰角四十度以上は許されないことになつて以來、各國ともこの制限内において、如何にして威力あらしめるかについて種々苦心し、砲彈の裝備を改良して破壊力の強大を圖ることに努めてゐるのである。その結果として英吉利戰艦ネルソンの十六インチ主砲の如きは初速八百メートル、仰角四十度、最大射程三萬四千メートルで、厚さ約十インチ、鋼鉄板を貫くことが出来るといはれてゐる。

巡洋艦は軍縮會議で一萬噸以下に制限され、主砲も八インチ以下であるが、その威力においては十六インチ砲に多く劣るものでない。然かも仰角が制限されてゐないので殆んど高

射砲に近いものがある。英吉利のロンドン級巡洋艦などは、仰角七十五度、初速九百六十メートル、射程三萬四千メートルといふ驚くべき威力を備へた八インチ砲を八門も有つてゐる。その上操縦は總て機械力によつて行はれ、一分間に五六發も射つことが出来るのである。

新式主砲は四十五乃至五十口径（砲口直徑の四五倍乃至五十倍）の長さを持ち、重量は三十六サンチ、砲（十四インチ）八十二噸、四十サンチ砲（十六インチ）百五噸程度で、砲身は強度の大なる合金を以て造り、火薬の最大壓力が使用出来る。我海軍砲はこの砲身の強い點において世界に冠たるものである。この大砲が厚さ十二インチ乃至十八インチの鋼板を以つて嚴重に防禦された砲塔に据ゑ付けられてゐる。一つの砲塔に据ゑ付ける砲は、我が艦では二門であるが、英吉利や亞米利加の艦には三門を裝備してゐるものがある。

最新式の八インチ（二十サンチ）砲は長さ五十五口径、砲の初速九百六十メートル、仰角七十五度の記録を示してゐる。この大角度により大射程三萬四千メートルに達し、遙かに舊式艦の主砲を凌駕してゐる。その上現代の八インチ砲は、射撃の角度の高低、方向の變換、彈藥庫からの揚弾、

裝填に至るまですべて機動である。また砲塔も一門づゝ備へた單裝から、二門聯裝或ひは三門聯裝へと進んでゐる。

尙ほ六インチ級の砲も、製砲技術の驚くべき進歩によつて殆んど八インチ砲に匹敵するやうになつた。驅逐艦用の四・七インチ、五・一インチ砲も非常に強化され、今日では砲塔に守られて二門聯裝、大仰角の威力を有つてゐる。

砲彈と火藥 大砲の威力とは砲彈の威力である。海軍の砲彈は種々雑多な陸軍砲彈とは異り、悉く貫徹力の強い徹甲彈である。十六インチ砲彈は重量約千八百キログラム、初速一秒間七百五十メートルで、砲口から發射されたときの力は、厚さ六十四インチの鐵板を突破し、また八インチ砲は重量約百キログラム、初速一秒間九百五十メートル、發射當時の力は厚さ三十二インチの鐵板を破壊することが出来る。

海軍砲の發射用火藥はすべて無煙火藥である。そのため彈丸の初速は大きくなり、海上砲戦に一大變革を與へたが、それと共に悲惨な艦内における自然爆發が頻出するやうになつた。火藥の自然爆發は一瞬にして艦の生命を奪ふのみならず軍艦はこの爆發によつて沈没するのである

魚雷と機雷 水雷には魚雷と機雷との二種あり、ともに砲丸よ

りも遙かに猛烈な爆發力を有してゐる。

魚雷は水雷發射管から射出され、自動的に水中を走る水雷で、直徑五十三サンチ、速力三十二乃至四十六哩、駛走距離一萬メートル、炸藥量三百キログラムといふ實に恐るべき怪物である。發射管から火藥または壓縮空氣で海面に射出された魚雷は、その精巧なる自動裝置により、目標に向つて猛烈に暴進するのである。

機雷とは敷設水雷のことで、砲彈や魚雷の如く快速な兵器ではないが、黙々として海底に繫留され、または波上を漂流し、砲彈や魚雷以上の爆發力を有つてゐる。即ち重さ二百キログラム乃至百四十キログラムの機雷で、約二百尋の水深まで敷設される。發火裝置は多くの角式で、これに艦底が觸れると直ちに發火するのである。また潜水艦防禦機雷は、機雷群の上空に浮標を置き、この浮標または繫索に敵艦が觸れるときは原機雷が爆破するやうな裝置になつてゐる。

尙ほ角式機雷の外に浮沈水雷、時限機雷、曳航機雷などがある。其他にも潜水艦攻撃用の小兵器に機雷がある。これは簡單な裝置で海中へ投下するか、または輕快な投射機から發射され、發射距離は百メートル以下であるが、一定の深度ま

で沈むと機械的發火裝置によつて發火爆發するので、潜水艦にとつては最も恐るべき兵器である。

各種の光學兵器 海軍の眼である光學兵器には、望遠鏡、測距儀、潜望鏡、探照燈などがある。

望遠鏡は觀測用兵器で、双眼鏡、照準望遠鏡、彈着觀測鏡、對空望遠鏡などの種別があり、それらの目的のために使用されてゐる。

測距儀は距離測定用の兵器で、單眼合致式測距儀は光線とプリズムの作用によつて、映像が上下に二分される裝置になつて居り、二つの影像を合することによつて初めて距離を測定することが出来るのである。

潜望鏡は潜水艦が水面下に入つて全没したとき、外界を視るために使ふものであるから、そのレンズは非常に複雑な光學的配列が施されてゐる。

探照燈は夜戰用、信號用の兵器である。探照反射鏡の直徑は三十サンチから三百サンチまであり、百十サンチ級のものでも、その反射燭力は約六萬四千燭光もあつて、八キロメートル以上の海上を照らすことが出来るのである。其他無線電信、電話が海軍の耳として重要性を持つてゐる

の言ふまでもない。また砲弾や水雷以外にも毒瓦斯や煙幕が最新兵器として使用されてゐるのは陸軍と同様である。

### 第二章 兵役義務と徴兵制度

**兵役義務** 兵役に服することは納税及び、教育と共に、我國民の三大義務の一つとなつてゐる。これは帝國憲法第二十條に「日本國民は法律の定むるところに従ひ、兵役の義務を有す」と規定されてゐることによつて明かである。即ち日本は國民皆兵の國で、帝國國民にして、満十七歳より四十歳までの男子は、總て兵役に服する義務を負ふてゐるのである。

然かし日本國民中では朝鮮人、臺灣人及びアイヌ人にはこの義務なく、また不具、廢疾者並びに、六年以上の徴役または禁錮に處せられた者も除外されてゐる。普通の場合には満二十歳に達し、徴兵検査に合格した男子は兵役に服するのであるが、志願によつては満十七歳から、現役に服することが出来るのである。

**徴兵制度と服役** 我國は軍隊を編制するに、徴兵制度を採つてゐる。帝國國民は男子満二十歳に達したとき、徴兵検査を受け、その結果身體強健にして智能尋常の者は、現役兵として

入營し、一定の期間だけ軍隊教育を施される。現役の終つた後は豫備役に編入され、次で後備役となつて終るのである。徴兵検査に不合格の者も、補充兵或ひは國民兵となつて兵役の義務に服し、その義務期間は左の如く區分されてゐる。

一 常備兵役、常備兵役は現役と豫備役とに分れ、現役は陸軍は二年、海軍は三年。豫備役は陸軍は五年四ヶ月で海軍は四年である。

二 後備兵役、後備兵役は陸軍は十年、海軍は五年である。

三 補充兵役、補充兵役は第一補充と第二補充とに分れ、第一補充は陸軍十二年四ヶ月、海軍一年。第二補充は陸軍も十二年四ヶ月。但海軍の第一補充兵役を終つた者は十一年四ヶ月である。

四 國民兵役、國民兵役も第一國民兵役、第二國民兵役とに分れ、第一國民兵役は陸海軍に分れてゐる。第一國民兵役とは後備兵役、補充兵役を終つた者が服し、第二國民兵役とは常備兵役、後備兵役、補充兵役及び第一國民兵役に服しない者が服するものである。

**現役期間の伸縮** 現役兵中輻重特務兵は概ね二ヶ月、看護兵及び磨工兵は一年六ヶ月、補助看護兵は三ヶ月の在營を以て除

除せしめられ、現役兵で青年訓練所の訓練またはこれと同等以上の訓練を修了したものは、歩兵科（戰車隊を除く）にあつては六ヶ月、其他の陸海軍兵（輻重特務兵、看護兵、磨工兵、補助看護兵を除く）にあつては、六十日以内を短縮し、右の訓練を受けない者は、四十日以内在營期間を短縮され得ることになつてゐる。また陸軍現役兵で、下士、憲兵上等兵たらんことを志望する者は、任用または採用の見込ある者に限り、二ヶ年を限り現役期間を延長在營せしめられる。尙ほ在營中本人によらねば家族の生活が出来なくなつたときは、現役を免除されることもあるのである。

**短期現役兵** 年齢二十五歳までに、師範學校を卒業した者の現役は五ヶ月（但し師範學校の訓練を修了しない者は七ヶ月）としてこれを短期現役兵と稱する。短期現役兵は陸軍では歩兵科、海軍では兵科に屬し、現役を終つた後は直ちに第一國民兵役に編入されるのである。

**幹部候補生** 服役に先立ち配屬將校を附した學校を卒業し、または配屬將校を附した高等學校高等科または大學令により、大學豫科の第一學年の課程を修了し、若しくは配屬將校を附した專門學校または高等師範學校、其他陸軍大臣において高

等學校高等科と同等以上と認められたもの、第一學年の課程を修了した者が、豫備役及び後備士官たるの希望を有する者（年齢十七年以上二十六年未満に限る）は、幹部候補生を志願し、選抜の上、その本務に必要な勤務及び軍事學を習得すれば、士官に任ぜられる資格を獲得するのである。

**下士任官者** 下士に任官された者は、海軍にあつては現役六年

豫備役四年、後備役三年であるが、現役期間満了後も引續き數次再現役を志願し、現役年限年齢四十年に達するまで服役することが出来る。また陸軍にあつては一憲兵科下士の現役期間は、前服役年月を通算して六年二歩、騎、砲、工、航空及び輻重兵科下士並びに、經理部及び衛生部下士の現役期間は、前服役年月を通算して四年、但し航空免狀を有し、航空兵下士となつた者は、任官年の十二月より起算して三年三砲工兵諸工長の現役期間は、任官年の十二月より起算して三年四職醫部下士の現役期間は、前服役年月を通算して五年五軍樂部下士の現役期間は、樂手補を命ぜられた年の十二月から起算して五年六豫備役または後備役の下士で、再び現役に服した者並びに、歸休中豫備役または後備役の上等兵及び同等級の兵士で、現役下士となつた者は、前各號に拘らず、再び

現役に服した年、または現役下士となつた年の十二月から起算して二年とし、歩、騎、砲、工、航空及び輜重兵科の隊附下士は四十歳、其他の下士は四十五歳を以て現役年限年とされてゐる。

徴收・延期 前年十二月一日よりその年十一月三十日迄の間に於いて、年齢二十年に達するものを徴兵適齢者とし、毎年一月中に戸主から、本籍の市町村長に届出で、徴兵検査を受けなければならぬが左記の者は徴集を延期される。

一 兵役の適否判定しがたい者二禁錮以上の刑に該當する犯罪のため、豫審または公判中の者、犯罪のため拘禁中の者、刑の執行停止中の者、假出獄中の者、少年法の定むる所により感化院、矯正院または病院に收容中の者、矯正院法の定むる所により假退院中の者三徴集により家族が生活不能となるべき確證あり、延期を出願した者(二年間)四中学校、實業学校(修業年限五年)、高等学校尋常科(以上年齢二十二歳まで)師範学校、高等学校高等科及び専攻科、大學令による大學預科、修業年限三年または四年の専門学校高等師範学校(専攻科を除く)臨時教員養成所、實業教員養成所及び實業補習学校教員養成所(以上年齢二十五歳まで)修業年限五

年以上の専門学校、高等師範学校専攻科、大學令による大學部(以上年齢二十七年まで)に在學し延期を出願した者五徴兵適齢及びその以前より帝國外の地にある者で延期を願出た者、尚ほ左記の者は徴集を免除される。

一 戸籍法の適用を受けない者で、徴兵適齢を過ぎ、戸籍法の適用を受くる者の家に入つたとき。

二 徴集又は入營事故者にして年齢三十七歳を過ぎたとき。召集と免除 豫備兵及び後備兵は勤務演習のため兩兵役を通じ五回以内(一年一回、陸軍にあつては三十五日以内、海軍にあつては七十日以内)召集され、第一補充兵は教育のため百二十日以内召集される。また補充兵にして軍隊教育を受けた者は、勤務演習のため召集される。尚ほ歸休兵、豫備兵後備兵及び補充兵に對しては、毎年一回簡閱點呼が行はれるが、左記各號の一に該當する者は、勤務演習召集または簡閱點呼を免ぜられる。一餘人を以て代へることのない職に有る官吏または官吏待遇者二市町村長、助役、収入役其他これに準ずる職にある者三帝國議會府縣會、市町村會、其他これに準ずるもの、議員、但しその會期中に限る四帝國外の地に旅行または在留する者五帝國外の地を往復する帝國船舶の船員。

# 第九編 宗教知識

## 第一章 宗教の變遷

宗教は信仰を唯一の生命とするから時代思潮に順應して變遷し、人智の開發に伴つて發達する。知識の幼稚な時代には卑近なものが宗教として信仰せられたが、人智が進むに従つて宗教も次第に高尚となつた。彼の釋迦が印度教を廣めたため、波羅門教が影を潜め、パピロニヤの偶像教が都市の發達と共に、ヤブシヤドのために破壊された如きはその著しい例である。宗教は宗教政體の組織や習慣によつて、人の思想行動を支配し、社會文化の急速な發達を調停する勢力を持つて居る。宗教政體の組織については、この世は神によつて支配されるとの思想の顯現したものである。例へば政體は神に屬し、神は即ち王であるとすエチオピアの神政體、ダビットやソロモン時代に於ける半王半僧政體、ジュース國の衰亡後に擡頭した聖典政體等がこれを代表して居る。當時に於ては神の啓示や宣言は絶対

力を以て社會を支配し、文化の發達進歩もこの思想を以て遮ることを得たから、これを正面から見ると社會の進歩を阻止したもののやうであるが、一面に於ては又この思想は人類に安寧を與へたのである。

又宗教は人類をして安心立命を保たしめ、世道人心に裨益すると共に、一般の風教を善導し學術を促進して、文化的に社會を指導する勢力を持つて居る。文學美術の發達にして宗教によつてなされた物は少くない。宗教本來の目的が、文學美術の促進に重點を置くものでないことはいふまでもないが、宗教の興廢が文化の消長に甚大な關係を持つてゐることは、何人も否むことの出来ない事實である。

## 第二章 宗教の種類と要素

### 第一節 宗教の要素

宗教をその體系から分類する時は一神教、一元教、實驗教、汎神教、偶像教、祖先崇拜教、魂體崇拜教、生殖器崇拜教、動物崇拜教、自然崇拜教等となるが、その何れの宗教たるにかかはらず、信仰に最も必要なる完全な人格の教祖、準據すべき經典、永遠不易の教理、確固たる信念、死後の所期の五つの要



素を備へなくてはならぬ。

### 第二節 宗教の種類

**波羅門教** 五千年前印度に起つた種族的宗教で、教祖は不明となつて居る。教義としては吠陀とマメとの法典に準據し、輕神、悍戾、堅貪、讒、詔、輕薄、鄙俗、詐僧、毀體、放恣、鬪盜の十戒を立て、四族の制を設けて専ら僧侶及び王族を尊び商工を卑んで居る。その後は佛教に壓倒されて今日僧に命脈を保つのみであるが、繁苛な儀式によつて指を切り、皮を破り、水浴し、死後はプラマに冥合せんことを祈願した。

**佛 教** 佛教は世界三大教の一で、西曆紀元前約五百餘年の昔釋迦によつて始めて印度に開かれた。佛教の教義は草木國土の悉くが成佛の最高眞理に到達し、妙覺果滿の境界に入る要道を説いたもので、その趣旨を應病、與藥、對機説法の三つとして居る。佛教は分派が多くてその教義の深淺も同一ではない。經文の如き實に八萬四千を數へるのである。布教の範圍は全世界に亙り現今では約五億の信徒を有して居る。

**猶太教** 猶太教はセミチック人種の宗教中最も古代に開けたもので、紀元前二千八百年アブラハムによつて創始せられた。

教義は舊約書によつて十三條の規律を立て、モーセを以て萬古不易の傳授者となし、上帝は人類の意志、行爲を洞察して善をすゝめ惡を罰すべく、救世主の世に出るときは、死者の靈魂は蘇へるものと信じて居る。又唯一神であるエホバを崇敬し、全世界の人類をして、その配下に置かんとすることを理想とし、道義と個人的熱心とは長じて居るが、他民族と融合しない頑迷に陥つて居る。猶太教中、迦婆羅學は最も重要なものであるが、後世に至り曲解されて現今ではその本體を破壊された觀がある。

**基督教** 基督教は約二千年前、猶太のベツレヘムに生れた耶穌基督によつて傳へられた世界的な一神教で、天地の本體であるエホバに對し、あまねく人類を愛する慈親の如き生命ある存在と信じ、神の意に適ふためには、獨り神を愛するのみでなく全人類を愛すべきことを教義として居る。この人類愛の思想は基督自身が神の使命を膺らして、世を救はんためこの世に降つたものであるとして、盛に各地を遊説して多くの信徒を得たが、後には猶太の祭司の諸長や島民の長等の詭計に陥り、ユダヤのために身を賣られて捕縛され、あらゆる嘲罵を浴びながら十字架の上に慘死を遂げた。然し基督の使徒等は師

の教を遵守し、身命を賭して傳道に努めたため、よく今日の隆盛を來し、物質文明の歐米にあつて、東洋に於ける佛教以上の勢力を維持して居る。基督教は希臘教、天主教、新教の三派に分れて居るが、現今では獨逸のマルチン・ルーテルによつて創唱された新教が最も有力である。

**マホメット教** 一回々教といふ。マホメット教は西曆五百七十年、亞刺比亞のメッカに生れたマホメットによつて傳へられたもので、コーランを教典として居る。このコーランはマホメットの義父アペルクが、舊約全書から取材して編纂したもので、内容は教義と教事とに分れて居る。教義中眞の神の性質、未來の賞罰等については、基督教と異なる所はないが、耶穌は教主にあらずといひ、天國の樂園には芳醇な美酒がありといふ點、多妻を許す所などは全然その趣を異にして居る。教事は禮拜、禮拜前の齋戒、斷食、忌悼、祈禱、巡禮等で、信徒は一生に一度、必ずマホメットの墳墓に參詣せねばならぬことにして居る。

**神 道** 神道は徳川末期時代に興つた日本固有の祖先崇拜教でその本源は天御中主尊の神代に發し、高皇產靈神、神皇產靈神の氣化に現はれ、次で伊弉諾、伊弉册二尊の體化

となつた。この二柱の神は天照大神に傳へ、大神は又天孫瓊杵尊に傳へ、尊はこれを歷朝の天皇に傳へ、歷朝の天皇はこれを玉體に繼承したまひ、躬ら神事を治め神明に仕へ、天地化育を助け、億兆の依所を得しめ給ふにある。この信仰は國を神國、主を神胤、民を神裔、道を神道といふに至らしめたもので身を治め意を誠にし、人とし、人の道を盡し、君に忠なるは神意に叶ふとの思想を生ぜしるに至つた。神道には教典も教義もないが、現世を主として未來を説かず、たゞ高天ヶ原と月夜見國とを示して、高天ヶ原は善人が死後に至る處、また月夜見國は惡人が死後落ちる所となつて居る。神護を求めて現世の罪障を消滅せしめる法としては、祈禱と神呪とが行はれる。宗派としては神道本局、神宮教、大社教、扶桑教、實行教、大成教、黒住教、修正教、神習教、御嶽教、禊教、神理教、天理教等の種類がある。

**其他の宗教** 其他世界の宗教としてはヒビス、道教、アミニスト等がある。ヒビスは亞細亞に行はれ、道教は所謂儒教で支那を中心として勢力あり、アミニストは亞細亞、アフリカ等に勢力を持つて居る。

### 第二章 佛教と宗派

#### 第一節 佛教の傳來

佛教は釋迦によつて印度に創始せられ、西暦六十七年には支那に傳はり、次で朝鮮を経て西紀五百五十二年欽明天皇の十三年、始めて我國に傳はつたものである。爾來二千餘年幾多の變遷を経て次第に發達し、遂に現今の如き一大勢力となつた。

#### 第二節 宗派

我國の佛教は天台宗、眞言宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、黃蘗宗、淨土眞宗、日蓮宗、時宗、融通念佛宗、法相宗、華嚴宗、新義眞言宗、眞言律宗等の宗派に分れて居る。

**天台宗** 天台宗は僧最澄(傳教大師)を宗祖とし、修業としては遮那、止觀の兩行に嚴密の行を並修する。宗旨の意義は頗る深遠であるが、これを要約すれば「煩惱即菩提、生死即涅槃」と達觀し眞如法性の理體を冥合することを極意としてゐる。

**眞言宗** 眞言宗は僧空海(弘法大師)によつて傳へられたもので、現今では高野、御室、大覺寺、醍醐、山階、小野、泉涌寺の八派に分れて居る。宗旨は大日經中の入眞言門と金剛經

中の眞言陀羅尼宗とから採つて居る關係上、大日教と金剛教とがその經典となつて居る。この外龍猛菩薩の菩提心論及び摩訶衍論を指南の重要なものとする。覺の所在を知る教相と、修むべき道を示す實相との二相を修業すれば、即身成佛即身入地の益を明かにすることが出来るといふのが、この宗教の教義である。

**淨土宗** 僧法然(圓光大師)を宗祖とするもので、淨土に往生せんことを期し、無量壽教、觀無量壽經、阿彌陀教の三經及び天親菩薩の往生淨土論一卷をその宗旨として居る。

**臨濟宗** 臨濟宗は禪宗の一派で、支那唐朝の義玄禪師より起り我國では榮西を宗祖として居る。臨濟宗は直指人心見性成佛を標榜して居るから他宗の如く歸依の經典なく、不立文字、教外別傳を本旨とし、八萬四千の教綱を透脱して、大小顯密の外に超出し、如來心地の要門を傳へんことを宗旨として居る。分派としては天龍寺派、相國寺派、建仁寺派、妙心寺派、建長寺派、南禪寺派、東禪寺派、大徳寺派、圓覺寺派、永源寺派、方廣寺派、佛通寺派、國泰寺派、向嶽寺派等がある。

**曹洞宗** 禪宗の一派で道元を宗祖とし、達磨大師の法語要文にある「本來物一物」といふのが、この宗の義骨となつて居る

宗旨は「佛に授受、師々稟承、直に佛心を單傳して八方の聖徳を包括す」といふにある。

**黃蘗宗** 僧隱元を宗祖とする禪宗の一派で、その根源を臨濟宗と同じくして居る。宗旨も臨濟宗と同じく萬治二年時の將軍家綱の歸依を得てから勢力を加ふるに至つた。

**淨土眞宗** 宗祖は僧親鸞(見眞大師)で佛光寺、高田、木邊、本願寺、大谷、興正、出雲寺、山元、誠照寺、三門徒等の派に分れて居る。この宗の根源は淨土宗から發し、大無量壽經觀無量壽經、阿彌陀經の三部及び龍樹菩薩の十位毘婆娑論天親菩薩の往生淨土論、曇鸞大師の往生論集、善導大師の五部九卷要文等を所依の經典として居る。教理の大意は自ら劣惡最下の凡夫と見て阿彌陀如來の本願を信じ、成佛の攝力の願力に随つて他力易行の稱念により、淨土に往生せんことを願求するにある。

**日蓮宗** 日蓮宗は僧日蓮(立正大師)を宗祖とするもので、現今では本門、日蓮、法華、顯本法華、本妙法華、日蓮正宗、不受不施、不受不施講門の九派に分れて居る。天台宗を根據とし所依の經典は法華八卷である。本義は「末法の今日、論理修學することは困難であるから、たゞ信心を肝要とし、心念

を高唱の法によつて即身成佛の妙果を得んとする」にある。本門の本尊、本門の題目、本門の戒壇を宗義の三大秘法とし、心、慧、身の三つを研整し、五綱、三秘、本迹、攝折三軌、五種、三益の七科を立てれば、必ず法華の教義を解すること出来るとして居る。

**時宗** 宗祖は一遍、宗旨の綱要は淨土宗に似て自行化他を本旨として居る。自行とは自ら信仰して安心立命を得ること、化他とは自らの所信を他に及ぼし、幸福安樂の境に導くことである。

### 第四章 神道各派

神道	本局	所在地
神住教	本局	東京市麻布區斧町一三九
神道修正派	本局	岡山市外大元
大社教	教務局	東京市本郷區駒込西片町三
扶桑教	本局	鳥根縣藤川郡大社町
	大教廳	東京市世田谷區松原町一ノ八三

第五章 佛教各宗派

實成教	神習教	御嶽教	神理教	神理教	天理教	金光明教	天理教	天台宗	寺門派	眞盛派	眞言宗	醍醐派	東寺派
本務本廳	本務本廳	本務本廳	本務本廳	本務本廳	本務本廳	本務本廳	本務本廳	總務本山	總務本山	總務本山	總務本山	總務本山	總務本山
東京市牛込區東五軒町三八	東京市小石川區原町四四	東京市世田谷區新町二ノ三二一	東京市品川區西大崎二ノ二一六	福岡市企救郡企救町德力	東京市下谷區西町五	岡山縣淺口市郡金光町	奈良縣丹波市町三島二七一	滋賀縣滋賀郡坂本村	同	同	同	同	同
泉涌寺派	山階派	善通寺派	新義智山派	新義智山派	眞言律宗	眞言律宗	淨土宗	淨土宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗
本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
泉涌寺	勸修寺	善通寺	隨心院	智積院	大智院	長谷寺	西大寺	唐招提寺	知恩寺	增上寺	光明寺	淨華院	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
京都市東山區泉涌寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺	京都市東山區山科勸修寺

天龍寺派	相國寺派	建仁寺派	南禪寺派	妙心寺派	建長寺派	東福寺派	大德寺派	圓覺寺派	永源寺派	方廣寺派	佛通寺派	國泰寺派	向嶽寺派	曹洞宗
大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山	大務本山
京都市右京區嵯峨天龍寺	京都市上京區相國寺門前	京都市東山區小松町	京都市左京南禪寺福地町	京都市右京區花園妙心寺	京都市右京區花岡寺	京都市東山區大船町	京都市上京區紫野大德寺	滋賀縣愛知郡高野村	滋賀縣愛知郡高野村	滋賀縣引佐郡奧山村	滋賀縣引佐郡奧山村	滋賀縣引佐郡奧山村	滋賀縣引佐郡奧山村	滋賀縣引佐郡奧山村
眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗
本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山	本務本山
京都市府宇治郡宇治村	京都市下京區堀川通	京都市下京區烏丸通	三重縣河藝郡一身田町	京都市下京區七條堀川上	京都市下京區高倉通佛光	滋賀縣野洲郡中里村	滋賀縣野洲郡中里村	滋賀縣今立郡味真野村	滋賀縣今立郡新橫江村	滋賀縣今立郡新橫江村	滋賀縣今立郡新橫江村	滋賀縣今立郡新橫江村	滋賀縣今立郡新橫江村	滋賀縣今立郡新橫江村

時宗	不日蓮宗不受施講門派	日蓮宗不受施講門派	本妙法華宗	法華宗	本門法華宗	本門宗	顯本法華宗	日蓮正宗
同	大本務山	大本務山	總本務山	總本務山	同	同	同	總本務山
正法寺	無量光寺	清淨光寺	本覺寺	妙覺寺	本隆寺	本成寺	本興寺	光長寺
京都市東山区清閑寺町	滋賀縣高座郡麻郷村	同	同	同	同	同	同	同



(局務總會教正トスリハ) 堂イラコニ

傳教大師	慈覺大師	弘法大師	智證大師	慈覺大師	本覺大師	慈眼大師	興光大師	圓光大師	理源大師	東漸大師	慧成大師	聖應大師	道興大師	弘覺大師	法光大師	慈教大師
最澄	圓仁	空海	圓珍	良源	益信	天海	覺鑾	源空	聖寶	源空	源空	源空	源空	源空	源空	源空
天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗
清和天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇
貞觀八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年	同八年